候と申事ニ御坐候、幕の立場之者の噺ニ、水府公之御論ハ、御激ニる御指出し之御書之面、猶又御目通へ出候ゐも、如何ニも御激論ニる、御返答も申上兼候程ニ候得共、夫ハ實ニ公辺之御爲メと被思候厚キ思召ゟ被爲出候御儀故、　京師御尻持等之儀ハ更ニ無之段、恐入候御事ニ候、併古風ある御論、當節の勢ニるハ用ひニあり兼候と申候由ニ御坐候、申上度儀も御坐候得共、難盡筆紙候故、御答迄、早々以上、

五月十四日

尚々、役所出前相認、早々申上候、以上、

（封表）長　川　先　生　　亮　拜　答

〔僧信海口供〕○宮内省圖書寮所藏本武家吟味書所載

○安政六年二月京都町奉行小笠原長常吟味書

（表紙）「成就院信海吟味申口書

成就院住持

信　海　未四拾歳

申　口　書

小笠原長門守」

尾州侯ノ使者上京ノ件

○中略、

一去午五月頃ト覺、忍向儀、近衛殿より歸宅、例ト者格別遲ク相成候付、何故遲刻相成候哉ト、此者相尋候處、尾張殿より御使被差登、夫故遲刻相成候儀之旨申聞候付、無何心右者何用ニる御使被差登候哉ト承返候處、堀田備中守殿に被仰進候

勅答之趣、尾張殿ニも、御尤ニ被思召旨、被仰越候御使之由、且又尾張殿より江戸表に被差上候建白書寫之由、

「（朱書）墨夷條約之義ニ付、今般

御懇之蒙

台命、謹る奉拜承候、○中略、

皇國御保護之筋ゟと奉存候、此旨宜樣被達上聞候樣致度存候事、

五月七日（マヽ）」

忍向儀、近衛殿ニる借受歸候由爲見罷在候、右建白書者、全ク前御使者持參致ー候儀ニるも可有之哉ト、此者推察罷在候旨、

○中略、

右信海吟味仕候趣、書面之通ニる、○中略、御座候、以上、

未二月　小笠原長門守

○水戸藩主徳川慶篤ノ答申ニ關スル史料ヲ次ニ收ム。

〔水戸藩主徳川慶篤答申書〕○公爵徳川圀順所藏本防海雜記所載

○五月朔日老中堀田正睦へ

安政五年戊午五月朔日、

中納言様御登　城之節、　御居殘ニる、御老中堀田備中守・松平伊賀守兩人ゟ　御逢、御直ニ御渡被遊候御上書之寫、

勅諚ニ從ヒ墨夷ノ要求ヲ拒絶スベシ

墨夷御所置之儀ニ付、

勅答御書付謹る拜見仕候、尚又

御意之儀奉畏候、

勅諚之趣、乍恐御尤之御儀ニ奉存候、實ニ

神州安危ニ拘り、不容易事ニ御座候得ゟ、墨夷申立之通ニ而已成行候るゟ如何与心配仕候、尚又(イ扨)此上諸夷より如何様願出候儀も難計、萬一願出候迚も、一切爲御濟無之方、御宜敷儀与奉存候、乍併

公邊ニるも、是迄深く

御配慮被爲　在候上之御儀ニゟ候得共、尚更篤与　御勘考被爲　在、

東照宮思召被遊御繼、被奉安

叡慮候様被遊候儀、肝要之御儀ニ可有之、

公邊之御爲、立場柄別る心配仕候間、不憚忌諱此段奉言上候、以上、

四月(イ五)　慶篤

(昨夢紀事堀田正倫家記)

慶篤修正シテ再ビ閣老ニ上書ス

〔水戸藩主徳川慶篤答申書〕○防海雜記所載

○五月二十一日老中堀田正睦へ

戊午五月廿一日、

中納言様ヨリ、再

御上書之御案寫、

是ハ備中守ゟ、封書ニる申上候ニ付、御封書ニる、廿一日朝、御城附ゟ以、備中守方迄御指出、○防海雜記

墨夷御處置之儀ニ付、

勅答御書付御渡ニ相成、謹る拜見仕候、此度條約爲御濟相成候儀、時勢無已事御儀ニ奉存候處、實ニ不容易儀ニ付、

公邊ニるも深く

外國問題ハ更ニ熟考シ叡慮ヲ安シズベシ

御配慮被爲在候上之御儀、尚篤と
御勘考被遊、被奉安
叡慮候樣被遊度奉存候、此段御尋ニ付、奉言上候、以上、
五月

〔老中堀田正睦書翰〕○防海雜記所載

○五月十八日水戸藩主徳川慶篤宛

戊午五月十八日、

中納言樣ゟ閣老堀田備中守ヨリ差出候封書之寫、
但、三重ニ封、本文自筆可有之由、

御上書之儀ニ付、去ル十五日、於
御城、御内々被仰聞候趣、乍憚御尤之御儀与奉存候、其節御書面ニ掛紙ニ而も仕可差上旨、
風与奉申上候得共、猶得与勘辨仕候處、右樣仕候儀ハ恐入候次第、且ハ不宜儀与奉存候間、
御斷奉申上候、只々此度
公邊ニ而御所置之御趣意ニ御障り不被成候　思召ニ候与之仰ニ付、何卒其御廉を分明ニ

上書ノ文言修正ノ件



御（慶篤）名

（堀田正睦外國掛中書類　堀田正倫家記）

御認直し被下度奉存候、右之儀、拜謁之上可奉申上筈ニ御座候得とも、追々時日も移候間、
乍略儀以紙面奉申上候、以上、
四月十八日

堀田備中守

〔水戸藩家老武田修理上申書〕○維新史料編纂會所藏本　武田正義家文書所載

○五月二十日藩主徳川慶篤へ

謹而奉言上候、臣不肖身ニ而、御家重御役儀被　仰付候段、對先祖面目無此上、冥賀（々々）至極難
有仕合奉存候、扨又昨日於
御前奉伺候今般
御上書之儀、退而愚考仕候處、誠ニ御大切之御儀、臣等申上候迄も無御坐候得共、
勅命之趣、且又
將軍家　御意之趣被爲蒙、御立場柄と申候而ハ、乍恐
天朝ゟ
將軍家、其御次ニ者
御家樣日本國ニ而第三番之重御立場ニ被爲入、
主上之御命、次ニハ

水戸家ノ地位重シ

安政五年五月朝日

天朝ヲ輔佐セザルハ不可

慶篤鬱意セズンバ修理家老職ヲ辭セン

將軍家之御意、

御直ニ御請被遊候御身ニる、日本第一之危急存亡之秋ニ當り、

御家樣ニる

天朝御補佐不被遊、又

將軍家をも御助勢不被遊候樣相成候ハヽ、乍恐君之臣下も又如其仕候者出來候樣御仕向

被遊候ニ相當り可申と、臣立場ニるハ深く心配仕候、若々昨日之

尊慮、今一應御勘考も被爲在候ハヽ、難有儀と奉存候、左も不被爲在、御決心被遊候御事ニ

も御坐候ハヽ、臣當御役相勤候る、右樣

君之御意も不相用樣之儀ニ到候段恐入奉存候間、何卒御役御免ニ勿論、如何被

仰付候共不顧恐奉申上候、願ハ

義公尊慮を被爲繼、幷前中納言樣御趣意之御意ニ被遊、

尊王攘夷之御碑文御空言ニ不被爲成候樣奉祈上候、右申上候段、甚以狂暴之到恐入候得

共、前條御家之御爲と奉存候間、此段奉言上候、以上、

五月廿日

上　御側衆中

臣　正　生

〔徳川慶篤書翰〕○内閣記錄課所藏本　堀田正倫家記所載

○五月二十一日堀田正睦宛

備中守殿　參　水戸

薄暑之節ニ候所、愈御安康珍重不過之候、然者、十八日ハ、縷々御書面之趣、逐一致承知

候、且公邊御所置之御趣意ニ障り不申候樣、御申聞ニ付、何分右之含ニて、別帋之通相認ゑ

候所、御都合如何ニ御坐候哉、承知いさし度存候、餘ハ登　城之上、萬々御咄し申候樣可

致、尚又先日差出候御上書ハ、早速御下ケ相成候樣致度、此段早々申進候、頓首、

五月廿一日

尚々、時候折角御厭專一存候也、

修正ノ上書案ナホス

〔徳川慶恕書翰〕○防海錄記所載

○五月二十一日徳川慶篤宛

尾張樣ゟ御返翰御直書之御文言寫、

安政五年五月朔日

慶篤ノ修正書ヲ見ル

修正ノ上書ヲ收メ先ノモノヲ返付ス

安政五年五月朔日

（巻表）龍宮君　蓬老拜

彌御安靜奉南山候、然者、早朝ゟ之御書被成下、拜見仕候處、兼る御吐露有之御建白之一條ニ付、御別紙之通ニ、御達ニ相成候御事、何も奉伺候、拙子方ハ何とも不申參候、何分よも、於御座間

上意之御儀とハ、大相違之御事御座候、何ぞよも恐入候事ニ御座候、以上、

蒲月廿一日

時氣御自愛奉存候、以上、

〔堀田正睦書翰〕○防海雜記所載

○五月二十三日德川慶篤宛

中納言様ゟ、封書ニる差上候書面之寫、

御投書被成下拜見仕候、過日御内々御談被爲在候御上書、御認直し御差出拜誦仕候處、此度之御書面ニ御座候得者、

公邊御所置振ニ强る御障り之御廉も無御座候樣奉存候間、右ニる可然奉存候、且先般御指出相成居候御書面、則返上仕候、御落掌可被成下候、右御請迄奉申上候、以上、

五月廿三日　堀田備中守

上書ノ文意ヲ改メ再ビ提出ス

〔德川慶篤書翰〕○侯爵伊達宗彰所藏本

○五月二十三日字和島藩主伊達宗城宛

不順之時候ニ候処、彌御安康珍重不過之候、然者、其後者久々御無沙汰申候段、御用捨ニ預り度存候、扨上書一條ニ付、先日者御心付之義被仰越候ニ付、早速十五日ニて備中へ逢、委細申聞候所、至極大悅之由ニて、文意相直ー指出候樣相成候へ者、都合も宜敷趣ニ相咄ー候間、少々直ー指出候へ共、此後老中杯ゟ又々書直ー候樣之義、御話ー申候哉者難計候へ共、此度之一條ニ付てハ、以後認メ直ー候義、實ニ指支候間、右之義何分御含ニ相成居候樣いさー度存候、此先御心付之義有之候節ハ、無御伏藏被仰越候樣いさー度存候、此品甚麁末之至りニ候へ共進申候、御笑納ニも相成候ハヽ、別る大慶之至り存候、何も御安否承知いさー度、此段早々申進候、不具、

五月廿三日

尙々、時氣折角御厭專一存候也、

「（略封表）遠州殿參

（中包表）「書附」

水戸

〔水戸藩士會澤恒藏書翰〕○維新史料編纂會所藏本善庵秘簡所載

安政五年五月朔日

○五月十九日同藩士國友與五郎宛

一筆致啓上候、○中略、

五月十九日

會澤恒藏

安（花押）

國友與五郎樣 舍人御中

○別紙

一兩度貴書拜見、十四日ハ御用召ニ付、不發書候、○中略、

一、尾公御始御正論、花王壅蔽之由、御家被仰立ハ、征夷の字を不辱と、近畿內港を不

との事ニも候哉、夫も游說入候ハ、如何ある所ニ入候哉、越侯蘭癖之由、人望有之候人、此

癖ニてハ、是又一鉅害ニ御座候、

尾公ノ正論壅蔽セラル越侯ノ蘭癖ハ鉅害

○下略、

〔國事記〕○水戸藩士豐田亮手錄 公爵德川圀順所藏本

同廿一日、高橋より來る、誰人之書ある哉、

扨兼々御心配ニ御坐候墨夷一條之儀ニ付、幕ニ御指出之御書付之儀ニ付、去ル十五日御

登城之砌、閣老より御文面之不宜所御坐候間、御書直ー被遊候樣ニとの申上候由ニ承居





候間、甚心配仕候處、昨十八日御城付ヲ以、右御書付下り候由、昨日より右ニ付茅根先生必

死之骨折ニる申上候處、乍恐○（慶篤）幕風ニ御感ー被遊候哉、御呑込無之、如何ニも執政始、安

も極よりり候由ニ相聞申候、監察も只今執政へ罷出候容子ニ御坐候、老公ハ如何ある思召

ニ被爲入候哉、御打捨置被遊候哉之由、更ニ呑込不申、苦心千萬ニ御坐候、

威義公已來之御德義、此度ニ至り廢候樣ニる、不相濟次第、實ニ落涙之次第ニ御坐候、此間

中御改革之御政事も、追々相破ま、且寒（好）物時を得候義、殘念至極故、鮎澤抔へも、日々罷出

嘆息致居候處、今日ニ至り如何ニも致方是ふく、監府へ遊說致候所、いろゝ出來可申哉、今

明日之合戰大切ある事と奉存候、

尾公御指出之御書付も、御下ニ相成候處、尾公ニハ、是ニる不宜候ハヽ、指出申間敷と

被仰候よー、恐入候義奉存候、此方樣ニるも、右之處ニも御出來ニ相成候樣仕度奉至願

候、幕ニテハ、手の屆候丈ケハ遊說爲致、幕風ヲ爲吹候故、諸大名いつまもまさ〳〵之論之

由、其內五人斗、指出候書付歸候者有之由、御三家樣ニるもらまさ〳〵致候ましハ、外ハ

致方無之ハ勿論之、宜敷御了簡可被下候、以上、

尾州公ハ上書ノ修正ヲ肯セズ

五月十九日八ツ時認メル、

尙々、役所取込之中相認候故、不任心底候事、宜敷御推考之事、

○尾・水兩藩主ノ答申ニ關スル雜史料ヲ次ニ收ム。

〔目付岩瀨忠震書翰〕○橋本景岳全集所載

○五月三日福井藩士橋本左内宛

○上略、

尾水ノ建白ヲ一見ス

○〔尾張・水戸〕混之御建白、昨日一見、扨々困り候事に御座候、

○中略、

二白、此節も兎角黨類多きやに傳承候、是亦一大厄事、

五月三日　　巖瀨

橋本兄

〔彦根藩主井伊直弼直書〕○子爵澁澤榮一所藏本井伊家秘書集錄所載

○五月三日藩士長野主膳へ

水戸尾州上書ニハ困惑

彌無事ニ旅行有之事と一段ニ候、○中略、

一此節大名御答書追々出申候、格別面倒成申立も、多分ハ無之候得共、國持之向ニハ未タ一向出シ不申候、此内ニハ何レ少々ツヽ之義ハ可有之と存候、第一水戸・尾州甚六ケ敷困り申候、水戸ハ御當主ハ至テ穩ニテ、公議之御主意御守り之由ニ候へ共、書面ハ大ニ





齟齬いたし、不怪手荒ニ相見へ申候、是全く御隱居（德川齊昭）へ對し、書面ハ左樣不致候ゐハ治り不申故、御心と違ひ候書面を御出しニ相成候事歟と察申候、何レニも書面ゞ証據ニも相成候事ニ付、御心之如く御書替ニ相成候樣、老中ゟ申上候趣ニ候、尾州家ハ又暴論而已被仰、是迄之約定、皆々打破り候樣ニと、嚴敷御勢ひ、誠ニ天魔之所爲ゟと、此節ハ國持大名迄も、尾州ニハ御心得違と、皆々申居候位之事ニ候、是も水戸御隱居御信仰ニゐ、内々ノ尻押被成候所より、右樣相成候事と風聞ニ候、竹腰兵部少輔其外家老ニも、右樣ニゐハ詰り尾州殿之御身之上ニも拘り候事と大ニ心配、段々諫言いたし候由、竹腰ハ別ゐ大骨折、感心成事ニ候、尾州ノ實父松平中務大輔（義建、前高須藩主）ニも深く心配ニゐ、毎々市ゐ谷へ參り、諫言有之由、何分御合點不參趣ニ相聞へ、此上之處如何成可申哉、共ニ心配致居候、水戸御隱居之御答書も御出しニ相成候、是も不相變御見込とハ相見へ候へとも、却ゐサツといたし、格別之御ヒ子リも無之、案外ニ候へ共、尾州へ御尻押被成、御いそせ被成候事と何レも推察致し候、實ニ御三家方ニて、右樣御落合六ケ敷てハ、自然京都ニゐも御不安心之基、誠ニ此上京都之御摸樣如何可有哉と心痛此事ニ候、何レニ致しても、今少し御書面振り宜敷相成候樣御說得可申段、閣老ニも申合居り候、十分ニハ參兼可申哉、甚覺束無き事ニ候、

慶篤ニハ上書ノ修正ヲ求ム

尾州ノ暴論ハ天魔ノ所爲

尾州ハ諫言ヲ用ヒズ

水戸隱居ノ答申ハ格別ノコトナシ

京都ノ情勢心痛ニ堪ヘズ

譜代諸侯ノ答申ハ穏健

尾州公ノ暴論

○中略、

五月三日認メ

秘書

桃廼舎へ

○本書ノ全文ハ、之ヲ五月三日ノ條ニ收錄ス。

〔彦根藩士宇津木六之丞書翰〕○井伊家祕書集錄所藏

○五月四日長野主膳宛

以書付得御意候、然ハ　御直書御一封、御下ケ被爲遊候ニ付、宿繼ヲ以御廻申候間、御頂戴可被成候、○中略、

一御譜代方よりハ、追々御書付も出候處、昨冬之御存寄と變り候事ハ無之、至極穏成由ニ御座候、尤老公（徳川齊昭）之御書付も、昨冬と爲差變り候御義も無之、細字短文ニ而、さつと御認メ之由、是ニハ深キ思召ニ而も可有之歟、尾州樣ニハ、成程暴論被　仰候ニ付、竹腰初段々御諫言被申上候へ共、何分御聽屆無之、尾州之御家ニも拘り、一大事ニ付、心術と御家臣手を盡し居候由、此程御城ニて、御前へ御逢之節ニハ、左程ニも不被　仰候由、御近習ニ不宜人付居候由、全ハ老公之御腰押と聞申候、

○中略、



慶永宗城モ直弼ノ說得ニヨリ穏健トナル

強硬論ハ尾州ノミ

五月四日夜　長野主膳樣　宇津木六之丞

尙々、○下略、

○本書ノ全文ハ、之ヲ五月三日ノ條ニ收錄ス。

〔宇津木六之丞書翰〕○井伊家祕書集錄所藏

○五月十三日長野主膳宛

蒲原驛より之貴書、忝拜見、雨天ゟ而川留等も御座候處、先々御都合よく御旅行被遊候由、珍重奉存候、此程六日切、京都へ指向指出候紙面ニ、御出立後之御模樣ハ委細得貴意候ニ付、右ニて御承知可被下候、

一諸侯より之御書付、追々出候處、至極穏之由、越前・伊達遠江樣あとハ手強き樣子ニ候處、是も御上（井伊直弼）より御直ニ御說得被遊候ニ付、大ニやわらき、近き內ニハ穏成御書付出候哉ニ相聞へ申候、左候へハ、もむや尾州樣計ニ相成申候、是も竹腰おきりニ御諫言申上候由ニ付、御居り合付候樣可相成と奉存候、

○中略、

五月十三日　宇津木六之丞

## 主膳様

○本書ノ全文ハ、之ヲ五月九日ノ條ニ收錄ス。

○松平慶永・伊達宗城等ガ尾・水兩藩主ノ答申書修正斡旋ニ關スル史料ヲ次ニ收ム。

〔昨夢紀事〕

五月三日、松平伊賀守殿へ御出ありて御逢對、○中略、尾張殿・水戸殿よりも御請書被指出て候か、容易ならぬ御文意も見えて氣遣ハ數候と申さる、水府ハ前殿（徳川齊昭）ニ候や、當中納言殿（徳川慶恕）に候哉と問はせ給ふに、當公にて候か、如何してよかるへきと問はるゝ故、公、御趣意に適ハん樣に、御引直しあらんとの事に候はゝ、伊達遠州ハ以前の御因ミも候て、御心易く候へハ、遠州に御申聞ありて、彼より御說かせあらハよかるへきかと答へ給ふに、いか樣夫ハよき手立にて候へハ、備中へも申聞候半と歡はる、公、復尾張殿ハ如何し給ふやと問はせ給ふに、彼卿ハ同列共申合せて、一同に相願ひ候半と存候なり、自餘の諸侯ハ如何あるへき、事立たる筋なからん樣に御周旋賜はるへしと申さる、公、其事ハ兼て申合せたる事も候へハ、御心安くおほすへし、○中略、なと申されたりしとそ、

五月四日、○中略、永鴻臚の許へ往たりしに、鴻臚の心付れたるよしにて申されけるハ、此節閣老衆にも諸侯の居合に殊に心を勞せらるゝ事候へは、其機に乘し建白へ西城の御事

永井尙志ノ勸告

慶永松平忠固ヲ訪フ

慶篤ノ上書修正ニ斡旋ス



を載せて申立られおハ、事あるへくかとおもはるれハ、此由太守公へ申上て賢考に備へたきとの事之、公は鴻臚に逢たらハ、水府納言殿の建白引直の事、備中殿ゟ遠州へ談しられんよりハ、伊賀殿より申されなハ、夫につきて遠州の伊賀殿へ說んとおもふ事あれハ、さる手續になるへきやうに、鴻臚より窃に備中殿へ告け申さるへき由を申へき旨、仰せ付られたれハ、其段申したりしに鴻臚能肯ひて、登營の上よきに計ふへきと申されたり、總る廟堂の有樣緩漫の事而已にて、天下も如何成行くらんと危踏まるれハ、殊に西城の御事の心焦らるゝなり、此比となりて伊賀殿抔も直言拒絕の勢にて、申出候事を夫ハ知れたる事なりと嘲けられ、或は聞に及はぬと拒まるゝ故、憤ろしき事のみ多しと歎息せられて、今となりてハかへらまの事なから、太守公抔の威力によりて西城を建參らせて、天下を維持するの外ハ無策なる由なとを申されたり、

忠固ハ直言ヲ拒絕ス

一、此夕、鴻臚より手簡にて師質へ申越されしハ、今朝の事備中殿へ內告に及ひたりしに、昨日已に伊賀殿より談せられて、遠州殿へハ備中殿ゟ申さるへきに事極りたれハ、今ハ遠州殿ゟ伊賀殿へ逢對の儀を申入れられなハ、自ら其事にも及ふへき由を備中殿申されたりとあり、其由直に　公へ申上たり、此遠州殿のいか殿へ說れんとの事ハ、水府當納言殿の事ハ遠江殿兎も角も扱ハるへけれと、老公の建白は手關に及ひかけたれハ、是ハ　公へ

宗城忠固ニ面談スベシ

御賴あるへしとの一條なり、

○中略、

五月十一日、○中略、此夕師質(永野忠徳)筑州の本へ往、○中略、

一、筑州よりの歸途、仰含めらるゝ旨ありて、礫邸の安島彌次郎を訪ひたるに、不在により空敷歸れり、

五月十二日、今朝蚤く安島彌次郎の許へ往て　公の御内旨を傳ふ、是ハ前殿の御建白の事ニ付、備中殿へ御出の事あり云々の次第になり候へハ、兩納言殿の御建白共に御引直しなくてハ却て御爲よろしからぬ事にもなるへけれハ、當納言殿のハ遠江守殿の御扱ひに任せられ、品能く御濟しなさるへく、老公のハ猶能閣老衆へ御談話の上にて、仰せ上られんとの御事共なり、彌次郎畏りて、仰の通りはからひ申へし、當公御建白の事ハ、昨日龍土侯(伊達宗城)より吉見左膳を以仰せ越されたる事も候あり、いつれに御爲よからんやうに心得て候なりと御請申上たり、

○中略、

五月十四日、昨日伊達遠江守殿、備中殿・掃部殿へ御逢對有之し故、師質へ遠江守殿へ參りて、御對話之次第を伺ひ來れと被仰付て龍土邸へ罷出たり、遠江守殿御對面にて仰ける

師質安島彌次郎ヲ訪ヒ慶永ノ内意ヲ傳フ

宗城慶篤ニ會シ上書修正ヲ勸告ス



慶永ヲ京都ニ差遣ノ件

大老ニ定見ナシ

宗城直弼ニ陣法交易等ノ事ヲ說ク

ハ、兼て御談し置れたる水府當公御建白御引直の事御承引にて、一昨日安島彌次郎を以來ル十五日御登城之節、閣老衆迄可被仰旨被仰遣だりし故、其事を申すへき爲、昨日備中殿へ往て申入たる次第に、京使を越公へ命せられてハ如何あらんと申たりしに、備中殿は彼公ならんにハ京都の思ひ入も事異りて、いとよかるへきとおもはるゝ由を申されたり、夫お大老へ往て、先つ今後の御處置次第にて、建白の模樣もある事なれハ、心得迄に承置度と申出せしに、何の定見もなき樣子にて、返答慥かならす、猶色々と詰問せしかハ、漸くに京師御警衛の事を此節專ら評議に及へと定り難し、伊賀出勤せてハ決評には至らさるよし故、御使ハ誰人に命せらるやと問ひしに、是も聢としたる事もなけれと、先ツ溜詰の内を被遣んかとの事故、定套の御使事ならんにハ左もあるへけれと、今般の事抔ハ廟堂の御樣子不案内にてハ事遂け申ましく、夫よりハ越前を被遣てハ如何と申せしかハ、夫もよろしかるへけれと、好まぬ向もあれハ評議にハ及ひかたき由を申せしあり、御軍政改革の事も勞心のよし故、其次第は如何と承り候へハ、何の見込もなきさまなれハ、此方か西洋陣法の事抔荒增及物語、和流の古法憑みかたき由を辨せしに、只管當惑の躰に見えたり、交易の事抔も本國の物を以て、異國の物に易る而已にてハこれなき事を論せしかハ、始めて聞れたる樣子にて殊の外感心あり、さる事ハ如何して知り居候哉との問ひ故、岩瀨肥後抔

に端々承りたりと申せしかハ、肥後の多辨も毎度聞く事に候へと、さる肝要の事ハ更に申聞けすと申さる故、此節の御急務候へハ、御穿鑿ありて可然と申候へハ、今は餘りに取込候へハ、今少し事靜りて逐々に承り候半と悠々寛々たる樣子なり、航海術御開きの事を申せしに、余ハ湖邊に育立たれハ、航海といへる文字も當職以來始る見聞に及ひたりと申さる如き迂濶の次第、又宗旨の事につきてハ、八宗の僧徒彼是難儀申立たる時ハ如何申と候處、是ハ大ニ感服の由にて、拙者共ハ御役相勤候てさへ然る事にハ更に心付もせさる事なるに、外樣ニて如此精密ある事迄心を用ひらるゝ事不可思議なりと感歎せられたり、諸大名諸旗本の疲弊を救ふ事なとも、さなくてハ叶はぬと申さるまてにて曾て見込ありとハ聞えす、却る海防懸拂の激論抗議を不敬の擧動の樣に心得られて不興せらるゝ故、言路を開きて諸有司の政府に於て言を竭さるゝ樣に有度事拂を諷諭せしに、是ハ隨分聞受よかりしなり、備中殿も今ハ閉口せられたり拂と大ニ得意の言語もありしなり、越侯の御出あり し事も御噂申されて、西城の事はいまた御決定にならさるよし、御書翰の御報に及はさりし失敬をも、余より申謝しくれよとの事にて、御序もあらハ又の御出を待たるゝ樣申されたり、まつ是等の事共にて、大老の胸中ハ唯一箇の我意ある而已、策略に至つては空茫として一物なし、此由申上よと仰ありしなり、此侯ハ辨才ある御方故、殊に委敷頤も解る

直弼ニ言路洞開ヲ諷諭ス

大老ノ胸中我意アリテ策ナシ

計りに御物語ありしかと、師質の筆力に及ひ難けれハ、是ハ唯其什一の概略を記せしなり、罷歸りて仰の次第委曲に言上に及ひしかは、公も大ニ悃り給ひて、大老を無識とハ見入れしかと、さまてにはあるましと思ひしに、大老如此にてハ今後の天下如何にかはあらん、多難の御時節、廟堂上に於てさる空見なる有樣を傍觀すへき秋にもあらさるへしと、在番狛山城、此比出府の本多修理を初、要職の面々を召出されて、如此次第如何おもふと御評議あり、何れも樣々に評論に及ひたりしに、歸する處兎にも角にも英明の主公ならてハ、德川御家の御維持ハ無覺束、幸ニ西城未決の事にも候得ハ、明朝御登城の上、御座の間御逢御願ひにて御直ニ被仰上、西城の義も御決定可然との御事に決したりしかと、猶此上に利害難易を夜に入り曉に徹し萬般御討論に被爲及しに、御逢の儀强る御願被遊とも、大老始閣老達も多分妨け申さるへく、たとひ此儀關御透し抜これありとも、又御側衆にても妨禦すへし、彼是容易ならさるへし、夫かハ大廣間諸侯の建白を御引留め、時日遷延を以て閣老を惱まし、將建白にも建儲の事を載せられ、陰に御促しに相成方よろしからんか、其上備中殿へ御相對ありて、手詰の御論判に及ハれん事可然と申事に御決評ありしハ十五日の曙方にて、最早御寢所へも入らせられす、直に御登城の御支度に及はせられたり、

五月十五日、御登城ありて、直樣遠江守殿へ大廣間建白の事を御內調ありしに、今日大廣

慶永在府ノ家老ト評議ス

大老ハ案外ニ無識

大廣間諸侯ノ建白ヲ抑留シ閣老ヲ惱マサシ

慶永ノ策時機ヲ失ス

宗城慶恕ト會談ス

慶永正睦ヲ訪ヒ激勵ス

直弼忠固ヲ歷倒シテ建儲ノ大策ヲ定ムベシ

間の衆が閣老衆へ御逢、御答書被指出度旨、已に大目付を以て政府へ御申入濟たりとの御事にて、此御一策ハ駟も逐ふへからさる事となり果て、　公の御失望限りなし、岩肥州へ御逢ありしに、御小姓頭取諏訪安房・權太遠江等ハ忠實の者にて、窃ニ橋公の御事をも左右せるに、　台旨は橋公にあらせらる歟にも聞ゆれとも、大老初後宮左右賢明を忌むの徒盛んなれハ、甚恐るへき勢なりと、歎息せる由を申上られたりとそ、此日遠江守殿・尾張中納言殿へ御逢ありしか、橋公建儲の義を御申出ありて、左あらては適ふましき由を御物語にて、此事ハ御都合よかるへし、御心得違の事も少し御論判に及はれしか、御拒絶と申程にもなかりしかと、又承引にもあらす、こは御一席に果つへき事ならねハ、重ねて市ヶ谷の邸へ御出ありて、御講究ニ及はれ度由を遠江守殿御内話なりしとそ、

一、此夕昨日より御評議ありし如く、堀田備中守殿へ御逢對ありて、備中殿を死地に陷れて御奮勵可被成との御策なりし故、御對面の上仰述られしハ、廟堂の形勢一轉して昔日の如くにも見えす、土岐丹波・川路左衞門已に外轉ありしからハ、忠直排斥の兆も稍顯はれ候へハ、足下の御先途も程遠かるましく覺え候、闇々と罷免の寃に遭遇せられんよりハ、唯今大奮激を發せられ、抗論說破、大老も伊賀殿も壓倒して建儲の大策を定められん事こそ願はしく候へ、是も實に必死を極められ、閣中にてハ指違へ、　台前にてハ割腹もせらるへき確乎壯勇の御定算なくてハ行はるへからす、空敷奸黨の邪計に落入られ、汚辱を受られんこそ息衝しけれ、もし斷然として天下の爲に大義を立られ、不朽之大勳勞を德川の宗社に殘されん事、老職首坐の御本懷にハ候ハすやと激切の御辨論に及はれしかは、備中殿大に感激せられ、左までに御忠告に及はれ候上ハ何をか包み申へき、僕か腹心も打明けて御物語申候半か、唯今御申聞ありし指違へも切腹もしらぬにても氣付ぬにてもおく、見据へきさへ有事に候へは、天下の御爲一死を厭候道理ハ無之候へと、恐れ多くも將軍家にハ取り詰めたる嚴敷事を申上候へは、直に御涕泣に及はせられ、一時にても二時にても有無の御答ハあらせられぬ事と被爲成候御儀にて、僕も度々如此辛らき目に逢て候へ、左樣なる時腹を切候迚、眞の大死、又指違へ候ても、跡々の始末死甲斐あるへくも候はす、何事も、此一條にて、是迄の苦心も御亮察下さるへし、己レを潔くせんにハ、死か退くかに候へとも、海防懸初有志の面々も、不肖なからも僕を目當に勤め居候事故、今更僕か身に事ありてハ、夫切の事となり可申、左候ては差當り御不都合も出來、御爲にも成兼候、廟堂の利害を較へ候へハ、一日ハ一日丈けの御爲にも候はんかと、忍んて出仕も致候をや、元來伊賀と掃部とハ不睦候ひしか、大老となりし已後ハ、伊賀より大に諂諛を盡し、又僕へも追從にて何事も上坐〳〵と讓り聞え候ハ表面の姿計にて、內實ハ大老へ取組み、僕を壓倒

正睦感激シテ衷心ヲ吐露ス

將軍ハ涕泣スルノミ裁斷ノ力ナシ

正睦辭職セバ海防掛以下ノ有志困惑セン

忠固ハ直弼ニ諂ヒ正睦ヲ壓倒セントス

せんと種々の姦計を施し候抔、京師も外夷も偕置閣中の内乱如斯實に御大事之至り、大和（久世廣周）
ハ風波を考へ、沖へも乗らす磯へも寄らす、紀伊守・中務（内藤信親）（脱坂安宅）ハ貴公程も事情を辨へす、進退谷
り恐懼の次第、西城の御事抔も大老ハ從來の紀党、夫に伊賀荷擔いたし、其餘御側衆・奥向
後宮にも賢明忌憚の党類數多これあり、橋ハ僕一人、近來の形勢、迚も維持すへくも覺え
候はねと、京師へ被對、外國條約の儀も違　勅の姿なるに、西城も亦橋に歸せすしてハ、兩
條の違　勅、夫にてハ相濟間敷と申說破にハ、聊避易致候へとも、夫にて橋に決するにも
至り難く、素々疾にも御決定になるへき筈なるに、何故か今以御考中の由にて、御治定も
き次第候へハ、最早橋公の御事の周旋も微力にハ適ひ不申、御斷り申より外ハあらす、海
防懸りも朋党と名付ケ嫌疑に堪へ申さす、其黨類の張本は僕にて、土岐丹波・同攝津・民
部・肥後・玄蕃等其列にて候、遠國奉行の堀織部、御目付の津田半三郎、是迄沙汰なかりし
に堪へ兼候哉、此間橋公の御事を申出候處、大に伊賀にしかられ候ひき、其已來ハ此二人
も黨類に入られ候、大名にて第一尊公、薩州・土州・宇和島等徒黨と唱へ、奥向ニるハ御小
姓頭取諏訪安房、御小姓ニるハ權太遠江等、何れも無二の忠臣故、竊に使ひ君側を周旋さ
せ候ひしに、是も近來探り出し、同類に入れられ、不遠外轉にも成へき勢にて候ヘ、此間も
宇和島に承り候へハ、伊賀ハ橋公の御事を同意と申と申され候へとも、そハ全く宇和島の

直弼忠固ハ紀州黨一橋黨ハ正睦一人ノミ

一橋擁立ノ周旋ハ微力ニテ辭退ノ外ナシ

正睦ノ同志皆左遷セラレントス

宗城ノ虚言



虚言なるへくと被存候と被申故、公、イヤ〳〵夫ハ決て遠江の妄言にハ候はす、已ニ余へ
も何處迄も橋公御同意と申事ハ返す〳〵被申候と仰られけれハ、備中殿、兩手を揚て頭を
抱られ、扨も〳〵あきれはてゝ候なり、閣中にては中〳〵さる氣色も候はす、尊公の御事
も風上にもおかれぬとの評判、尿奸氣（タハケ）といはぬ計の事にて、何ても僕を倒し、南紀を立、夫
ゟ太老をも倒し、己レ一人大權を握る積りに候はんと申さる故、御座之間御逢御願の事を
仰せ試みられしに、御逢出來候へハ重疊の事に候へとも、決して出來る氣遣ハなし、又出
來候ても、前にも密々申上たる御次第候へハ、更に御所詮も有ましくと申さる故、尾張殿
被仰立ハ如何あらんと御相談ありしに、尾公ゟも嚴敷御申立あらんにハ、餘程僕等か力
にもなりて宜しからんと、此日ハ眞に覆藏なく閣内の機密迄も打出されける故、公にも何
とも御當惑にて、初に替り、備中殿を御慰めありて御退散なり、京都御使の事も御尋あり
しに、いまた御治定これなく、御大老には自分ハ參らるへきとの事ありしに、家臣の者共
不承知にて、其事ハ止みたる由を申されしとそ、

一、御歸殿の上、例の面々召出され、又々御評議ありけるハ、備中殿の申さるゝ所にてハ、
建儲の義ハ扨置、眼前天下の大乱をも惹出すへき勢にて、御傍觀に忍はれ難き御次第とは
申ながら、廟議に御關係の御儀にも在らせられねハ、なさるへき樣も坐しまさす、此上ハ

忠固ノ野心御座間謁見ノコト

正睦ヲ慰ム京都ヘ遣使ノコト

慶永重ネテ廊議ス

水戸老公ニ周旋セシムルノ議

右様宗家の御大事にも候へハ、頑徳重望三親藩の長者たる水老公へ被仰上なハ、天下の大難御見遁しハ被成難き御運ひなれハ、御登城の上御直に被仰上、卽坐に姦凶御取除にもなさるへき歟に候へとも、是は老公の御處置ニる、又老公の御定見もあらせらるへく、何分にも此儘にハ御棄置遊はされ難き御事柄なれハ、先つ一應可被仰上との御評議にて、明日安島彌次郎を召させらるへきに決せられたり、

一、今日備中殿の申されたる事もあなれハ、猶又伊賀殿へ御逢對にて御討論に及はれんとて、明朝御逢の義を仰せ入られたりしに、御用多のよしにて御斷りなりけり、

○中略、

五月十六日、○中略、

竹腰正富ノ書翰

一、此日、尾公近比の御樣子、竹腰兵部迄御尋問之御書被遣たりしに、兵部ゟ被指出御請書、如左、

雲翰謹ゐ奉仰眅候、如尊命俄然炎蒸伏庚之暑候處、　台侯萬福被遊御座乍憚奉恭欣候、爾來不奉伺御機嫌、素懷ニ背奉恐畏候、御仁恕奉伏冀候、扨又黃門殿（徳川慶恕）近來之樣子、御內々被聞召度との段々、御書之趣詳奉敬承候、去月廿五日被仰出候御儀ニ付、御請書朔日被差出申候、右文意之處、私共ニも精々心配仕、先々主意少ナ之書面出來仕候得共、兎角最

正陸慶恕ノ上書ニ不滿ノ意アリ正富等修正チ請フモ慶恕應セズ

慶恕ノ上書修正ハ閣老勘考中

慶恕ノ面前ニテハ時勢チ語ラズ

慶恕ノ持論一變ノ噂ハ信ジ難シ

中根師賓往訪ノ件

初之意は解兼當惑仕候、併大凡は差支も無之文面ニ出來仕、是にてハ左のみ　御差支ニも相成間敷奉存居候處、備中殿御談之趣ニゐる、少々不平之文格も相見候間、何とか添削方之義、段々申上試候得共、何分一應二應ニは難行屆、然處尙水戸殿上書ニも不穩文面有之候得共、御同人には素より夫程強キ御存慮ニは無御坐候事、水戸殿御上書先ハ改メに相成候樣勘弁被成下候ハヽ、右之機會ニゐる尾張殿文面も取改方此上にて申上候樣可仕趣申上置、閣老方御手前ニゐる只今御勘弁中相成居申候、右故此節ニ彼是申候ゐは不宜候間、黃門殿面前ニゐるも時勢之咄は少々差扣罷在候間、此節之處如何御坐候哉、屹度は相弁不申候、昨日は如仰登　城中宇和島へも逢被申候由、右之義ハ承知仕候得共、如何被申談候哉、其處も未弁不申候、同氏より被聞召候趣ニゐるは、持論一變之樣ニも入御聞候趣、右樣ニ御坐候ハヽ、尤重疊至極ニ御坐候得共、其實何分御請合は申上兼候、彌次郎も如仰十二日晩歸着仕候、翌日ゟ愼被申付、引込罷在、十日十五日も相立不申候ハヽ、出勤も被許間敷、右故未一面不仕候得は、何共難申上候、私寸忠御承知ニゐる御尋之義故、無伏藏奉申上候間、尊展之後御投爐奉願上候、明朝右御用ニ付、靱負殿茅屋へ被差下候趣奉敬承候、然る處、明日ハ紅葉山に黃門殿豫參被相勤、同班之者差支多ニゐる、私供ニ罷出候間、拂曉より不在ニ御坐候、別段御用も被爲在候ハヽ、明夕か明後朝ニも御出相成

候様仕度、併右ニ委敷奉申上候餘之儀は、折角御内使被成下候ゐも、只今可申上種も無御坐、四五日中ニハ佐閣（堀田正睦）よりも何か談も可有御坐、左候得は、其模様ニより、卽今黄門殿存慮一變虚實之儀も委敷相分り可申、左候ハヽ、早々言上仕候間、其上へ靱負殿被遣被下置候共、私參殿仕候とも命ニ隨候様可仕と奉存候、吳々も折角靱負殿御出にゐも、右之次第ニゐはあまり詮も無御坐候間、此段奉申上置候、晩來燈下御請認麁紙亂筆、謹ゐ御海宥奉願上候、恐惶頓首々々、

蒲月十六日

二敬白、御懇之御細端奉　仰、冥加至極有難仕合、謹ゐ御禮奉申上候、恐惶、

慶恕ノ上書却下ヲ正富ヨリ出願ス

○中略、

五月廿一日、安島彌次郎ゟ師質へ書翰を以申越せしハ、○中略、建儲御申立之儀ニ付、尾藩の景況をも報告せり、此事も其儘申上たりしに、是ハ遠江守殿へ御談あらせらるへきとの御事なり、

○中略、

五月廿三日、公の仰によつて、安島彌次郎へ尾張殿の御建白御指出の事、老公より御指留あられ候てよろしかるへき旨を申遣したり、是ハ御引直しの爲、昨日竹腰兵部より願ひ下



水野忠徳ノ書翰

慶恕上書修正承諾ノ説アリ

ケたる由を、御聞及ひありし故なり、

○中略、

五月廿六日、安島彌次郎より師質へ手簡にて、遠江守殿市ヶ谷へ御出之事ハ御斷りにありたれと、公ハ嫌疑も坐さねハ御入ありても然るへきよし、田宮彌太郎もいへれは、近日御出ありて御相談あり度よしと、尾張殿の御建白御差扣の事ハ、熟々御承引になりたる旨を申越したり、

○中略、

五月廿八日、○中略、

一、此日、水野筑州よりも呈書あり、要件を抄出する左のごとし、

昨烏桐閣へ御枉駕之折柄、西議に渉り候處、彌鬼方に決定候趣、○中略、

一、尾公在國之家老某此比出府、再々諫諍ニ及、遂ニ說得仕、暴論を被變、建議も認直に可相成、就ゐハ逸論を主張被致候事ニ相決候由、岩より極密内話有之、御安心のため左内迄、及文通可申旨申聞候、最早御承知と奉存候得共、一寸申上置候、乍然、前書之譯ニゐは、十日之菊と相成、其詮無之、是亦天運とも可申哉、

○中略、

五月晦日、○中略、

一、尾張殿ゟ、去ル廿八日に被進たる御内書の御返翰來れり、如左、

華墨致披閲候、○中略、扨建白書面認替之義、其後何等内諭も無之候、且假令何と有之候ても、赤心申上候義、今更可變ニ無之、左樣變換可致は、赤心之詮は無之と存候、○中略、

五月卅日

二伸○下略、

〔佐倉藩戊午年集〕○伯爵堀田正恒所藏本

五月十三日、晴、

一例剋　御目覺、

○中略、

一八半時過、於御小書院伊達遠江守樣御逢有之、

○中略、

十五日、晴、

一卯上剋　御目覺、

○中略、



慶永來訪ス

宗城來訪ス

慶永來訪ス

忠固ヲ訪フ

慶永來訪

水戸藩士來ル

一七時前、大書院ニおゐて、松平越前守樣に御逢有之、

〔伊達宗城御手留日記〕○侯爵伊達宗敦所藏本

五月六日、それる、七十度、

一五時過、目覺、朝飯二ツ、一今朝出坐せほ、一大和・越前ゟ參る、一昼飯二ツ、

一八時過、出坐、水戸の御家來爲三郎出、用事有り、○中略、一五半時、寢、休息へ、

同七日、雨、夕晴、六十九、

一六時過、目覺、朝飯二ツ、一五時供揃、出門、一老中伊賀へ參り、夫ゟ大和方へ參る、

用事、昼飯二ツ、一八時歸る、藏六出る、用事、一八半時、越前參り逢候、用事、一水戸

御家來參り、用事申付候事、一夜食、一せきまく二ツ、一五半過、越前歸り、奥參る、

一酒少々ゟみ、四半時、寢、

同八日、雨、昼時それる、六十九、

一六半過、目覺、朝飯二ツ、一今朝五半時、供揃まて、上杉參られ、出坐あはめん、用あん

する、一昼前歸る候事、○中略、一松越前・大和・土州ゟ參る、○中略、

同九日、くもる、六十九、

一五半時、目覺、朝飯二ツ、○中略、一大和・越前ゟ參る、○中略、

慶永ヲ訪フ　豐信モ夾會ス

正睦直弼ヲ訪フ

水戸藩士來ル

同十日、くもる、おり〳〵雨、七十、

一六半時、目覺、朝飯二ツ、〇中略、一八時供揃、越前へ用事にて參る、一土州も參り、用ゑんする、一夜食二ツ、そぞきり四ツあへる、一六半時あち、五時過歸る、〇中略、

同十一日、晴、あせ、七十九度、

一六半過、目覺、朝飯二ツ、〇中略、一老若目見、數馬用事、長左エ門も、一越前・土州・立花・ネーなら參候、返事遣ほ、一昼飯二ツ、一八時過、供揃出る、一老中堀田、それら井伊へ參り、兩方とも逢、いろ〳〵用あんいあほ、井伊にて、夜食いあされ、三ツあへる、一六半時歸る、酒のみ、五半時寢、

同十二日、晴、七十九、

一六時過、目覺、朝飯二ツ、水かゝる、〇中略、一七時、水戸の御家來參り候申へ、出坐用あんする、一七半過、奥へ參り候、〇中略、

同十三日、

一五時過、目覺、朝飯二ツ、〇中略、一越前・土州ら參り、返事遣ほ、一四半時出坐、老若目見、用事、一昼食二ツ、一かきものする、一九半時、供揃、ネつ田トかもんへ參る、一六半時歸る、夜食ハ、かもんにて三ツあへる、〇中略、一五時過、寢、

慶永ノ家臣來訪ス

慶篤ヲ訪フ

同十四日、雨、七十二、

一五時過、目覺、水、朝飯二ツ、一越前家來參り、（中根師質）四時出坐、逢用ゑんする、一土州と弘尾ら參り、返事いあほ、一昼飯二ツ、かみ、月代、入湯、一八半時過、奥へ參る、少々ひる祢いあほ、一水戸殿・越前ら參り、直ニ返事する、〇中略、一五時出坐、表へ寢む、

〇次ニ掲グル十五日ヨリ二十二日ニ至ル日記ハ、宗城多忙ノ故ヲ以テ、夫人猶子ノ代筆セシモノナリ。伊達侯爵家所藏原本ノ表紙ニ、宗城ノ自筆ヲ以テ、「十五日（五月）らせわ〳〵、認候まなく、御前樣（宗城夫人猶子）へあのみ、あら〳〵〳〵る〳〵候」トアルニヨリ、此ノ間ノ事情ヲ窺知スルヲ得ベシ。乃チ其文體等、宗城自筆ノ部ト多少異ナルモノアレドモ、便宜コヽニ挿入シテ、二十三日以後ノ記事ト連續セシム。

五月十五日、晴、

七ツ時御めさめ、御登城、御あいしつらえと樣へよよと御出、夫ら山口丹波守樣に御出、七ツ頃御あへり、ちれこおれへ御出被遊、御寐、

十六日、れる、

五ツ時御目さめ、御膳御二もりうゝひ出る、よツ頃大膳との・永まろとの御出、九ツとれ御膳上る、少々御ひるね被遊、七ツ時御めさめあそれ〳〵、さゝやれ、御入とふこて御出座、くれころおそに御入、御酒・御膳上る、よこ入、御二所御出、五ツ頃御二所御あへり、それこ

御寐、

十七日、雨、

六ツ過御めさめ、御膳上る、うろ〳〵ひ出、よツ頃御まつ座、昼頃佐竹樣御同道にて御入、およ〳〵との私も多以面所に出、御めにかゝる、のち〳〵出ル、御表樣・佐竹樣御一所に御膳上る、御めにかゝる、のち被遊、間のゝふへ御出あそハし、ハ〳〵、御くに〳〵上る、若狹守樣・ゐつ次郎樣御出、平河ゟふとうきさら一出上るゟ引、六ツ過佐竹樣と御一所に御膳上る、五ツ頃佐竹樣御のへり、ゐつとのふ八丁堀樣・ゐつ次郎樣も御歸り、御二所御歸り、それに御寐、

十八日、晴、

六ツ時御めさめ、御膳上る、うろ〳〵い出る、よツ時分内匠出る、色々御もてなし、九□□過御膳上る、よよと御表御庭へ御出、義三郎とのも御出、御部やにもよよと御出被遊、御茶くに〳〵上り、ゐとのふ御歸り、それもの・御酒上る、八丁ゐりかも御出、六ツころ内匠頭さげる、五ツまへ若狹守樣も御歸り、ちねに御寐、

十九日、くもる、くれ頃ゟ雨、

六ツ過めさめ、御膳上る、うろ〳〵い出る、よつまへ御出座、むる頃ゟ大膳との・永まろとの御同道にて、むろふへ御出、よツそんころ御歸り、御二所御歸り、それに入御まん、



廿日、雨、

五ツ前御目さめ、御膳御二もり、うろ〳〵ひ出る、御ゐかもんへ參る、岩瀨内記樣御出、(竹腰正富)竹のこ〳〵まよふ〳〵ようち前樣へ御出、夫ゟとち樣に御出、あゝ六ツ頃御のへり、ちねに御寐、

廿一日、くもる、

六ツ半頃御めさめ、御膳御二もり、うろ〳〵い出る、御うねもの被遊、九ツ前御出座、八ツ過御入、大膳との御出、反物御らん被遊、それ頃ゟ御酒上り、およ〳〵との御出、御膳上る、色〳〵御もてなし被遊、五ツ御二所御のへり、それに御ん、

廿二日、くもる、雨、

六ツ過御めさめ、御膳御二もり、うろ〳〵い出る、岩瀨内記樣御出、(竹腰正富)竹のこ〳〵まよふ〳〵ようゆふ樣御出にて、御出座、對めんする、(コノ部分ヨリ以下、恐ラク宗城ノ自筆ナラン)昼飯二ツ、九半時供揃まくかもんへ參り、それゟ越前へ參る、夜食ゐちまて三ツ、五時前歸り、奥へ參る、酒少々のむ、五半時若兩所・永歸る、直に寢候事、

同廿三日、雨、七十四、夕七十八、

一六半時、目覺、水、朝飯二ツ、〇中略、一昼飯二ツ、〇中略、一水戸殿ゟ、御敷酒二ある被下候事、一水戸荻信之助參る、用談する、〇中略、一幕時前、奥へ參り、酒少々呑、長左ヱ門





慶永及豐信ヲ訪フ

直弼及慶永ヲ訪フ

水戸藩士來ル

慶永豐信ニ書ヲ贈ル

用事まて一寸出る、一五時過出座、表へ寢、

同廿四日、雨、七十四、七十九度、

一六時過、目覺、水、朝飯二ツ、一六半時過、供揃出る、兩山さんゟ以する、一それゟ、昼前佐竹へ參る、大膳ゟ少々さたへ參り居候、〇中略、一九時、供揃あり、一七時歸り、不となく奥へ參、休息へやすみ候事、

同廿五日、くもる、七十、夕七十八、

一六半時過、目覺、朝飯二ツ、一四時出坐、老若目見、用事、一かきものする、一越前・土州へ、ゟ遣ス、〇中略、一八時、奥へ參り、少々此間ひる称する、一七時、山口奥の方へ參り、直ニ逢、くゝ出ス、〇中略、一四時過、山口歸る、一四半時、寢、

同廿六日、くもる、七十、夕八十、

一六半時、目覺、水、朝飯二ツ、一かゝ付ものする、一あき物いゝ候、〇中略、一七半時前、夜食二ツ、一越前より ゟ參り、返事やる、〇中略、一四半時過、寢、休そく、

〔福井藩主〕松平慶永書翰〔〇侯爵伊達宗彰所藏本〕

〇五月十三日〔宇和島藩主〕伊達宗城宛

褥暑難耐、加之寸衷共ニ熱中之時、閣下御清安歡抃、爲天下ニ候、陳者昨十二日夕、信山竝

宗城ノ直弼正睦ト會談ノ狀ヲ問フ

柳河賁臨有之申候、其節兩賢之密話ニ、今般之建白相濟候迄者、出立不仕樣ニとの事有之候由、依之聊心付候義も有之、其外當龍〔徳川慶福〕等之義ニ付、過刻例僕靱　尊館へ差出申候、靱於途中、御佗適之御樣子奉伺候故、相調へ候處、櫻竝愛牛へ被爲入候趣之、靱速ニ皈邸申達候、右ニ就、愛牛竝櫻之時氣相伺度奉存候、只々夫而已熱中ニ御さ候、右ニ付、明早朝靱　尊館へ可差上と存候、又華价當方へ被遣候哉、相伺申候、何分今日之御應接振、如何相成候哉と存候、御返報、明日迄不被遣候ハヽ、從是靱差出可申候、右用事迄、早々申縮候、頓首、

十三日　　窠　　銃

伊達明公閣下

二白、時下不順、御自玉是相禱、若又今夕土州へ被爲入候御義ニ候ハヽ、御家來之内一名、其段被仰下候樣奉存候、不具、

〔福井藩士〕橋本左内書翰〔〇橋本景岳全集所載〕

〇五月十四日〔同藩家老〕本多修理等宛

内々申上

只今取込、布字亂筆御高免、

奉謹呈候、然者、過刻靱負宇和島侯邸より罷歸、時勢不容易次第言上仕候、依て明朝は、是

橋本左内頓首九拜

評議ニ來會ヲ求ム

非御投策不被爲在候ては難叶歟と奉愚察候に付、只今夕飯了仕候て復出勤仕、篤と御評議に相成候樣奉希候積に御座候、御兩所君へも罷出可申上筈に御座候へ共、掛りにては却て御相談も難調奉存候間、晩方より御出勤御座候て、御猷圖御盡し可被下候、右拜述仕候迄如此に御坐候、頓首九拜、

十四日　紀

修理樣　追付より可致上館、早々以上、

山城樣　只今出勤致候、以上、

侍史

南糸已ニ發露カ桐閣ノ奸計歎ズベシ

〔松平慶永書翰〕○侯爵伊達宗彰所藏本

○五月十七日ヵ伊達宗城宛

布答

御密啓拜展、如仰晴陰不定、世態又同、先々閣下御勝常奉歡抃候、陳者垂示之貴報、左ニ記ス、

一、櫻閣之應接、天運循環之樣子拂地、不日南糸已發露乎、櫻も不知由ニ候へ共、とふの其趣之、桐閣(松平忠固)之姦計ハ、稠密可嘆、筆紙之所及ニ無之候、拜晤ニ無之候半ゐハ、難申述候、嗚呼、

二、桐閣責問之條件、返答ハ未ゝ無之、昨日安嶋申越、困厄之光景、又御建白御座候老龍公(徳川齊昭)へ、申上置候、

三、尾公之推參ハ、先當分止メ申候、是老龍と少ー相談あれハ之、田宮四五日前歸京、尾之御建白引直ー六ヶ敷由、竹腰ゟ昨夜申越候、

慶恕ノ上書修正ハ困難

四、過日櫻閣へ可承存候處、重嶮之難困、當惑之餘忘却仕候、鈴藤(鈴木藤吉郎)之沙汰ハ一向無之由櫻被申候、關之出勤、全眼痛贋物ニ無之候、又愛牛先生之光景如何、櫻之ゝなー御聞被成度候ハヽ、明日ニゐも、明後日ニゐも、思召次第、弊舍へ御押掛可被下候、尤御出之半時前計、使介なり、華翰なり被遣可被下候、右布答如斯、早々閣筆、頓首、

即　憬

天下柱石大仰望藍山公閣下

又云、奉例祈候、今日ハ鯨海醉侯(山内豐信)之尊館へ拜趨中、未醉侯不醉、熟談中、呵々、

夕月のさやゝき光見えすーて

いつゝとるへ爰五月雨の空

うとゐはのよとさみとれの時ならん

安政五年五月朔日

山時鳥ちよはゐりなと（返し）

〔松平慶永書翰〕○侯爵伊達宗彰所藏本

○五月十九日伊達宗城宛

一翰謹啓、萬物鬱々、先以閣下倍御清安奉壽候、陳者、一昨日及布報（上ニ收ム）候末、何そ　明英之尊考も被爲在候哉と奉存候、僕何おもあらんや、扨者先日好こる、郭氏之圖爲認、容堂子一賴置候處、昨夜參り申候、何卒尊君こも題郭郊陽古人之詩、明後日まてゐ、此圖上こ御認可被下候奉仰願候、旦暮誠こ茫々當惑仕候、早々頓首、

五十九

藍　山　君　　鴻　羽

二白、時下御自玉是祈候、以上、

古人之詩無之候ハヽ、尊君御詩又文こるも宜候也、

〔松平慶永書翰〕○侯爵伊達宗彰所藏本

○五月十九日伊達宗城宛

御裁答奉拜讀候、爾來奉壽候、陳者、明日朝夕之內、御光駕可被下旨、忝奉存候、兩樣差支無之候間、何分御都合次第希上候、朝夕之從貴君御取極こる、從御家臣家僕迄、被仰遣可被下候、郭氏之圖ハ、趙翁（伴蒿蹊紀、前宇和島藩士）君こるも宜御座候間、何卒　趙翁君へ御願可被下候、艸々頓首、九拜、

即

伊　達　樣　　松　越

二白、奉例祈候也、

〔松平慶永書翰〕○侯爵伊達宗彰所藏本

○五月二十一日伊達宗城宛

昨朝者御貢臨被成下、緩々拜　鳳顏、欣然無極、爾來御佳迪奉雀躍候、陳者、昨日御密話申上置候尾之一條、過刻從安島、家僕雪江迄、別紙之通り申越候ひき、左樣御承知可被下候、昨日申上候者、安嶋之手こ者無之候、何分早々尾へ御書狀被遣、明日こ發尾へ御光駕被在、能々御相談奉希度候、僕所存素　叡慮丸潰ーと申事者とこ迄も無之、恐入難有次第ハ萬々こる、　叡慮相立候ハ充分相立、又關東御所置無已事ハ、相立不申候るも難相成事、御同意故、別論不仕候るも宜候へ共、爲念申上置候、尾へ御入來、迅速奉希候、

宗城ニ慶恕ヘノ往訪ヲ望ム

六響炮

○阿州之二通、御返投奉希候、

○ケロンビユス板本、御投借奉希候、明日こる宜候也、

○土州六響炮出來之趣承り候、如何ある儀哉、大小伺度候、若御覽被遊候ハヽ、爲御聞被下

度、御覽無之候ハヽ、他日土へ推參之節、見可申と存候、樞要而已申上、他者面倒閣筆、鬱々梅天、□(諸カ)光同斷、謹言、

廿一日　　吹蘭便矦

藍山明侯 几下

大空を賤の男りれの眞心を

しるやしらはや五月やこの雨

呵々、又呵々、

安島之書面、御返投可被下候、安嶋なも、此事賢兄へ申上候樣申遣置候也、

藍山君 親展別白在中　　憬」

○別紙

安島書狀

安島彌次郎書翰

段々梁川藩より御承知と奉存處、鳥渡申上候、尾藩長谷川なる者へ、建儲之論大眼目にゐ、一書を投候者御座候處、大に請よろ〳〵く、取次之者へ曰に、先日　福井矦とハ大に御異論にゐ、喧嘩半分御分きに相成候間、御都合もいゐゝと存候へハ、先ツ宇和島矦にゐ御出に相成候樣いさ〳〵度、彌御出に相成候事に候ハヽ、其段通〳〵呉候樣にとの趣に御坐候由、又其時之談に、建儲御建白ハ、年長賢明と申處にゐ、御申立に可相成、御名指にゐハ、出來不申とう、不宜と致申候よ〳〵、其說いゐゝ之意故、相分不申候、彌御同論に相成、御張込も御坐候得ハ、大なる御力に可相成候、依ゐハ速に宇和島矦へ御打合に相成り、先ツ御同所にゐ御出に相成、其上御都合次第、　大守公にゐも被爲入、御同力御一致にゐ御盡力被爲在候ハヽ、一時貫通可仕奉存候、前文一書を投候者ハ、櫻任藏に御坐候、

とまゐく御打合無之候ゐハ、いゐゝと奉存候間、御近くにゐ、先尊藩へ申上候事、

「遠州侯閣下(封筒表)　　越州刺史」

宗城ノ慶恕往訪說得ノ議ヲ勸ム

慶恕ノ上書ニ就テ問フ

〔松平慶永書翰〕○侯爵伊達宗彰所藏本

○五月二十四日伊達宗城宛

黃梅之雨色、萬景亦愁鬱、先以愈御淸安、爲天下躍然奉賀候、陳者一昨烏者、御過臨被成下、不相替懇諭忝存候、扨又竹兵よ〳〵、昨夕何そ申上候哉、如何相伺度候、若又尾邸へ御光臨に候ハヽ、此度之建白書御差出相成候哉之段も御窺被下、其他之事共、御盡力偏奉伏願候、爲此用事簡短意長、頓首九頓、

廿四　　越前刺史吹蘭

鶴臺賢公閣下

二白、時下御自珍是祈候、已上、

かきくらし いつもとるへきさみだれす

ほく〳〵思ふ空蟬の□□（二字不明）

慶恕ニ上書修正ノ件ヲ言上ス

〔名古屋藩附家老〕竹腰正富書翰〕○侯爵伊達宗影所藏本

○五月二十四日伊達宗城宛

謹上

謹奉擎一書候、蒭角不一之氣候御座候得共、臺下倍御機嫌克被爲入、乍憚奉恐悦候、一昨日者、被召寄緩々拝謁、難有仕合奉存候、扨又其節御内命之一條、昨日罷出、黄門殿ニ具ニ申上候、頃日者於營中、暫時被懸御目、段々御教示厚忝被存、先宜鋪申上候樣被申付候、右節御預り被申上候御書付、いまさ御返璧も不被申上□（一字不明）滯、宜御斷申上置候樣与之申入ニ御座候、且又御面話可被遊之義、委曲申上候處、段々厚キ思召ハ忝被存、實家以來格別御懇意被申上候事故、從是も被相願度被存候處御座候得共、猶更被致思慮候処、緣家之義者別段御坐候得共、當時御續も無御座事、御出ニ相成候ハヽ、世人之目ニも觸れ、此節柄何と無嫌疑と被憚、當年御詰之御同席樣方之内ニも、懇意之向不少、御入相願被置候ハヽ、外樣被仰

竹腰兵部少輔拜

慶永



宗城ノ來訪ヲ謝絶ス

竹腰ノ書翰ヲ廻示ス

込有之節、御斷被申上候も何とも心配被致候間、不外御懇意之事故、甚背素懷候處、万々失敬あらら、此節御出之處ハ、不得止一先御斷被申上度旨被申聞候、勿論御高風者、兼々御慕被申候事存、御教示筋之義ニ候ハヽ、已被虚ニ〳〵被相伺度、乍御面倒御書取ニ〳〵、攝津守（松平義比、高須藩主）父子或私共成とも、御廻ハヽ被遊被下候ハヽ、猶更本懷御座候趣被申聞候、此頃段々之御沙汰書不盡言、御面話之思召之処、其儀不得止御斷被申上候次第ニ相成、私共ニおゐても不行屆甚恐入候得共、品々理を分被申開儀、其上之義も取計兼、先此節之処、御聞濟被成下候樣奉願上候、先者此段言上仕度、昨日者職用ニ〳〵歸宅及晚候間、今日奉申上候、誠恐謹言、

蒲月廿四日

〔伊達宗城書翰〕○昨夢紀事所載

○五月二十五日松平慶永宛

昨日は被投貴翰候處、他適卽奉報不申上奉恐縮候、如命梅天欲晴不晴、萬景亦愁鬱、先以愈御淸勝爲

神洲奉大賀候、此間參館、僕こそ依然御懇諭被下、千萬辱奉存候、扨竹兵ゟ、漸昨夕如別紙書通ニ〳〵る失望仕候、何等此處ニ〳〵る御遠略も御坐候ハヽ、御懇示被成下度所希に御坐候、恐々頓首、

安政五年五月朝日

念五

北越吹藺賢公閣下　南豫上嶼

御端書忝、尙御自重專念存上候、別紙御序ニ御返却希候、百拜、

〔松平慶永書翰〕○侯爵伊達宗彰所藏本

○五月二十五日伊達宗城宛

拜讀、先以珍重、陳者垂諭一々敬承、昨夕今尾ゟ(竹腰正富)之呈簡御投示、實ニ僕ゟ至るまでも、失望至極之事ニ候、さりとてもいさーのさも無之奉存候、何分今尾之呈翰返上仕候間、此呈翰之趣、早々安島(彌次郎)へ被仰越、安嶋、任藏(櫻)へ此趣爲含、尾藩侍臣之方へ、爲問合候方と心付申候、其外之迂策ハ無之候、從小生も、橋左(橋本左内)へ申聞、大雅(藤森)ゟ内々可相調と存候、

○近來之尾公樣子如何哉、何も當方分り不申候、

○昨夕、容堂屋敷へ被罷越、不相替醉侯ニ御座候、此人磊々落々、可感可服候、小生輩中々所及ニ無之候、

○根證文被仰下、今日者雪江外出、從是可申上候、頓首、

即

龍館明公閣下　沙量便侯

慶恕ノ態度ニ失望ス

尾藩ノ有志チシテ周旋セシムルノ議

田宮彌太郎ノ談

慶恕ノ宗城往訪ハ不可能

二白、時下御自玉是祈、以上、

〔水戸藩士安島彌次郎書翰〕○侯爵伊達宗彰所藏本

○五月二十六日(宇和島藩士)吉見左膳宛

御細書之趣、逐一拜讀、如命連日之濛雨、退屈仕候、彌御勇健珍重奉至賀候、扨尾邸へ御枉駕之義、御初ゐ之義ニ付、竹腰へ爲御含ニ相成候處、さつと是迄御由緒も無之、當節嫌疑も有之候ニ付御斷、まゐー角筈(松平義建、前高須藩主)之御手寄ニゐ、御書面無御伏臟との御事ニ付、福井公へも御相談ニ相成候處、何分御書通ニゐハ、御行違之義も難計、何卒御直話之方と被仰進候へ共、又々端を御改、推ゐ說客ニひとーゝ御申上も御好不被遊候処、彼任藏へ申談、尾藩有志之知己、一周旋爲致、尾公より被仰進候所ニハ相成間敷哉云々、御示諭之趣、委曲承知仕候、至極御尤之義ニ奉存候、いつれ同人へ相談候樣可致候處、已ニ此方ニゐも、御出之御左右御延引を不審いさー、昨夜尾藩一有志を以ゐ、田宮之方を爲承候處、田曰ニ、此節御嫌疑も有之、御逢之義ハ御迷惑との思召ニゐ、竹腰迄御沙汰ニ相成候間、今程龍土(伊達宗城)ニゐも御承知ニ相成候半と申候よー、又其節之咄ニ、御續柄ニも有之、追々御出も御坐候義故、常盤橋(松平慶永)公ニ候へハ、御嫌疑も無之、宜との趣を申候よー、其節一有志より、左樣ならハ貴君ニゐ、龍土公へ御出ハ相成間敷哉と尋候へハ、やはり嫌疑ニ涉り候間、此節ハ御出兼候と申候よ

慶永ノ慶恕往訪熟談ヲ望ム

慶永ハ往訪宗城ハ呈書ヲ可トス

ー、最初長谷川某ゟハ、御承知之通之通知も有之、只今ニ至り、右樣之次第、尙田一有志へ之答等を勘考いさー候へハ、貴諭も御座候通、何分難解、田ある者不好處ゟ、右樣ニハ無之哉とも疑申候、任藏事も、田ニ逢度と申込候處、やハり嫌疑有之迚斷候よー、右樣之都合ニ御坐候ゐハ、彼ノ輩之周旋ニゐ、　尾公より被仰進ハ非出來義、何分安心致不申候、如貴諭閣中之御場合等、　尾公へ御禁言ハ御尤至極、是非御斟酌ニゐ、御說得之御處置、御賢慮被爲在候樣奉至願候、將又昨夜田之口氣、前文之趣ニゐ、何分御逢之義、御六ヶ敷と相察候ニ付、御手帋前、福藩中根迄一書相遣云々之趣ニ付ゐハ、　龍公迚も御六ヶ敷候ニ付、御迷惑ニゐも御枉ニ相成、　福公ニゐ御出御坐候樣、他ハ暫く指置、大御眼目之一ヶ條を篤と御熟談、朔日御登　城ニハ、是非老閣迄御建白御坐候樣、左も無之候ゐハ、勢切迫ニ相見候間、機會を失ハ（マヽ）程難計旨を申遣、尙御行違ニ相成候ゐハ不宜候間、　尊藩へ御打合御坐候上との義も申遣候事ニ候へき、此段よろーく御含ニゐ、可然御取成置ニ仕度、貴酬旁乱筆不文御推覽可被下候、頓首、

五月廿六日

尙々、愚考候ニ、　尾公より御起り、御逢と申義ハ何分六ヶ敷と奉存候へハ、御書より外被爲在間敷、　福公ニゐ枉ゐも御出ニ相成、　尊公ニゐハ、御書ニゐ被仰進、御兩樣ニ相成候ハヽ、可御宜哉とも奉存候、中根へも申遣候処、朔日御登　城之砌、御別方樣へハ、容易ニ決議不相成樣之御達言を御賢考ニゐ、　尾公へ被仰進候樣仕度と奉至願候処、いろヽ可有御坐哉、

「吉（略封表）　見　樣　貴酬御直披　安　島　拜」

建儲問題形勢惡シ

〔松平慶永書翰〕〇侯爵伊達宗彰所藏本

〇五月二十六日伊達宗城宛

瑤函展讀、先以愈御淸安、恐賀不啻、陳者、安島より貴臣へ申越候書狀御投示、披展仕候、今朝安より家僕迄、右一件申越候ニ付、早速尾臣へ幾日登館可然哉、問合置候間、申越次第、又々可汚貴聽候、

〇安書面之通り、從　貴君も尾へ一書被遣候ハヽ可然奉存候、尙又被仰遣候御草稿拜見申度候、鈴吉もまゝひ相付、跡氏（跡部良弼）之外轉、愉快とハ乍申、就是風波大動搖候ハヽ宜候得共、關主ゑ麼ニ付、夫程ニ不至敗軍、彌桐（松平忠固）之紋所者握權と奉存候、却ゐ無益又大害、

〇建云々、決着之手響如何哉与之垂教、今日桐へ參り申候、彌大事去り可申勢ニゐ御坐候、從僕如左申承候、

西一件ハ段々長く相成、嘸々御心配御察申候、此一條をきくや否、面色如土、又如魴尾相成

候ゐ、矢張決着相成不申、御勘考申と計り、兎角御三家始、異說を唱こまり入るとのこと申聞、不相替忠節を盡一可申旨被申、僕事勢迫此候間、默々こゐる相濟申候、意長短紙ハ勿論、機密中之秘ゆへ、朔日縷々可申述候、

●○右貴報、如此こ御坐候、午眠も出來兼、坐儿辺徒こ喫龐烟耳、鳴呼頓首、

即

鶴　君

忝奉存候、尙又奉祈候、

永

昊天墜地淚潛々　國是雄圖爲見刪
定策門生經濟術　子良今日坐朝班

此こゐる推量、以上、

「哀（略封表）奉　報」

「重（封筒表）堂　大　兄　貴　酬

輕　齋」

二日丙子　權大納言綾小路有長ヲ罷ム。

〔公卿補任〕（位忠能次）

權大納言正二位源有長　六十　三月廿四日任、四月九日拜賀着陣、同月十一日直衣始、五月二日辭退、





〔議奏德大寺公純通達〕○内閣記錄課所藏本（宮内省圖書寮所藏本）（武家書類往來所收）

○五月二日禁裏附大久保忠良へ

辭

權大納言、

右　聞食候、仍爲心得申入候、以上、

五月二日

大久保大隅守殿

綾小路

有　長　卿

〔久我建通日記〕○宮内省圖書寮所藏本

德大寺大納言

五月二日、當番德大寺大納言、晴、午後强雨兩三度斗、暫る止、其後霽、

一今日綾小路大納言有長卿被辭權大納言之旨、以剪紙從當番被示候、

〔雅俗日簿〕○山科言成日記　宮内省圖書寮所藏本

五月二日、急雨降、遠雷一聲云々、

○中略、

綾小路大納言辭退被　聞召云々、越月云々、

下田奉行井上清直（信濃守）　米國總領事「ハリス」Harris ヲ訪ヒ、米國トノ條

## 約調印ヲ七月二十七日迄延期ノコト、竝ニ其調印後三十日以内ニ、他國トノ條約ニ調印セザル旨ノ老中堀田正睦等連署ノ書ヲ交付ス。

〔老中堀田正睦等連署書翰〕○伯爵堀田正恒所藏本　堀田正睦外國掛中書類所藏

○五月二日米國總領事「ハリス」宛

（朱書）「午」五月二日、井上信濃守より、亞墨利加使節ゟ渡、○伏見宮侍御牧家諸留

午五月二日、蕃書調所ニ於て、井上信濃守蘭文ニる使節ゟ相渡ス、○安政記事

五月二日、亞墨利加使節ゟ之書付、○舊記

一、亞墨利加使節ゟ相渡候書付、○近世秘稿

午五月二日、蕃書調所ニおゐて、井上信濃守蘭文ニる使節ゟ相渡候和解、○防海雜記

戊午五月二日、蕃書調所ニおゐて、井上信濃守蘭文ニる使節ゟ相渡、○安政雜記

五月二日、於蕃書調所、井上信濃守亞米利加使節ゟ相渡、○開國起原

（表紙）（朱書）『「五月三日、寫」

亞墨利加使節ゟ之書翰』○堀田正睦外國掛中書類所藏

亞墨利加合衆國全權

兼コンシュル・セネラール

トウンセント・ハルリス殿

日本國の老中自分共、今般大君の命を以て、日本國ふるハ、井上信濃守・岩瀬肥後守ゟ任し、亞墨利加合衆國ふてハ、大統領の命ふよつて、其許を差越し、當午年正月五日、双方談判之上、條約決定きりといへとも、日本國おいて、安寧を存する重大の事柄あるによつて、調判の儀、同七月廿七日迄、延引きんこと歟、我望ふ應して、其許承允せり、併此事を變改、又ゟ其期限を延引せさること疑ふへかららほ、且此後貴國の外、外國人と條約等談判おゐよふことありとも、亞墨利加合衆國之條約へ調判そるの後三十日を經さる内ゟ、調判そることあるへからほ、謹言、

安政五年午年五月二日

堀田備中守花押

松平伊賀守同

久世大和守同

內藤紀伊守同

脇坂中務大輔同

米國トノ條約調印ヲ七月二十七日迄延期ス

三十日以内ニ他國トノ條約ニ調印セズ

〔海防掛大目付土岐頼旨等上申書〕○東京帝國大學所藏本　伊佐新次郎筆記所藏

安政五年五月二日

○五月朔日老中堀田正睦へ

（朱書）「午五月朔日、備中守殿に、佐藤清五郎を以召上ル、」

備中守殿

亞米利加使節歸豆之儀ニ付申上候書付

書面之通申上候間、御廻申候、

午五月

肥後守
信濃守

丹波守殿
大學頭殿
肥前守殿
左衞門尉殿
玄蕃頭殿
民部少輔殿
藤助殿

土岐丹波守
林大學頭
筒井肥前守
川路左衞門尉
永井玄蕃頭
鵜殿民部少輔
井上信濃守
岩瀨肥後守



「ハリス」歸豆ニツキ老中連署ノ書ヲ交付ノ件

「ハリス」ニ交付スベキ書翰ノ案

塚越藤助

昨廿九日、信濃守・肥後守、亞米利加使節に面會之上、追々御沙汰之趣を以、及引合候處、夫々談判行屆候ニ付、來ル七日ゟ九日迄之内、當地出立歸豆仕度旨申聞候間、承屆申候、附ゐて、使節願之通、別紙（上ニ收ム）御連名之御書翰御渡御座候樣奉存候、依之御書翰（下ニ收ム）案相添、此段申上候、以上、

五月朔日

〔老中書翰案〕○堀田正睦外國掛中書類所載

○五月米國總領事「ハリス」宛

（表紙）「亞墨利加使節に御渡可相成

御書付蘭文飜譯」

日本ニ於て亞墨利加合衆國全權

エキセルレンシートウンセントハルリスに

日本國の執政をる我等、今般マーイエスティト大君の許容まて、亞墨利加合衆國の方ニゐて其許、日本の方まてハエキセルレンシー井上信濃守・岩瀨肥後守、正月五日、決着しゐる條約調判、此國の安穩ま就て重大の譯柄あり、我望まて延引し、當年七月廿七日ま必を調

判をへく、此事ハ決て變改、又ハ延引をる事あるへあらをと、重き約をなを、
猶又、我等何をの國人と、如何樣の條約、或ハ規定をる事あるとも、亞墨利加合衆國の條約
調判の後三十日經さる以前ハ、調判せさる事を約守を、恭敬を加へ述ふ、

安政五午年　月　日　　御　名

（島津家本外國關係文書）

〔米國總領事「ハリス」書翰〕○堀田正睦外國掛中書類所載

○五月四日老中宛

（表紙）『（朱書）「午五月五日、寫」

五月四日

亞墨利加使節差出候書面飜譯』

於日本合衆國使節館、

（安政五年五月四日）千八百五十八年六月十四日、江戸府に於て、

江戸

帝國日本政治官社云々、

堀田備中守

松平伊賀守

久世大和守樣に

内藤紀伊守

脇坂中務大輔

蘭語譯文

於日本合衆國使節館、

千八百五十八年六月十四日、江戸府に於て、

江戸

日本國政治官社云々、

堀田備中守

松平伊賀守

久世大和守樣に

内藤紀伊守

脇坂中務大輔

米國トノ條約調印前他國ト條約チ調印セザル旨チ了承ス

吾ゟ貴所より、當月十二日（五月二日）附の書翰（上ニ掲ク）を落手さり、其末章中ゟ謂ふ所次の如し、

猶又我等何ゟの國人と、如何樣の條約或ハ規定さる事ゐるとも、亞墨利加合衆國の條約調判の後三十日經さゟ以前ハ、調判せさる事を約守ゐ、

若し前ゟ載ある拔抄中ゟ記しある時限の經さる以前、外國より貴所と條約を爲さんあ、使節を送る事ゐらゟ、貴所此事ゟ付、吾ゟ書しある約束ゐるを以て、安政五年八月廿七日前ハ、條約調判し難き旨を述へ、至極相當なる為し、恭敬を加へ述ふ、

於日本亞墨利加
合衆國全權
トウンセント・ハルリス印ス、

ハ・セ・イ・ヒユスケン

（安政雜集）

〔蕃書調所詰米使出府取扱掛日記〕○帝國圖書館所藏本

五月二日、

中村佐七

井上清直米國總領事ヲ訪フ

一例剋交代相濟、名前書夫々に出ス、

一小遣定吉・卯之吉出る、

一亞蘭外出之節、御賄之義、前申送之事、

一亞人外出之達廻方心得、前申送御一覽之事、

一今朝五半時、使節・通弁官ゟも、蘭人旅宿に罷越候旨、俄御小人目付天笠鉢太郎ゟ達有之候間、右之趣、明ケぞんゟ、上役衆に文通差出ー候事、

一今朝五半時出門ニる、使節・通弁官共、蘭人旅宿に相越、同昼九半時頃相歸候事、右出役、詰合ゟ中村、向方大八木罷越、

但、卽剋御屆差出ス、且差懸り候儀ニ付、上役三廻と出役無之候事、

一中島三郎右衞門、爲見廻相越ス、

一昼四時頃、井上信濃守殿御出有之、同夕七時過、御退散之事、

川口彌一郎
向方
大八木七兵衞
島田林三郎

一夜五時、御門〻ニ付、例之通相斷、見拂(歟)所引拂、

一御門切手六枚、御小人目付鈴木和助ニ出ス、

〔眞福寺詰蘭國領事參府掛日記〕○帝國圖書館所藏本

五月二日、晴、

米國總領事蘭國領事ヲ往訪ス

一例剋交代、例之通名前達、

一小遣久助、

一今昼四時頃、使節・通弁官共、當所ニ相越、同九半時過相歸、中村・大八木附添參、

○中略、

一例剋門〻、見張所〻切、

一門出切手四枚、御小人目付鈴木卓太郎へ返却、

竹田平八
中島兵三郎
向方
綿脫豐次郎
柴田勘太夫



米使三箇月ノ調印延期ヲ諾ス

上使ノ京都ヨリ歸府前或ハ調印スルコトアラン

〔彦根藩主井伊直弼直書〕○子爵澁澤榮一所藏本井伊家秘書集錄所載

○五月三日薄長野主膳宛

彌無事ニ旅行有之事と一段ニ候、此方も無別條、日々登　城、退出も遲り申候、○中略、

一アメリカ使節ハ、三ケ月ノ日延ヲ漸く承知いたし、兩三日之內、下田迄引取居申樣相成候、先々人氣も少々ハ穩ニ相成申候、乍去三ケ月と申まて、ゆるミニ相成候てハ不宜、精々油斷不致樣、閣老初へ申居候事ニ候、三ケ月九十日と申せは、七月廿七八日頃ニ相成申候、此度ハ右之日限參り候ハヽ、是非〳〵調印いたし不申てハ合點いたし不申事、萬々一彼是手間取、其節未た御使も歸府不致時ニハ、不得已事調印致候共不苦樣願度事ニ候、まかし是ハ只今か申候義ニも無之、夫迄ニ萬端御都合能相成候ハヽ重疊之義、萬一不都合ニ手後レ相成候節之義ヲ申入置候事ニ候、先ハ要用計申入候、何レ彌御使發足と申所、又々申可遣心得ニ候、早々不具、

五月三日認メ、

桃廼舍へ

秘書

〔彦根藩士宇津木六之丞書翰〕○井伊家秘書集錄所載

○本書ノ全文ハ、之ヲ五月三日ノ條ニ收錄ス。

安政五年五月二日

○五月九日長野主膳宛

一書啓上仕候、○中略、

一亞人に條約爲御取替御約定日限相違に付、段々御理解日延之義、應接掛り々掛合御座候處、日本之政權ハ東都と承り候に付罷越候得とも、京都にて御取扱候事に候得ハ、彼地に罷出御談判可仕と申立、種々面倒に相成、漸六十日日延之掛合相調候由にて、掛り之御方手柄之樣に御申立之折柄、君上御役被爲蒙　仰、此由被爲聞召、諸侯之赤心御尋、天朝に御伺等彼是手間取、六十日位にてハ調不申事に付、最卒度日延之儀掛合候樣被仰渡候處、六十日さへ漸々の事まて整候事に付、此上之掛合方無之迚、手强く御答被成候得とも、理を盡し御說得、嚴敷被仰渡候付、九十日之日延に相成申と推察に候、又君上御役被爲蒙　仰、手强く被仰渡事候故、致方なく再應掛合候旨、亞人へ打明ヶ談し候事と相見へ、此上滯府致居候てハ不宜と見込候哉、御暇願早々下田迄引取申候、是迄應接掛より眞に國家之御爲ヲ思ひ候人無之、自ら之手柄又ハ身構が先に立候事と相見へ候間、先ツ土岐・河路等左遷、忠良之御方御撰、應接掛り被仰付候思召に御座候、

一兵庫港之義ハ、

天朝にて御氣遣ひ被遊候趣に付、御閉被遊候方可然との貴兄思召、小子も是非御閉不被

直弼大老トナリ條約調印九十日間延期ノ談判成功ス

「ハリス」下田ニ歸ル

土岐川路等ヲ左遷ス

兵庫開港不許可





遊るハ、乍恐　將軍家之御威權にも拘り可申と申上候處、尤と被爲聞召、御閉可被遊思召にて、先ツ日延之義被仰出候處、御一言にる三十日之日延出來、直樣下田へ退去いたし候次第に付、右港御閉被遊候義ハ、手易く相整可申、乍去假にも御條約被遊候義、今更御違約被遊候るハ、彼より違約いたし候節、御示し方に差閊可申哉と、深く御案思被遊候に付、閉港之義、今一應篤と御賢考之上、可被仰出御內存に候との御沙汰に御座候、

○中略、

五月九日

長野主膳樣

尙々御出立後、兎角不同之氣候に御座候、折角御自愛爲御國奉祈候、以上、

○本書ノ全文ハ、之ヲ五月九日ノ條ニ收錄ス。

〔水戸藩士〕横山甚左衞門書翰（○公爵徳川圀順所藏本　水戸藩御城書扱書捨遺所藏）

○五月二日〔同藩士〕飯田總藏宛

總藏樣　御直覽

宇津木六之丞

甚左衞門

亞國使節儀、明後四日、井上信州宅に暇乞に相越、同六日、堀田備中守殿宅に相越、來ル九日・十日・十一日之內、下田表に中歸り致候趣に御座候、且仮條約面之通違敗致間敷との證

書、御渡ニ可相成との御評決と、極内々承込申候、虚實難計候得共、此段申上候、以上、

五月二日

〔遏蠻雜纂〕○水戸藩士茅根伊豫之介手錄 公爵德川圀順所藏本

五月二日、御城付承り込之由、左之通、

亞國使節、明後四日、井上信州宅へ暇乞ニ相越、來ル六日、堀田殿へ相越、九日・十日・十一日之内、下田へ中歸致候趣、且仮條約之面、違敗(背)致間敷との證書、御渡可相成との御評決相成候趣、内々承込申候、虚實相知レ不申候、

五月二日、前田小一郎(井上信州ノ臣)、説ニ、仮條約草案を墨夷へ渡セーと云、其後又承ゟハ、渡ーハセすと云、是ハ實ハ渡ーさゟとも、泄ゟ候てハ如何と秘セーあるへー、

日下部伊三治ノ書翰

海防掛ハ條約問題ニ關知セズ

一日下部より申來候説、左之通、

今月二日、内秘ニ閣連署まて、墨夷へ御返翰之義相定、條約ハ七月廿七日迄ニ屹と可被遣御約束まて、七日ニハルリスも下港に爲引取(此方形ノ船ニ乘セ被遣候由、未分明候、)申候由、蘭夷も不遠歸崎之筈ニ御座候、右御返翰ハ林家ニ執筆之由、此度ハ會計・監察・海防掛もしかと不關候歟之由まて、平謙(平山謙二郎)も、駟不及舌、大變〳〵と被申候義も御座候よー、如何樣之義歟

相分り兼申候、一説まハ以來ハ總る閣祐まて内決、海防掛りへハ別段評議を下ー申間敷樣相成、近日ハ御退出も九ツ〻八ツ迄之間ニ早々歸邸、扨御用殘りハ祐印等ヲ御宅へ集め、内評可有之、表向太平閑暇之姿御示ーと云々、川路も轉ド申候義、御承知之通、但内秘ハ乍恐　西城之義、建白致候歟之よー、左候得ハ先ツ奇特之義御坐候所、殘念奉存候、岡新氏抔(朱書)「岡田新五太郎」も閑散を願度よー被申候、高鉄氏事(朱書)「高須鐵次郎」ハ來月初、蒸氣船まて崎陽へ可參、歳晩迄ニ歸府之筈、尤是も願候上ニて罷越候よし、昨日ハ大右近被(朱書)「大久保右近將監」召、出府有之候、昨今何ゟ被命候半、大監とも又ハ　禁裏附都築跡ゟとも風聞仕候、追々轉遷可有之奉存候、

〔欄外記事一〕

〔欄外記事二〕

○欄外記事一

「去月念五、號令一夜ニ變候云々と、符合す、」

○同　二

「老猴欺人、」

〔國事記〕○水戸藩士豐田亮手錄 公爵德川圀順所藏本

茅根、高橋(多一郎)へ之書狀、

扨墨夷之義、如何ニも不容易、○中略、彦根之出現も何ゟ六ヶ敷事ハ無之候、併是と申事も無之

墨夷ニ返翰ヲ交付ス

人之由ニ候得共、時ニ被遣候人ニより如何之事を致候哉難計候、墨夷近々下田へ中歸り、御返翰も御渡相成候由、御返翰ハ一ト通りニて先宜敷候へ共、定る條約案、内證ニる渡ー（外ニ七月廿七日迄之内證文渡候說あり、秘々、）候半被察候、此上如何相成可申哉被察候、此上如何相成可申哉、扨々浩嘆至極ニ奉存候、

午五月十六日、（金子孫二郎）金孫より來る、

聞記（日下部伊三次弟鹿志村準藏之、）

一今月二日、御連印之御返翰、墨コンへ先ツ御内々御渡之由、文ハ輪（リング）毛認メ、但外海防懸りへハ御懸無之よー、平山云、大變ー〳〵驅も不及舌と云々、扨去ル七日、コンヲ下田へ御返ー、條約之義ハ七月廿七日、可相渡御約束之よー、

〔江戸風說〕（○子爵野宮定功所藏本）

安政五、五、廿一、見、江戸風說、（○中山忠能履歷資料）

○上略、

一廿四日、備中守殿御宅ニる應接後、廿六日、蕃書調所へ懸り役々罷越應接、期限延之談出來、當二日ニ書面相渡、兩三日中、下田ニ中歸りと極候、尤密事なれへ、御胸中限ニ御承知置可被下候、

（中山忠能履歷資料）

但、七月廿七日迄なり、

條約調印延期ノ策

○中略、

右、德大寺　沼尾等ヨリ借寫、五月廿四日、（○中山忠能履歷資料）

〔飯泉喜內書翰〕（○宮內省圖書寮所藏本　武家吟味書所藏）

○五月八日山科正恒宛

（封紙）「山科出雲守方ニ飯泉喜內より相送り候文通類寫、」

一翰呈上仕候、梅雨中とも乍申、鬱々敷事ニ御座候、御地如何御座候哉、被遊御揃、益御安泰被成御座御儀と奉恐喜候、扨牧（御牧左衞門權大尉伏見宮侍）様御歸京ニ付、壹封差出候ニ、今程御落手被下候儀と奉存候、其後堀田殿廿日一同ニ歸府、其後之御沙汰書等、少し計（藤井但馬守、四國寺家士）藤井氏ニ寫し廻し置候間、同人ニ御申出し御覽可被下候、尤同人ニ其趣申遣し置申候、

一亞米一條、事情篤と模樣承り繕ひ候處、廿四日歸府始る之應接有之、廿五日諸大名登城、勅答之趣申渡有之、今一應存寄可申上旨被仰出候處、右ニ段々樣子相考候處、亞米利加ニ對談之趣、何分變替候事難出來樣子ニる、先ツ條約調判之期限を延し置、諸大名を不殘抱込可申手段を相聞、夫ニて堀田殿計りニるニ、先ツ條約調判之期限を延し置、諸大名を不申候ニ付、德川家隨一之井伊掃部頭を大老職ニ任し、是を第一ニ抱込、佐倉・上田差續

三家以下諸侯ヲ説服セントス

幕使再ビ上京シ條約勅許ヲ請ハントス

米使下田ニ歸ル

諸大名ニ硬論ノ者ナシ

東坊城聰長ノ噂

之、彦根を先立チまして、大藩之諸侯存寄申立候とも説得いゐし、公儀御同意ニ相成候様取計ひ、其上ニゐ御三家を説キ付ケ候手段と相聞申候、諸大名一致いゐし候上ハ、御三家ハ御花族同様之御事故、無是非御同意ニ相成可申、其所ニゐ尚又上京、右三家以下諸大名同意之趣を以、是非共御許容を蒙り候儀と相聞申候、何様御地ニゐ被仰候共、腹を居て御任セニ相成候様申上候積ニ、先ツ相聞申候、隨分御用心御勘考可被遊候、あらし極密模様を申上候儀ニ付、必外々へ證據ニ御申被下候ゐハ困入申候、必此成行右之通被存候、

一使節へ人心居合之廉を以、條約調判之期限を延し、書面相渡し、一ト先下田に中歸いゐし候筈ニ相成申候、大ゟた昨今出立相成候事と存候、

一諸大名衆議處ニハ無之、廿五日申渡を請、先ツ既ニ世間之様子を考居候趣之事まて、或ハ席々筆頭之宅抔にあれ〳〵寄合、内談いゐし候位の事ゟ、大体内々内てくれ〳〵言て、氣張て申上候ものハ相見へ不申候、皆おく〳〵時勢進事おしと相成可申事ニ御座候、

一東坊城殿事以之外不評とおり、終ニ御役御辭退ニ相成候處、今ゟ突入レ手もおく相成候由、事實ハ如何様之事哉、只武家に内通いゐし候と計ニゐハ相分兼申候、賄賂ニゐも取り候哉、夫ニハ都筑ニゐも取妨候事哉、又ハ外ニ中人有之候事ニ御座候哉、何分夫等之事實相分兼申候、御聞及之處御序伺度奉存候、

一一條ニ付ゐ之書もの、又風聞之事ニゐも御書洩し被下候様奉頼候、

一議　奏加勢中山様・三條西様（正親町三條實愛）被命候趣、今ニ其通りニ御座候哉、傳　奏跡役いまさ不出來趣、此度ゟ誰も望不申との説ニ御座候、尚伺度奉存候、

一都筑の跡も今ニ出來不申、是も皆いやゟ望、望候もの無御座候、

先ハ、右早々申上度、如此御座候、尚後便と早々申殘し候、恐々謹言、

五月八日

内拜

様

尚々、〇下略、

傳奏ノ後任

都筑ノ後任希望者ナシ

〔ハルリス奉使日記〕〇グリフイス編纂 福地源一郎抄譯

〇茲ニ掲ゲシハ「ハルリス奉使日記」ノ附錄トモ云フベキ部分ニシテ、「グリフイス」ガ「ハリス」ノ公文書ニ依リ、編纂シタルモノナリ。

四月廿三日（陰暦三月十日）、ハルリス江戸着後六日、乃チ本日ヲ以テ、和蘭官吏ドンクル、キユルシユスハ江戸ニ着シ、五月八日（五月十三日、卽陰暦四月朔日ノ誤カ）ニ大君ニ謁見シ、日本官吏ニ對ヒテ、『余ハ日本ノ諸大名カ承諾スヘ

直弼慶永ヲ招キ繼嗣問題等ニツキ密談ス

キ程度ニ於テ、貿易條約ヲ結フノ用意アリ、』ト揚言ス、ハルリスハ之ヲ察知シ、和蘭人カ、日本ニ對シテ斯ル甘言ヲ以テ歡心ヲ買ヒ、其實ハ最惠國約ニ由リテ利ヲ占ムルノ底意タルヲ推測シタリ、故ニ六月八日附ニテ、國務卿ヘノ報告ニ曰ク、『余ハ討議ヲ盡シタル後ニ、日本ニ於テハ日米條約ニ調印後三十日ヲ經過スルニ非サレハ、何レノ國ニ對シテモ條約又ハ議定書ニ調印セサルヘシト、公文書ヲ以テ保證スル乎ト問ヒタルニ、閣老ハ之ヲ諾シテ、其趣ノ公文ヲ余ニ送付セリ、此公文ハ、調印ト批准トヲ保證スルノ信ト見認ムヘキモノナリ、○下略、』

大老井伊直弼掃部頭○彦根藩主　福井藩主松平慶永越前守ヲ招キ、大將軍繼嗣等ニ關シ、意見ヲ交換ス。

〔公用方秘錄〕○宮内省圖書寮所藏本

五月二日、

一御登　城前、松平越前守樣爲御逢御出、於御書院御密談、右ハ御養君之義、一ツ橋樣ニ相成候ハヽ可然、外國御取扱之義ニ付ゐも、御異存被　仰、御老中樣方よも御困り被成候ニ付、今日御呼御說得被成候處、御屈伏之御樣子と相伺申候、

一四ツ時、御附人ニゐ御登　城、御歸館、七半時三分前、

將軍ヨリ養君ハ紀伊侯ニ決セシ旨上意アリ

直弼慶永宗城等ヲ召シ說得ス

〔彦根藩主井伊直弼直書〕○子爵澁澤榮一所藏本井伊家秘書集錄所載

○五月三日藩士長野主膳へ

彌無事ニ旅行有之事と一段ニ候、○中略、

一○中略、當月朔日、某初、閣老一同被召出、　御養君之一條、彌紀伊殿と御決心被遊候間取調候樣、　上意被爲在候、○中略、右ニ付てハ、越前守初表方ニ、是非〳〵一印を願候者共、人氣立可申哉と、閣老も大ニ心配、何分老中ノ手ニ合不申者共ニ付、我等ニ申諭し候樣ニと、達ゐ之賴ニ付、不好義ニハ候得共、越前位ニこゐり申候も甚如何之義、我等請合申候、越前守・遠江守等呼寄、段々咄合候處、大ニ折合候、然し今一兩度も咄し不申ゐハ、十分ニ參り申間敷事と存候、然し詰り子細ハ有間敷と存候、

○中略、

五月三日認メ、

秘書　桃廼舍へ

○本書翰ノ全文ハ、之ヲ五月三日ノ條ニ收錄ス。

〔彦根藩士宇津木六之丞書翰〕○井伊家秘書集錄所載

○五月四日長野主膳宛

安政五年五月二日

以書付得御意候、○中略、

一越前樣ニハ、兼る御聞及之通り之御方ニて、御老中樣方ニも甚御困り被爲在候ニ付、二日ニ御屋敷へ御呼、御逢之上段々御說得被遊候處、大半御承伏ニ付、もとや格別御六ケ敷事も有之間敷と思召候、右之次第ニて、追々御仕寄被遊候得とも、未タ御書付御差出し不被成方ゟ六ケ敷方ニ付、御心配ニ候得共、理を盡し御諭解も被遊候ハヽ、御承伏之場ニ至り可申、此上ハ京都ニて程よく御承知ニ相成候へハ、穩ニ治り可申、○中略、吳々御吉左右奉待候、以上、

五月四日夜　　宇津木六之丞

長野主膳樣

尙々、○下略、

○本書ノ全文ハ、之ヲ五月三日ノ條ニ收錄ス。

直弼慶永ヲ說得ス

直弼慶永ヲ召ス

〔昨夢紀事〕

五月朔日、例の如く御登城あり、於營中遠江守殿へ御逢、○中略、

一、此夕、井伊掃部頭殿ゟ知邸を呼出されて、公へ御談の事あれハ、明二日五時迄に、彼邸へ御出あるへきよしを申聞られたり、



慶永直弼ヲ訪フ

當今ノ急務

外國ヨリモ國內ノ措置ヲ肝要トス

○中略、

五月二日、卯半刻比御出殿にて、井伊掃部頭殿外櫻田の邸へ御出あり、掃部頭殿對面の上申されけるハ、不才の某此度存しよらす重職を蒙りたるか上に、卽日御勝手掛りを命せられしハ例なき事にて、身に取り家に取り異なる規模には候得共、不堪の程を恐懼せしめ候なり、公ハ兼て天下の上を御心に懸られ、御忠誠不淺よし承及候へハ、今後はよろつにつけて咨詢參らセ度こそ存候へ、種々思召込れたる事もこれある旨候へハ、夫等の事も承り度て、今日は勞し參らセしまゐり、先ツ當今の急務ハ何事に候半かと問奉らる、公されハ外國の御扱ひに御失策も候ハヽ、日本國の亂れともなるへきにて、越なき御大事には候へと此事よりして、今ハ京都の御一條となり、此節御垂問の次第も候へハ、上下の人心穩かならぬ際候へは、日今と成ては外國より、御國內の御扱ひこそ御大切と存られ候へハ、如何にもして上ハ叡慮を安んせられ、下ハ諸侯を初萬民迄も安堵仕候樣の御處置こそ、指當りたる儀と存候へと仰けれハ、掃部頭殿、御尤至極の事にて、拙者抔も專ら此事を心に懸け候なり、元來京都の事抔のかく指縺レたるも、備中守か粗忽より事起りたるにて、彼ハ京都の事情も不案內ニ候へハ、上京已前拙者へも申談せし時、於拙者ハ御許容の程何共無覺束存候て、備中

正睦大事ヲ誤ル

諸侯一致ノ建議ヲ以テ叡慮ヲ安ンズルヲ要ス

朝意ヲ蔑如シ幕權ヲ主張セバ人心安定セズ

にハ聢と見据へもあるかと及研究候ひしに、備中ハ事もなく仕課ふせて御感にも預る程の勢込にて候ひしか、果して輕卒を以て大事を誤りて候なり、拙者ハ兩度も京都の御用を勤て候へハ、彼地の事情も略心得候か、又一種の氣習ありて容易く事を成得難き所なるを、備中か知らさる而已か、人の言をも用ひすして仕損したりしを、此頃も嚴敷譴責に及ひ候ひき、されとかくなれハありたるに就ての事に候へハ、今となりては第一に諸大名一致の建議を以て、

叡慮を安んし奉るより外ハ無之候へハ、指向き諸大名居合の程を心痛に存候之、公には御交り廣く諸侯の望をも得給ふからハ、異議なからん樣に御周旋あらまほしく存候得と申さる、　公、諸侯居合の事ハ仰まても候はす、　大家の御爲になるへき事ハ何をかなと存候へと、身に適ふ事も候はねハ、責て是等の事なりともと存候て豫て心にかけて候か、約る所京都の思召ハ指置れ、關東の御得手に能からん樣の處置と心得候てハ、人心も安意致兼候へハ、只管　京師御崇敬の御趣意に本つかれ候御事ならんにハ誰かハ違背仕らん、力の及ふ限りハ御爲宜樣に議らひ候半と仰ありて、態と西城の事ハ何とも宣はねハ、掃部殿怺らへ兼て、もはや外におほしよられたる事ハ候はすや、西城の御事抔ハ如何候やと問はるゝ故、　公、西城の御事ハ去秋及建言候以來、備中殿・伊賀殿へハ度々申入候事候へハ、

英明賢才ニ非レバ天下ノ人望ヲ繫ギ得ズ

繼嗣ハ一橋慶喜ノ外適當ノ者ナシ

直弼紀伊侯ヲ推ス

余か心の程ハ飽迄も御承知なるへくと存候へハ別にも申候はす、當今の大要之に過たるはなく、唯今御申ありし諸侯の居合、天下の人望を繫き候事も、英明賢才の御德義によらてハ萬全の計に候はす、申さすとも怠り給ふへき事とも存候はねハ指扣へて候得共、問はるゝ上ハ何の憚る事候はん、此御事は一日も早く御決評の程願はしくと仰けれハ、掃部殿、刑部卿殿（一橋慶喜）をとおほすにやと申さる、　公、御尋まても候はす、かゝる御時節に當りて卿を措きて何れの御方をや仰き奉らん、紀伊殿も御續柄ハ近く坐せと、いまた御幼年の事候へハ、御怜悧とハ承り候へと御生ひ先も難計、唯今大政に參與し給ふへくもあらねハ、建られたりとも一統に安堵すへくも候はす、刑部卿殿にハ才德兼備し給ひて、今さへ天下の囑望に坐す事に候へハ、況て　儲君に立せられんにハ天下生靈の尉望此上あるへからす、御續柄の遠近を申さハ紀伊殿よりハ疎く坐せと、神胤をもて論すれハ何の差別か坐すへき、兄は紀伊殿とおほすにやと推問し給ふに、掃部殿、拙者の思ふ處ハ紀伊殿ならてハ適ひかたしと存るなり、刑部卿殿と申も其理なきにはあらねと、紀伊殿の御事ハ愼庙の思召も被爲在候事にて、他に讓るへき事とハ存し候はすと申さる故、　公、太平無事の時ならんにハ愼庙の思召もさる事に候へと、かゝる危急存亡の秋とも申へき御時節となりてハ、

徳川家ノ私ヲ以テ天下ノ事ヲ議スベカラズ

天下ノ公論ヲ探ルベシ

紀伊侯ニ決スルモ忠誠ヲ盡サレタシ

本意ニ反スルハ遺憾

鈴木藤吉郎ノコト

愼庵今御在世ならハいかてか幼冲をと思召さるへき、御續柄を論せらるゝハ德川御一家の御私にて、天下蒼生の爲に議られんにハ年長賢明の儲君ふらてハ適ひ候ましと論し給ふに、掃部殿、刑部卿殿を上なき御方のやうに申させ給へと、宜しからぬ筋の聞えたる事もふきにハ非す、且御實父の水戸老公如形御方候へハ、後宮の氣受も以之外ふれハ、御内々の御和合も覺束なけれハ、旁拙者は紀伊殿こそよからめと思ひ入て候なりと申さる故、公、兎も角も天下の御爲よからんこそ肝要に候へハ、天下の公論を採らせらるへき事にこそ候へ、誰かハ御幼年の御方よろしからんと申へきと申させ給へハ、掃部殿、唯今定めらるへきと申にも候はねハ、此所にて誇ひたりとも用ふき事に候へハ、刑部卿の御事も能く考へ候へし、されと萬一紀伊殿に定められんにハ、御持論を棄給ひて今に變らす忠誠を盡し給はん事よそ願はしけれといはるゝ故、公、休戚を　幕府と共にすへきハ元來の事候へハ貳心あるへくも候はねと、かくまて存込候事の本意違ひなハ、其折の心ハ如何あらんと我なから思ひ定めかたくこそ候へ、余のみならすさる人も多からんかと推量られ候なりと仰せられ、此事はとちめ給ひて、夫ゟ外國の事の御議論ありしかと、御大老ハ殊に不案内にて果敢〳〵布御請答にも及はれさりし由、事の序に鈴木藤吉郎の事を仰せ出され、彼者ハ鼠輩なから要路に關係ありて、事務の妨害となる事を仰せ說れたるに、此者の事ハ御大老も聞き及はれたれハ、不日に取押へ申へきものをと事もなけに申されしとそ、總る今日大老の樣體、傲慢尊大にして云ハるゝにハ、上樣の御樣子も恐れ多けれと、おもひしよりも御慥なる事にて、是迄ハ何事も申上さりし故、思召立もあらせられす候へと、余御役となりて已來は何事となく申上るに殊に悅はせ給ふ御事ふり、追々御輔佐申上たらんにハ、天下の御政務筋ニおゐて何の御不足かあらん抔申されて、伊賀殿・大和殿抔を小身者と下ヶ墨まれて人も無氣に申さる抔、宗家の元老たるへき器量に非すと御歸殿の上にて御嘆息あらせられき、掃部殿ハ大老にふられなハ一擧に紀公を建られんの心算なりしかと、諸侯・諸有司の餘りに橋公を推戴せるにハ稍避易せられたるよし、彼藩の有志の者より聞たる事もありしふり、

大老ノ態度傲慢ヲ極ム

慶永ヨリ直弼ヘノ書翰

一、今日初る御大老へ御逢ありし御挨拶として、交肴一臺被遣、被指添たる御直書如左、

一翰啓上仕候、先以無御障爲天下珍重之御儀ニ御坐候、然て今朝ハ初る罷出候處、段々御懇意ニ被仰下、實ニ天下の御爲御力を被爲盡候義、乍憚辱次第感服仕候、何分にも此上とも御多事之折柄、別る貴兄御心配不被下候半ゐは、萬事行屆不申哉と奉存候、小子儀、不肖短才恐入候得共、乍不及日夜上御爲ハ深存詰罷在事故、今後折々罷出諸事預御教訓度奉存候、其節も申上候通り何分

英明ノ一橋ニ非ザレバ天下ノ大事ニ當ルヲ得ズ

直弼慶永ニ來談ヲ求ム

左内ノ歸邸ヲ促ス

方今不容易御時節ニ付ゐハ、天下之人心折合第一之御事と奉存候間、吳々も幼冲之儲貳ニゐは萬々人心を繫き候義無覺束、宗室中英明之一橋に無之候半ゐは、此後御變革を始、是又萬事行屆申間布委細申上候通ニ御坐候、此品乍麁末初ゐ御面晤之驗迄ニ差上申候、御一笑におゐては幸甚奉存候、艸々、

四月二日（ママ）

〔福井藩士中根靱負書翰〕○橋本景岳全集所載

○五月朔日〔福井藩士同藩〕橋本左内宛

御用、急御直披、

大略、先刻井伊掃部頭殿より、御留守居御呼ニゐる、御相談被成度儀有之候間、明日五ツ時迄に、御出に相成候樣御進達有之に付、被爲入候御積に御座候、何事歟は不相分候得共、何歟と御申聞被成度御用有之候間、早々罷歸樣爲申遣との御沙汰御座候間、早速御歸り有之樣にと存候、要文而已、早々頓首、

五月朔

橋本左内樣

中根靱負

〔福井藩士萩原金兵衞書翰〕○橋本景岳全集所載

慶永ノ直弼往訪ニツキ左内ノ心添ヲ求ム

忠固ニ雷同シテ大老ヲ嘲罵スベカラズ

○五月朔日橋本左内宛

先時も御苦勞至極、嘸御草臥と奉察上候、然者、過刻井伊殿より、知邸呼出にゐる、御談之儀有之候に付、明日五ツ時過、御供揃にゐる御出殿之筈、右に付、參政長御用にゐる御不足も無御座と奉存候得共、明日之初て御面會之儀は、甚御大事、一機會と奉愚察候故、何ぞ御心得に添心之儀も無御座候哉、尙亦御勘考、今晩なり明早天なり、御出勤可然事かと奉存候、別に御配意之儀無之候とも、御出勤被成候樣被仰付候、此段御承知被下度候、早々不具、

五月朔

萩原金兵衞

橋本左内樣

〔橋本左内書翰〕○橋本景岳全集所載

○五月二日中根靱負宛

出立前御賴申置候金子包一ツ、御序ニ御返し奉願上候、

○明朝御逢對之節、（松平忠固）賀州（井伊直弼）ゟ御大老之嘲出候とも、叨ニ御雷同無御座方可宜奉存上候、一ニは顯官を被重候ニ當り、一ニハ今朝之弄罵、或ハ（真弼・忠固）井・松苦肉の計カモ不可知、徒ニ其人を被輕候へバ、却る彼之巢窟ニ可陷之憂甚可恐奉存候、

慶永直弼トノ初對面多辯ニ過グ

尙志閣內ノ景況ヲ知ラズ

安政五年五月二日

○今朝之御對話甚御多言ニ相成、御初對面よれ過甚之御儀、是全御深慮不被爲在、慢然御發論ニ相成候故と、實ハ甚殘念ニ奉存居候、千言萬語之中、自一條ニ歸し候要領之御格言不被爲在候ゐて、聽者說者共、談後冥渺之憾可有之奉存候、依ゐ昨夜も其邊精々申上置候處、御會得不被爲在哉ニ奉存候、右之趣明朝御出勤の節被仰上候樣奉存候、○以下切斷、

〔中根靱負書翰〕○橋本景岳全集所載

○五月三日橋本左內宛

景岳老兄　雪江

昨夜之御報、

昨夜は御內書被投、御旨趣一々御尤、御同意千萬奉存候、何分可申上候、○昨夕、永鴻臚（永井尙志）之說も、更に閣內之景況辨知無之由、元老御逢之儀を不知趣にて候、例の歎息之說のみ故、夫に就て、卿之快夢之瑤韻へ賡申候、

廷議垂成忽沮銷、廟堂有志失望蕭、詎傭神禹決談海、隨處快架獨木橋、

五月三日

〔目付岩瀨忠震書翰〕○橋本景岳全集所載

○五月三日橋本左內宛



建儲一條歎息ノ至

廟議遷延却テ望アリ

京都ノ難關ヲ經ズンバ百事成ラズ

稽誦、昨烏は何分たまりかね、平謙差出（平山謙二郎）候次第、今日委細同人より承り可申と存居候處、鴈書飛來、忙手開緘候處、建一（建儲）條は、依舊歎息之至、しかし御相談云々申來候は、卽梁惠王之意斷乎中に少しは動き候處も兆し候やと相考候、此上必回天之好機絕無とも難申哉に有之候如何、廟議も急に決し兼可申、今日に至候ては、其不決着却て可恃事に被存候、昨日於營中は更に傳聞無御座候、珍譚奇話は其內可相伺候、

○中略、

○京師の方は、何卒御都合能相濟候樣に致度、此一艱關を透不申候ては、百年絕脈、甚痛心之至、建之一字は、所謂百藥の長なれども、此事は忽速不可行哉と考へ候へば、甚御不都合なるべく、此義は何卒御猷謨有之度懇祈々々、其內面罄、草々布字、

二白、此節も兎角黨類多きやに傳承候、是亦一大厄事、

五月三日　巖瀨

橋本兄

○附錄

〔藤井藤士横山猶藏書翰〕○橋本景岳全集所載

○五月二日橋本左內宛

安政五年五月二日

幕閣ノ情勢ヲ問フ

廟堂因循有司阿諛嘆息ノ至

愈御健勇御粉骨之至奉拜賀候、病中格別御親切之段、重疊奉至悅候、尙追々全快に至り乍憚御降意可被下候、依る小生儀、病中聊勘考仕候愚存認る、差上申度存居候、然る處、近日幕府之模樣は、如何相運び候哉、病中更に承知不仕候る、茫然罷在候、先は先達るより、御咄し御模樣にる、大抵は京師・幕府之形勢、承知仕候へ共、既に近日御滯府以後、委細之事は承知不仕候、先達る御見込之通りにて、別段變革不仕候哉、如何に御座候哉、內々御尋申上候、且又貴君御出府以後、京師より被仰出候御書取、幷に西丸公初め、閣老諸有志之御模樣、御書取も御座候へは、極內にる拜見仕度奉願上候、小生儀得尊顏、御窺申上度候處、病體甚だ見苦敷、却る失敬之至に御座候間、以愚筆御尋申上候、愚意甚だ前後御勘考可被下候、早々頓首、

五月二日　　猶藏拜

景岳先覺君

內用

〔橋本左內書翰〕○橋本景岳全集所載

○五月二日横山猶藏宛

御直披

先刻之御書面、再三反覆、至極御尤に奉存候、近來之形勢、實に可憂之極、此間中三四日は、殆人心地も不仕、必定四海鼎沸可致と誠爲國家恐懼罷在候處、一昨日來、少しは喰止候哉に被思候、乍去頓んと安心は出來不申候、右全く廟堂因循之論に基し、諸有司阿諛するよりの事、扨々嘆息之極地に御座候、他讓面晤申候、貴恙折角御自愛可被成候、以上、

五月二日　　左內

猶藏樣

列參公卿ノ中ニ浮說流言アルハ宜シカラズ

三日丁丑　權大納言中山忠能議奏加勢　書ヲ權大納言大炊御門家信等ニ寄セ、廷臣間ノ流言・浮說ヲ戒飭センコトヲ說ク。

〔權大納言中山忠能書翰〕○維新史料編纂會所藏本伏見宮侍御牧家諸留所載

○五月三日權大納言大炊御門家信宛

追申、外樣之衆、乍御面倒五條前黃門(爲定)御相談之上、宜希入候也、

彌御安全令賀候、抑此度列參之中、實否ヲ不糺、浮說・流言有之趣、甚不宜儀ト存候、自然不審之事情も承候ヿ、直ニ本人に無隔意尋問有之可然、或ヿ證據慥成儀ニ候ハヽ、其向第一・第二にこゐも急度可被申儀ニ候、尤實意被尋候事故、於其人も、決る爭論ヶ間敷事無之、和談ニ相成候ハヽ、事理明白ト存候、右瑣細之儀、申入候も如何ニ存候へ共、元來奉爲國家不斗推參候程之大義故、浮說枝葉之論出來候ゐヿ、言上之廉、依事相違ニも可相成歟、過日來風聞之兩三ヿ、全虛妄間違之趣ニ候へとも、已來之所、右樣之次第無之樣、蒙御褒詞候方々に、夫々御傳示置可給歟、尙御勘考可給候、委細拜上可申述候也、

五月三日　　忠能

大炊御門亞槐公

御安全令賀候、抑別紙之通、唯今中山亞相被示候條、書狀之儘入見參候、猶又御相當被示傳候樣希存候、御廻覽可返給

候也、

五月三日

家信

亞墨利加國人願立ニ付所存御尋幷雜誌〕〇伯爵橋本實顯所藏本

五月九日、乙未、雨下、從源宰相中將一封到來、文体注左、

追申、兩番所へハ、第一へ申入置候、近習御　番所之處、未一覽置可給候、御披見御方々御名ニても、御加筆置可給候也、

彌御安全珍重存候、抑此間列參之中、實否を不糺、浮說流言有之候趣、甚不宜義ニ存候、自然不審之事情も承候ハヽ、直ニ本人に無隔意尋問有之可然、或ハ證據慥成義ニも候ハヽ、其向々第一・第二へニても、急度可被申事ニ候、尤以實意被尋候事故、於其人も決ゐ爭論ヶ間敷義無之、和談ニ相成候ハヽ、事理明白と存候、右細瑣之事、申入候も如何ニ候へとも、元來奉爲國家不計推參候大儀故、浮說枝葉之論出來候ゐて、依事言上之廉、相違ニも可相成候歟、過日來風聞之兩三ハ、全虛妄間違候趣ニ候へとも、以來之処、右樣之次第無之樣、蒙御褒詞候方々へ、爲念申入置候、尙、御勘考可給候、委細て拜上可申述候也、

五月五日　忠能

右、源大納言に傳達了、

風說ノコト

東坊城夏長出仕ノ件

「久我建通日記〕〇宮內省圖書寮所藏本

五月二日、當番德大寺大納言、晴、午後强雨兩三度斗、暫ゐ止、其後霽、

〇中略、

一黃昏中山文通風說之事有之、野宮鷲尾東坊へ內通等之取合一件有之ニ付、三番所へ心得方可被示旨之、

三日、晴、當番加勢三條中納言、

一昨夕被示候返答、中山へ同心之旨申送候、〇中略、

一橋本宰相中將入來、夏長朝臣（東坊城）出仕之事被示談、無子細トハ存候へとも、當時之義出不出之兩端、何共決定不被仕、尙德大寺へも可被尋申答了、午後德大寺ゟ文通有之、畢竟予同意之、明日橋本當番故、幸貳集旁、明日可示談事申來、

〇中略、

四日、晴、當番予、

一從中山家文通、今日參集延引ニ相成候〇中略、旨之、〇中略、

一德大寺亞相ゟ文通、返答遣之、

〇中略、

八日、雨、午後雨止、曇、當番加勢三條中納言、

一從岩倉侍從文通、東照宮寺院十五ケ條一冊被見、且先日所司代陽明家へ行向、種々申上候一件、彼朝臣勘考ニハ、九門内ニ謀主有之哉之旨被示、且東坊之義ニ付、少々被承知候義有之、明晩明後晩歟ニ入來候旨、被申越候、

○中略、

九日、曇、小雨、當番德大寺、

○中略、

一入夜岩倉侍從入來面談、

○中略、

十二日、晴、微雨、當番中山、

○中略、

一午後參　内、有子細夫ゟ申刻斗一條家へ行向、三條前内府兼る被行向、當時々勢之事幷東坊之事相談了、○中略、

一岩倉幷大原等ゟ文通、　三條前内府ゟ文通、

○中略、

九門内ニ謀主アリ

十五日、雨、當番加勢三條中納言、

○中略、

一岩倉侍從今日出仕ニ相成、午後入來、色々咄之事有之、玉井―

田六藏弟子之、淺野へ行向、每度別魂由、來候テ之咄之内、堂上之内、如金鐵忠臣ハ予並中山亞相兩人之申之、廣橋光成卿ハ强弱不相分由、万里小路正房卿關東方之由、堂上中ニも、先十人斗ハ忠臣も有之歟、無覺束程之咄之、扨又、今度淺野和泉守關東下行之義ハ、定る大目附歟、勘定奉行之内ニ可相成、中老上京之節、淺野隨從ニる上京候テ、今度之一件相勤候由之、淺野ハ京師之事承知之上、東側東坊等之姦計歟、

岩倉具視ノ内話

堂上中ノ忠臣

一從關東ハ强情ニ申來由、一承久比之後鳥羽院遠島之事、其例ニも可相成哉義ハ無之哉ゝ聞有之、いかゝ之事歟、岩倉ゟ被尋候処、決ゟヶ樣事ハ於關東申出義無之候得共、是ハ内ゟ御申出候義ニ候半、東武ニるハ、無此事ト申ス由、扨々不審之一條ニ、一淺上京之義も、定る内ゟ糸引候者可有之歟之由之、

承久ノ例ハ關東ヨリノ申出ニ非ズ

推察ニハ、今日老中幷淺上京ニる、强情ニ振威候テ、叡慮ヲ拒ミ候半、左候ハヽ、乍チ當職初予・中山等ハ役替ニ可相成樣子ニ、太閤出頭、東坊出頭ニる、東武ノ意ヲ立テ、叡念ヲ押ヘ可申事畢定ナルベシ、可歎息義ニ、

右岩倉侍從内々咄之ニ可秘々々、

○中略、

六月四日、晴、○中略、當番坊城、

○中略、

一右府公面會被乞、面會候処、○中略、此比右公ト予ト間柄、甚々中タガヒ致候風聞有之由御咄、夫故被無沙汰旨被示、予も此事承候間、ワザト無沙汰致候旨申入、尤親族邊之義故、

久我建通鷹司輔熙ト不和ノ風說

決る左樣之事無之旨申入置候、且又予之事善シト申者、或ハサン〳〵ニ申者も有之由御咄有之、且右公内證之事も、明白ニ露顯ニ相成由、全ク兼田伊織申觸シ候旨、是ハ岩倉へ參り候間、必々岩倉之処無由斷樣ト御咄ニ候、御親切之段禮謝申入候、

○中略、

五日、晴、當番中山、

○中略、

一岩倉侍從入來、黄昏比之、昨日右府咄之事、内々申入候、

〔菅葉〕○五條爲定日記　宮内省圖書寮所藏本

五月三日、丁丑、晴、辰剋退朝、大炊御門大納言家信來、此度一件ニ付、中山大納言被心添之義有之旨、被傳之旨、當番所番々相番等ニ、示含置了、

〔橋本實麗日記〕○東京帝國大學所藏本

五月三日、丁丑、晴、朝之間右大將亭向、夏長朝臣一件、次德大寺亭向、謁亞相、公卿　勅使參向之儀令賀、又同上朝臣之事、令談了、

○中略、

七日、辛巳、○中略、德大寺亭向、夏長朝臣出仕一件、



○中略、

六月六日、庚戌、晴、申剋斗德大寺亭謁亞相了、歸家改裝束參內、謁右幕下、共夏長朝臣出仕之儀ニ、

幕府、町奉行跡部良弼甲斐守・普請奉行平賀勝足駿河守・小普請奉行佐々木顯發信濃守等ノ諸營繕ニ勤勞セシヲ賞ス。

〔幕府沙汰書〕○東京帝國大學所藏本

五月三日、

時服三

永代橋掛直御修復中、見廻り相勤候ニ付、被下之、

右於芙蓉之間、掃部頭・老中列座、中務大輔（脇坂安宅、老中）申渡之、

銀七枚

同斷御用相勤候ニ付、被下之、

安政五年五月三日

御留守居次席
町奉行
跡部甲斐守

御徒目付
菅野一郎

安政五年五月三日

右於燒火之間、本多越中守(忠徳、若年寄)申渡之、

平賀勝足

時服二

玉川上水四ッ谷大通り石垣樋桝御修復御用相勤候ニ付、被下之、

右於芙蓉之間、掃部頭・老中列座、中務大輔申渡之、

銀二十枚

御畳奉行格

同斷ニ付、被下之、

御普請方下奉行

清水三郎右衞門

右於御右筆部屋縁頬、備中守(堀田正睦、老中)申渡之、本多越中守侍座、

同十五枚

御普請方下奉行格

同斷ニ付、被下之、

同改役

清水藤助

右於躑躅之間、若年寄中出座、遠藤但馬守(胤統、若年寄)申渡之、

御普請奉行見廻り相勤候、

平賀駿河守





金二兩

同七兩ツヽ

同五百疋

同斷ニ付、被下之、

右於燒火之間、本多越中守申渡之、

時服三

上野

淨光院様
隨性院様

御靈屋向、御修復御用相勤候ニ付、被下之、

右於芙蓉間、掃部頭・老中列座、中務大輔申渡之、若年寄中侍座、

安政五年五月三日

同改役代

御普請方

青木幸右衞門

御普請方

神谷祐藏
山縣豐三郎

同仮役

上野鑄太郎

小普請奉行見廻り相勤候、

佐々木信濃守

金壹枚

同斷ニ付、被下之、

右於御右筆部屋緣頬、備中守申渡之、侍座同前、

銀十枚ツヽ、

同斷ニ付、被下之、

右於躑躅之間、若年寄中出座、遠藤但馬守申渡之、

同

御賄頭次席
小普請方
黒坂丹助

四七四

小普請方改役
同格
中嶋悌之進

同吟味役
中村勘兵衞

支配勘定出役
小普請方仮役
山上八十次郎

同五枚ツヽ、

同

同斷ニ付、被下之、

右於燒火之間、本多越中守申渡之、

○中略、

五月四日、○中略、

敷山九一郎
浦嶋六郎兵衞

小普請方
大工棟梁
大谷甲斐

銀十枚

玉川上水

御本丸懸矢來桝二之桝樋筋、其外御普請御用相勤候ニ付、被下之、

右於御右筆部屋緣頬、備中守申渡之、本多越中守侍座、

安政五年五月三日

御疊奉行格
御普請方下奉行
木暮又右衞門

四七五

金七兩

同斷ニ付、被下之、

右於燒火之間、本多越中守申渡之、

金貳枚
同壹枚

諸御役宅向其外、御修復立合御用相勤候ニ付、被下之、

右於御右筆部屋緣頬、備中守申渡之、本多越中守侍座、

金七兩
同十兩

同斷ニ付、被下之、

右於燒火之間、本多越中守申渡之、

○安政年錄ニモ、マタ本書下同一內容ノ記事アリ。

御勘定
柴田岩三郎
柳道太郎

御徒目付
稻垣藤一郎
山內鉞三郎

同改役勤方
柴山善藏



〔堀田正睦日記〕○東京帝國大學所藏本

五月三日、○中略、

一四ツ御太鼓ニる出宅、登

城四半ニ二寸前、○中略、

一○中略、御右筆部屋椽頬列座、○中略、自分斗殘り、侍座、御賄頭次席小普請方黑坂丹助ニ、拜領物

一建、越中守斗、侍座、御疊奉行格御普請方下奉行清水三郎右衞門拜領物申渡之、

一退出八半ニ壹寸前、

同四日、

一四ツ御太鼓ニる出宅、登

城四半ニ二寸前、○中略、

一○中略、御右筆部屋緣頬自分斗出座、越中守侍座、御疊奉行格御普請下奉行木暮又右衞門・御

勘定芝田岩三郎・柳道太郎ニ、拜領物二建ニ申渡之、

一退出九半打四寸五分廻り、

〔內藤信親日記〕○子爵小笠原長生所藏本

五月三日、○中略、

安政五年五月三日

黑坂丹助清水三郎右衞門ニ物ヲ賜フ

木暮又右衞門柴田岩三郎柳道太郎等ニ物ヲ賜フ

一四ツ御太鼓ニる出宅、

一登　城、四半ニ二寸前、〇中略、

一廻り出掛ケ土圭間ニ列座、〇中略、夫ゟ廻り、詰衆伺御機嫌相濟、夫ゟ芙蓉之間ニ列座、

御留守居次席
町奉行

跡部甲斐守

時服三

永代橋掛直御修復中、見廻り相勤候ニ付、拜領物被　仰付之、

（老中堀田正睦宅）

右月番被申渡、御禮扣置、同席同斷ニる、

時服三

御普請奉行

平賀駿河守

玉川上水四ツ谷大通石垣樋桝御修復御用相勤候ニ付、拜領物被　仰付之、

見廻相勤候、

右月番被申渡、御禮甲斐守と一同相濟、同席同斷、若年寄中侍座、

小普請奉行





上野

淨光院様
隨性院様

御靈屋向御修復御用相勤候ニ付、拜領物被　仰付之、

右月番被申渡、拜領物御禮共三度出、夫ゟ御右筆部屋緣頬列座、〇中略、非番ハ引、備中守殿ニ若被殘、月番ニ若蹴躓之間ニ被殘、引掛、中之間ニる、跡部甲斐守・佐々木信濃守御禮申上、畢る引、

佐々木信濃守

見廻相勤候、

一御用相濟、使遣一同退出、八半ニ四寸前、

前水戸藩主徳川齊昭

前權中納言

條約調印ニ關スル諮問ニ對シ、叡慮ヲ遵奉シテ征夷ノ任ヲ盡スベキヲ答申ス。文、幕府ノ忌諱ニ觸ルルモノアリ。

老中堀田正睦

備中守〇佐倉藩主

福井藩主松平慶永

越前守

ヲ招キ九日　齊昭ヲシテ之ヲ修正セシメンコトヲ議ス。

〔前水戸藩主徳川齊昭答申書〕〇公爵徳川家順所藏本　防海雜記所載

〇五月二日老中堀田正睦へ

安政五年戊午四月廿五日、

安政五年五月三日

今般
勅答之趣、依
台命、
前中納言樣御上書御案之寫、
五月三日朝、御指出、

本文御直書、御使御家老宇都宮彌三郎、
堀田備中守御役宅へ持參之處、公用人藤波甚太夫を以、指出候旨申聞候事、○防長雜記

一、水府老公御建白寫、如左、
猶うらに、

午五月三日、家老宇都宮彌三郎を以、堀田備中守御役宅へ持參、公用人藤浪甚太夫へ指出候よし、○昨夢紀事

謹る奉拜見候處、
勅答之趣、實ニ以奉始
神宮、
御代々ニ被爲對、神國之御爲、深被惱
叡慮候御至孝之程、一ハ奉恐入候、右ニ付候る者、
將軍家ニ被爲置候るも、御厚く被 思召、
東照宮御初、御代々ニ御至孝被爲盡候樣、爲 天下奉至願候、但敵國之模樣、古今相違



叡慮ヲ邊奉シ征夷ノ任チ盡スベシ

夷狄ノ意ニ從ヒ祖法チ變ズルハ忠孝ニ反ス

京坂江戸ノ警備チ嚴ニスベシ

ニ付候る、爲防禦 御祖法を御變通被遊候ハ、無御據御儀、征夷府之御任ニる被遊候
御事故、品ニ寄、却る御孝道共奉存候得共、萬々一夷狄よりの願ニ付、すへて夷狄の勝手
ニ相成候樣ニ、重き御祖法迄被爲變候るハ、
公邊御懷合奉承知候者ハ、無御據とも可奉存候得共、 天下此衆目とりハ、乍憚被對
天朝候てゝも、
東照宮御初、 御代々ニ被爲對候るも、御忠孝之所如何ゟ可奉存哉、御忠孝ニ違ひ候樣
存上候るハ、人心之歸向も如何可有御座哉、一体彼ハ海外諸國を例ニ引候得共、
神國ハ封建之國ニ候得者、夷狄之事ハ暫指置、次第ニより、內地之治り深く心配仕候、强
て御施ニ相成候共、御模通り之程難見拔候故、何共申上兼候、先以是迄數度建白仕候通
り、一日も早く京坂御當地之御警衛向、幾重ニも御手厚被遊、被奉安
叡慮、將軍家ニも御安心被爲在候樣奉至願候、愚昧之見、勿論御取用ニハ相成間敷候
得共、御尋ニ付、不顧恐此段奉申上候、以上、

齊昭

（昨夢紀事 堀田正倫家記 堀田正睦外國掛中書類）

〔德川齊昭書翰〕○昨夢紀事所載

安政五年五月三日

上書寫ヲ慶永ニ内示ス

宗城ノ來訪及書通ヲ謝絶ス

○五月四日 福井藩主 松平慶永宛

一、此日、水老公ゟ御直書を以、御建白之寫、御廻しあり、如左、（五月五日）

朝氣流行之節、先以無御障大賀々々、縷々貴書之趣、何も伺申候處、餘り指出候儀延引ニて恐入候故、昨三日朝、如別紙指出申候故入御覽申候、若惡敷御坐候ハヽ、閣ゟ直樣指圖可有之歟、奇なる時ニ候、

一川・岩等呼候て、心付ヶ條承り可申と、最初にハ心付候得共、先々相止申候、尊家にてヶ條之義、ヶ樣致候へは、此事ハよろしくと申御說承り申度候へハ、御手すきの節、御認にて拜見致度候、

一伊達拙家へ參候儀ハ、くれ〳〵斷申候故、不參候樣致度候、尙又此節柄書通も斷候へハ、御序之セつニ、右之段申傳可給候、誰にも嫌疑故、逢候ハ不好候、

一貴君ハ御滯府之由、可賀々々、

一水筑貴家へ出候節、安云々何も伺申候へハ、何れ當人へも可申聞候得共、是以此節柄、安・茅共に、嫌疑を避候方よろしくと存候、

一先日も御心配のよし伺候へ共、いつさ（マヽ）の事は嫌疑にて申進兼候故、折角御申聞に候へ共、御答不申候へき、御免〳〵、

慶喜ノ繼嗣擁立ハ希望セズ

水戸家ノ者ニテ德川ノ天下ヲ失フハ祖先ニ對シ申譯ナシ

尾紀田安ノ内ヨリ選ブベシ

齊昭建白ノ件

四日卽刻、夜九時迄認、

越殿參

潛

二白、有志之人々、西なき事を憂ひて、周旋盡力致候よしに候へとも、何卒一橋なとハ、決ゐ不相成樣にと存候、此德川ハ餘程六ヶ敷相見え申候へハ、中〳〵一橋抔の手際にハ安心不致候、尤誰とても、

二荒山へ對し候て、德天を失ひ候てハ、不相濟段ハ同事候得共、乍同拙家ゟ出不申人ニゐ失候ハ無已、拙家出之者ニて失ひ申候ゐハ、

二荒山へ對し候て、決ゐ拙老義不相濟候へハ、萬々一にも橋を云々申人も御坐候ハヽ、御懇意之處を以御解敗り可被下候、尾も學問才智有之、紀ハ近き御續なから、田も溫順故、人望も歸し居可申候へハ、兎角此三ヶの内を以御周旋可被下候、任序極密此段申進候、御火中〳〵、

〔松平慶永書翰〕○侯爵伊達宗彰所藏本

○五月六日 宇和島藩主 伊達宗城宛

拜見、奉壽候、被仰下候件々、事濟候儀ハ畧之申候、愚衷申上候義御聞屆被下、承知仕候、老公建白之義ハ、明日可申上候、安島多分可參候、不被仰下候ハヽ、可罷出候、

河越之賢策、明日迄御預り申置候、何事も面晤、早々頓首、

即

達　君



慶永ノ書來ル

今日土丹州左迁仰出され申候、柏舟五章今日まゐり、痛嘆候、以上、

齊昭上書ヲ出ス

「舌代布答」（舊封式）

「龍　土　賢　公　几下復」（封儀式）

慟

磐　門　迂　史」

〔伊達宗城御手留日記〕○侯爵伊達宗紀所藏本

五月六日、それる、七十度、

一五時過、目覺、朝飯二ツ、一今朝出坐せほ、一大和・越前ゟ飛參る、○中略、一五半時、寢、休息へ、

〔鈴木大日記〕○內閣記錄課所藏本

五月六日、

此日南狀著、閣老文通寫し等下り候事、

同承ル、老口ゟも、彌三日ニ御存意御申立之由、扨又（徳川慶篤）公ゟも出候處、隨分御勢宜敷候趣之事、

正睦慶永ヲ召ス

齊昭ノ上書修正ヲ慶永ニ依頼ス

〔昨夢紀事〕

五月八日、○中略、

一、此夕堀田備中守殿ゟ知邸を召出されて、御談の事あるにつき、明朝御出なさるへき樣にと御達あり、

五月九日、昨日御達ある故、今朝堀田備中殿へ御出ありしに、備中殿御逢對ありて申されけるハ、今日御出を願ひたるハ余事にも候ハす、此比水老公より御請書指出されたるに、例の御流義にて甚忌諱に觸れ候御文段も有之、あの儘にてハ濟兼候へハ、當御時態に相應して、方今の御趣意に背けさる振りに御引直しに願度候、公ハ從來御懇意にて、老公の御上ハ何事にても、さるへき樣に御取扱あらんとハ、兼て御申聞の事も承り居候へハ、此度御建白御引直之義を御取計ひ給はり候やと申さる、公、如何なる筋を仰上られたるか存候はねと、老公の御事ハ宣ふ如く兼て誓ひ申せし事に候へハ辭し申へきにも候はす、されと彼公の事候へハ、唯ひとわたりに御取替あらんやうにと申せハとて隨ひ給ふへくも候はねハ、彼公のともすれハ申出給へる今後の御處置振の事も、ヶ樣〳〵と御安心あらるゝ樣に申上すしてハ、御承引もあられましくと存しられ候と仰けれハ、備中殿、御尤なる仰せ

正睦ニ京都ノ御取扱其他國内ノ措置ニ就テ質ス

庶政革正ニハ忠固ヲ督責スルヲ要ス

直弼ノ强暴恐ルベシ

にて左もあるへく候へハ、いつれに其事も御談に及へき心得にて候と申さる故、公、さらハ先ツ余より伺試と候半とて、京師の御取扱・御警衛の次第、諸侯の疲弊御救・兵制之一致・航海術御開キ・海軍の繰練・耶蘇教の御扱ひ・蝦夷地の開墾・諸蕃の居住・交易・商法等の件々、夫々御討論に相成候處、備中殿にハ當否ハ先ツ指置、粗見込ハ立て置れ候趣に候へと、猶申されしハ、己レはかくおもひより候へと、一定の事ハ決議の上ならては御確答ニハ及ひ難く、其上伊賀(松平忠固)ハ兎角舊套固執の癖有之、變革の事ハ更に心に懸候はす、近來ハ大老の後援を得て愈勢ひ猛くあり候へハ、此等の事件も伊賀を御督責あられなハ、僕輩もにハ殆と困り入て候と申さる故、此比伊賀殿へ參りて承り候に、如何にも大老ハ紀公を主張致され候へと、足下初伊賀殿抔も御同意なけれハ、また御決評にもならさるよし申され、又御大老ハ後宮・奥向等六ヶ敷よしを申されて候がと仰けれハ、備中殿驚かれたる面持にて、伊賀も左樣に申候か、扨ノ〳〵反覆難測ハ人々の胸中にこそ候へ、後宮も奥向も敢る恐るゝ際にもなく、唯大老の强暴の言行こそ恐ろしく候へ、丹波抔(土岐朝旨)も忠實の男にて御爲をのみ存詰て候ひしか、思ひ迫りたる失言を言葉質にとり疎外に轉せしハ、專ら伊賀の心にて候へと、大老も直言を惡む癖の候故なり、是等は宍賢、人に泄すへき事共にハ候ハね



正睦ハ孤立ノ態

師資安島彌次郎ヲ訪ヒ慶永ノ内意ヲ傳フ

と、御忠誠の程も能く知り候へハ竊に告け參らするまり、僕も今ハ孤立の姿にて御力にも成難けれハ、何事も其御心調らひ坐すへしと打しほたれて申されしかハ、公も又仰すへき事も坐さて、老公の御建白の事ハ心得候へとも、御申の事も候へハ今一應伊賀殿へ參りて、彼人の意地をも推究めたらん上の事に致し候はんと、おほせられて御退散なりしとそ、

○中略、

五月十日、○中略、

一、昨日備中殿の申されし譯もあれハ、早々伊賀殿へ御出あるへき思召なりしに、今日御不快にて御登城無之故、御出勤の程合岡部四郎兵衛へ承合候樣仰セ付、問合書面指越たるに、實ハ御近親に御差合有之、兩三日御引籠之由を返報せり、

五月十一日、○中略、此夕、師資筑州(永野忠德)の本へ往、○中略、

一、筑州よりの歸途、仰含めらるゝ旨ありて、礫邸の安島彌次郎を訪ひたるに、不在により て空敷歸れり、

五月十二日、今朝蚤く安島彌次郎の許へ往て、公の御内旨を傳ふ、是ハ前殿の御建白の事ニ付、備中殿へ御出の事あり、云々の次第になり候へハ、兩納言殿の御建白共に御引直し

松平頼胤ノコト

慶永忠固ニ書ヲ贈ル

なくてハ、却て御爲よろしからぬ事にもなるへけれハ、當納言殿のハ遠江守殿の御扱ひに任せられ、品能く御濟しなさるへく、老公のハ猶能閣老衆へ御談話の上にて仰せ上られんとの御事共なり、彌次郎畏りて仰の通りはからひ申へし、當公御建白の事ハ昨日龍土侯(伊達宗城)より、吉見左膳を以仰せ越されたる事も候ふり、いつれに御爲よからんやうに心得て候なりと御申上たり、此人も掃部殿の大老となられてハ、又讃岐守(松平頼胤)殿の奸計の熾盛ニなるへきあり、さてハ再ひ國難を醸すへき事照著ありと、深く患ひ懼れて、如何にもして大老を黜けて、主家の安心を謀らんと思ひ入たる忠誠赤心の却る禍胎となれる事ハ、後に思ひ合する件々のなきにしもあらさりき、

師質云、松平讃岐守殿ハ腹黒き人にて、水府の奸党に結んて、宗家の權柄を奪ひ、あハよくハ本宗を續かんの奸謀あり、去にし甲辰(弘化元年)の國難も、專ら此侯の陰計多きに居る而已ならす、掃部殿ハ溜詰の同席にて日比より懇意にも坐するからに、安島の先見憂懼も宜なる事にて、後果して國亂も到來せり、

一、今朝松平伊賀殿に御直書を被遣たり、是ハ御出勤の程の知れ兼て、事の遷延せん事をおほしめしなり、如左、師質云、此御書、昨十一日被遣たるなり、誤て本日に出せり、

然は、過日備中守殿ニ罷越御申聞御坐候水老公御建言一條、不容易事ニは候得共、何分



齊昭ノ上書修正周旋ニ先チ内外ノ庶政革新ニツキ質ス

可成丈ハ精誠心配可致、右ニ付、其節も申述候通り、今後之御處置振不相心得候るは、右周旋も行屆兼、不都合ニも有之候半歟、依其荒增以別紙ヶ條相伺候間、野子心得迄ニ御示諭被下度候、尚委縷ハ近々以參拜承可仕候得共、先別紙差出候間、接眉之節夫々御垂諭希申候、

御別紙、

京師警衛之事、

大小名之内幾員

時期之遲速

屯營之地所

諸侯御處置之事、

疲弊御救之術

兵制一致之御策

舊習一洗之御策

航海術御開之事、

御取立之御次第

安政五年五月三日

軍艦・商船御調之術
海軍繰練之事
耶蘇教之事、
僧侶鎮之策
蝦夷地之事、
開墾之御處置
英夷借地申立候節之御處置
諸蕃人住所之事、
雜居を防止之御策
貿易之事、
商館幷吏員之事
商法創修之御策
商貨之種類

師質忠固ノ邸ニ赴ク

五月十三日、昨日伊賀殿の側用人岡部四郎兵衞か、師質に罷越すへき由申來りし故往たりしに不在なりしかハ、今朝又往きしに伊賀殿の申さるゝ由にて、昨日の御直書の御次第ハ



上書修正ハ急速ヲ要ス

慶永ヨリ忠固ヘノ内書

忠固ノ意見ヲ記シ正睦ニ廻付スベシ

御專務の事にも候へハ備中殿へ御談しに及はれたり、また出勤の程も計りかたく候へハ、水老公御扱之義ハ御差急の事にも候へハ、公より備中殿へ御談しにて御取懸ある樣にせられ度との御事なりき、罷歸りて其よし申上しかハ、さらハとて又御直書を被遣たり、如左、

一、五月十三日夕、上田閣老ゟ被遣御内書、如左、

陳は、一昨日呈書愚衷申述候處、御承知被下、且今朝御家臣四郎兵衞を以、家來輒負迄内々被仰聞候御義、委曲承之、早々御指圖通可取計筈ニ御坐候得共、備中殿には過日既ニ大略申述、其節固ゟ御内意之御答故、聢と御定見承詰可申心得ニて御話合居候内、御太鼓ニる不得止及退出候次第ニ御坐候、今更無故致推參御尋申候るも、御別言ハ有之間敷候間、何卒過日拜呈之書附ニ賢案御加へ、直ニ備中殿迄御廻し被下候ハヽ、備中殿にも益御決斷相立可申、若右樣無御坐候ハヽ、小子之趣意貫徹致間敷存候、何れ一兩日中ニは從御教示罷出、篤と承合可申候間、其前ニ是非前文之通御取計置被下度候、右用事迄、早々不具、

五月十三日

二白、近々御出勤之由、其節迄ニは備中殿ゟ篤と承置、又々可及御内談候、左樣御承知可

被下候、已上、

○中略、

五月十六日、今朝堀田備中守殿へ御直書被遣如左、是ハ今日安島彌次郎被召呼候御序も有之故之、

昨日は御用繁中登館、緩々拝晤欣然、爾來御清安珍重之御儀御坐候、陳は、過日御内諭有之候水老公御建白一條之儀ニ付、今後御大變革之御見詰篤と相伺候上ニゐと存居候得共、已ニ昨日御話之義も有之、此後追々御精評も可相立奉存、且ハ先方御聽納之可否も難計、時日遷延仕候ゐハ、

廟堂之御都合ニも不相成哉ニ奉存候間、従今日右取扱ニ掛可申、此段御含置可被下候、不備、

五月十六日

追ゐ、本文之趣、今朝上田へも罷越可申談積之處、御用多之由にて斷ニ付、昨日之手續ニゐる貴兄迄及陳啓候間、猶又宜御相談可被下候、以上、

一、此夕未半刻比、召によつて安島彌次郎參上せり、御居間へ被召出、○中略、此比備中守殿より御内談ありし、老公御建白御引直の儀も被仰聞、御引直之有無は、猶從是も可申上事なれと、斯る時勢、御鄭重御手間取られ候内ニ、又幕府の模様相分候事もあるへきなれハ、指當る處ハ余へ御任せにて、御見合せ置れ候樣被成度旨をも御談しありしなり、彌次郎ハ夜に入つて退出せり、

○中略、

五月十八日、一昨日安島彌次郎迄老公御建策の事を被仰合て、御良猷あらせ給はんにハ天下の爲に賀すへきなれとも、若思召よらられたる御事なくハ、公の御策ハ如何と御尋あらんハ必定なれハ、其節御答あるへき爲メ、立地に姦邪を除かるへき計策如何ンと日々帷幄の御討論有之、瀬ニ三の御策略は得させられしかと、いまた十分の御定見も立せられさりしに、此夕彌次郎過日の御返答に參上せり、早速御前へ召出されしに、彌次郎申上けるハ、御内諭の趣早速老寡君へ申上候ひしかハ、老寡君も殊之外驚歎心痛に及はれ候へとも、更に謀略の出る處を得候はす、責て存し寄られ候ハ、尾張殿同道にて登城いたされ、御前を願はれ巨細申上られんかと存しられ候へとも、是は必定支へ候者あるへしと懸念いたされ候、又伊賀殿を京都へ御呼ひ上せになりて、京都ニて挫きたるもよからんかと存しられ候へと、京都へ御呼ひ上せになるへき手段容易ならす、又伊賀殿へ極親戚の者より白地に忠告に及はせ然るへからん歟抔と、唯大凡の處ハ彼是と申試られ候迄にて、定策と申程の事ハ立兼候へハ、御館に御良策あらせられんなれハ承り參れと仰付られたる由を申述たり、



慶永ヨリ正睦ヘノ内書

慶永安島彌次郎ヲ召シ上書修正ノコトヲ内諭ス

姦邪ヲ除クノ策ヲ議ス

安島彌次郎來リ齊昭ノ意ヲ告グ

忠固ヲ挫クノ策

慶永ニ良策ナシ

齊昭慶永ノ會見ハ不得策

慶永忠固ヲ訪ヒ齊昭ノ上書修正ニ就キ談ズ

公には、指當り御談しに及はれ候程成御策もあらせられねハ、猶御熟考の上仰上らるへく、其節ハ老公へ御直談被遊度候へは、御差支もあらせ給はすや伺置候樣に仰付られて、彌次郎は退出せり、

○中略、

五月廿一日、安島彌次郎か師質へ書翰を以申越せしハ、公、老公へ御直談の義は、嫌疑盛んなる此節柄なれハ、御双方の御爲不可然思召候間、御見合せの方よろしかるへしといへる御事の由なれハ、其段申上たりしに、さらはせんかたふしと、御書取にて仰せ進せらるへきにふされたり、

○中略、

五月廿七日、朝、松平伊賀守殿へ御出あり、先つ專と水戸前中納言殿御建白御引直の事、御承知には候へと、猶能く御考ありて、御草稿もて御相談もあるへき歟の由を仰述られ、夫ニ付ても、今後の御處置を被爲問しに、いつれに大變革なくてハ適ハさる事にて、近比ハ諸有司も職分に打はまりて精勤すれハ、一入御都合宜きなと、したり顏に申さる、

〔佐倉藩戊午年集〕○伯爵堀田正恒所藏本

五月九日、曇、

正睦慶永ト會談ス

齊昭ノ上書ト其心事

一卯剋前　御目覺、

一御登　城前、於大書院松平越前守樣に御逢有之、

○中略、

十五日、晴、

一卯上剋　御目覺、

○中略、

一七時前、大書院ニおゐて、松平越前守樣に御逢有之、

〔彦根藩士宇津木六之丞書翰〕○子爵澁澤榮一所藏本　井伊家祕書類纂所收

○五月九日同藩士長野主膳宛

一書啓上仕候、○中略、諸大名之内ニハ、水老公之御書付、如何ニも正當之御論ニ付、眞ニ天下之御爲ヲ被爲思召候御方と被爲思召候て、一ツ橋ヲ御立被遊候ハヽ可然と、御見込被成候方も、多分有之哉ニ相聞へ候間、御直ニ段々御談し、隱謀之次第初て御承知、御後悔之御方も有之、如何ニも書面ニハ理ヲ盡し被仰立候御方、御直談ニハ是非善惡之御弁別も無之御方も有之、是等ハ深く國家之御爲ヲ被爲思召候ニハ無之、今度之御存寄書ハ、諸侯之賢愚顯レ候事ニ付、大事と心得、家臣之内ニ文才有之者ニ爲書綴、甚敷ハ浪人儒者等ニ爲書候

外交問題ヨリ内政ノ取締カ肝要

向モ有之哉ニ相聞ヘ、是等ハ取ニ不足御方ニ候得とも、書面ニテハ誠ニ頼母敷方と相見ヘ申候、○中略、

一○中略、何分今日之處ニテハ、亞人ゟハ指當り内輪之處急度御取締無之テハ、何分手強き御所置ハ難相成、彼老公之書面ニ迷ひ候方ニも御合點參り、諸侯一致之御場合ニ可相成、此上ハ京都より之御返答肝要ニ御座候、○中略、

五月九日

長野主膳樣

宇津木六之丞

尚々、○下略、

○本書翰ノ全文ハ、之ヲ五月九日ノ條ニ收錄セリ。

## 萩藩主毛利慶親大膳大夫　條約調印ニ關スル幕府ノ諮問ニ對シ、人心一和、待夷ノ良策ヲ建ツベキヲ答申ス。

〔萩藩主毛利慶親答申書〕○毛利家編輯所所藏本　毛利敬親事蹟所藏

○五月三日老中堀田正睦ヘ

五月三日、氣付書左之通、堀田備中守ゟ差出候事、○毛利敬親事蹟

長州侯自筆御封、五月三日、差出候成候由、○諮詢建白書



人心一和待夷ノ良策ヲ建ツベシ

長州公御差出之御書付、○安政記事

午五月、堀田備中守へ差出、松平大膳大夫氣付書、○聞集錄

今般存意申立候樣被　仰出奉畏候、就ゐ者、昨年申上候外、格別存知付無之候得共、勅答之旨、猶御取扱方之御達ニ付、再應考合仕候處、永世安全之思召ニ付ゐて、人氣一和之外他事無之旅と奉存候、假令外國之和議相整候共、人氣之不和出來仕候ゐ者不相濟、御疎略無之儀ニ者御座候得共、乍此上叡慮之旨　御遵奉之　御趣意を以、偏ニ御一和ニゐる、待夷之御良策被爲在度奉存候、無左ゐる者、自然内外之憂患差起候樣立到候ゐ者、何とも奉恐入候次第ニ付、此段厚御處置有之度儀と奉存候、以上、

五月三日

松平大膳大夫

右安政五年、長州上書、○中山忠能履歷資料

一大廣間御一同、朝廷之御說條り强キニ失候間、中を取、假條約之ヶ條相創可然趣言上之積り、連名ニゐる可差出相談有之候處、長州・細川、不同意ニゐる連名被相斷、一名ニゐる被差出候由、○諮詢建白書

（橋本家書類諸藩建白書　安政記事聞集錄　中山忠能履歷資料）

## 〔萩藩家老毛利筑前等連署願書〕○毛利敬親事蹟所藏

安政五年五月三日

○五月藩主毛利慶親へ

去月廿五日幕府ゟ達ニ付、國元家老共ゟ旅中迄、左之通評議之趣申越候事、

此度墨夷一件、從幕府
天朝ニ御伺相成候處、下田條約之外、一切御許容不被遊候節ゑ、自然異變ゑ難計ニ付、防禦
處置被
聞召度との
叡慮被　仰出候、然處、幕府ニゐ者、寡前假條約之外、御扱方無之、
勅定之通ニゐ者國家之御爲不相成との由ニる、列侯御氣付之筋被仰出候樣御達有之、誠ニ
皇國之御一大事、不容易儀、就ゐ者、於
此御方ゑ、忠黨之御建白不爲在候ゐ者、
天朝・幕府と不能申、　御祖宗ニ被爲對候ゐ
味、集議之趣奉申立候、元來墨夷申立之趣、表ゐ者懇切忠告之樣相見候得とも、禍心を抱藏仕
候と、追々之應接ニゐも被相察候處、於幕府寛裕の御取扱被爲在候ゐハ、一時之權宜ニも
可有之候得共、數ヶ所開港・夷人雜居・邪教之寺院建立等相成候ゐハ、人心誑惑、遂ニ禍亂
を生し候ゐ本然之勢ニる、御國躰ゑ不相立、後患難免樣相見候、此度

墨夷ハ禍心ヲ抱藏ス



墨夷ノ要求ヲ斥ケ國體ヲ擁護スベシ

幕府ハ勅意ヲ遵奉スベシ

叡慮之通、墨夷御拒絶ニ相成候ハヽ、眼前異變を生し候儀ゑ可有之候得共、
御國躰ニ於てゐ、聊御屈辱無之、海內之死力を盡し、遂防戰候樣御英斷相成候得ハ、人心一
變し、太平之流弊相改、兵馬調練・炮艦之製造等ゐ、不日ニ相整、
皇國御興起之良策、此外ニゐ有御座間敷、乍恐
叡慮出于此候ゐ、誠ニ天下之大幸共可奉申儀ニ付、於幕府
勅意御遵奉被爲在可然御事奉存候、此段御建白被爲在、
天朝ニ之御忠節、幕府ニ之御信義、且ゑ洞春公（毛利元就）以來之御忠志之言被爲繼、御孝道ニゑ相協
可申儀と奉存候間、
御熟慮之上、御建議被爲在度、依る懇願仕候、右之通、程克被仰上度、賴存候、以上、

毛利筑前
毛利能登
毛利伊勢
毛利隱岐
益田彈正
根來主馬

萩藩ノ國是ハ勅旨遵奉ニ決ス
周布政之助家老連署ノ書ヲ携ヘテ出府ス

〔萩藩士吉田寅次郎書翰〕○宮内省圖書寮所藏本 京都町奉行所没收書類所載

○五月十五日梁川新十郎宛

急便ニ記ー候故、誠ニ差急き何事も略申候、萬御推恕可被下候、

千萬唐突之至御座候得共、杞人之憂、無已奉呈一書候、本月二日、同志友中村道太郎歸著、京師近況尚老先生御動止相伺降念仕候、先是弊邸吏宍戸九郎兵衛と申者より、勅答之寫其外差贈り、是非幕府より寡君抔へも御下問可有之ト相考、弊藩政府ニるも色々評議仕、詰り

勅旨不可不奉也ノ一句ニ、國是相定居候處、十二日江戸飛脚到着、果シテ勅答ヨ付テ寡君ニ幕府御下問之書附參り、依之政府之吏周布政之助と申もの、國元家老中之連署之書所持、昨十四日之夜より江戸へ向ヒ出足仕候、此後幕府之儀、如何相成候哉、

○中略、

五月十五日

梁川星巖老先生侍員

○中略、

吉田寅次郎再拜

益田伊豆



長州侯建白ノ趣意

長州侯俄ニ江戸ヲ發ス

又白、幽囚之身、他邦へ之往復用捨御座候故、上封ハ他人ニ仕候、此人ハ僕ヶ外弟ニて、同志之ものニ御座候間、御承知被置被下候樣奉存候、以上、

〔湯鑾雜纂〕○水戸藩士孝根伊豫之介手錄 公爵徳川圀順所藏本

一此度之建白、長州幷米澤等ハ、讜議を出セーと云、熊本之一書生、其藩之建議を正大あらーめんと謀るニ、當路ニ無人故、長州老臣浦靱負の臣赤根忠衛門ニ謀り、忠衛が靱負へ説、夫より藩之魚住源次兵衛へ游説を賴ミーニ、被疑候事あり、不遂とて嘆息す、

○中略、

一長州侯、此度建白之義ニ付、大廣間同席中へ相談セーハ、實ニ天下危急之時故、尾公あり、一橋あり、賢且長の人を立、翼戴ー、王室を尊、夷狄を攘之義を、一序ニて建白致度と周旋被致候得共、一人も應するものなく、不得已一人ニて、大義之所大略建白ー、拠此節之模樣ニて、勅命をも不奉、又幼君を擁立する之廟議ニ相成候ハヽ、最早參勤も致間敷覺悟ニて歸國被致さり、發軔も五月十三日之筈ありーを、十四日方ニ有志之諸侯を滯府之命下るへーとの沙汰有之ニ付、右樣ニてハ殘念あり、品川迄も發すへーとの事ニて、俄ニ十二日發駕ニ相成さり、何ぞ來秋迄ニ參府ニも可相成歟、樣子次第永く在國之覺悟ありと云、長州藩赤川淡水直話之由、

〔防長回天史〕

（五月）十二日、公江戸を發し、歸萩の途に就く、二十四日、尾州清洲に着し、正午尾起驛に憩ふ、會々周布政之助萩より到りて公に謁し、幕府の諮詢に對する國相府（上二收ムル毛利淳前等遺書ニ國相書ヲ指ス）の意見書を奉る、○中略、周布は使命を果し、直ちに歸途に就く、六月九日着萩、

勘定奉行川路聖謨（左衛門尉）速ニ輿望アル人物ヲ大將軍繼嗣ト爲スノ急務ナルヲ老中堀田正睦（備中守○ニ佐倉藩主）ニ進言ス。

〔勘定奉行川路聖謨建議書〕（○川路聖謨之生涯所載）

○五月三日老中堀田正睦へ、

今般墨夷條約之義に付、京都に被　仰進候趣、案外之　勅答にて、右に付御三家初、諸大名に再ひ御尋に相成候處、國持大名より迄、いまた御受不申上候得共、尾張殿・水戸殿御答考、昨二日拜見被仰付候處、其御大意は、　京都之御沙汰に被依候る、條約之次第御不得意之義と相聞申候、紀伊殿は御幼年の義、思召難計候得共、前文之躰にるは、最初御尋之節、御答之趣も有之、尾張殿・水戸殿御同樣之御趣意可被仰立哉、其節考御三家御一同、御不承知と相成候間、國持大名も（島津齊彬、毘沙門島藩主）松平薩摩守（黒田齊溥、福岡藩主）又は長崎御固之義心得候松平美濃守・（鍋島齊正、佐賀藩主）松平肥前守等、異國之情躰相辨候面々考、無異義御受可申上候得共、其餘不承知之ものも可有之、御家

外交問題ニ就テハ三家以下幕議ニ合セズ



人心和セズンバ國治マラズ

京都ノ意向ハ人望アル者ヲ儲君ト爲スニ在リ

儲君ノコト朝意ノ如クナラバ條約モ或ハ許容セラレン

門之面々、是亦一致候る、御受之義如何可有之哉、甚以當惑仕候、今般之條約、段々押詰候れにも條約爲御取替相成候樣仕度候處、御三家初、右之趣にる考、勅答にも被爲叶、御國内之人氣居合候樣には、とても參不申、其節は此末　御國内治り不申義と奉存候、扨々恐入候御事と晝夜心配仕候、右は上下同樣之事から、其懸りをも被仰付、殊更陪從御用にる上　京仕、　京師之不容易御樣子をも恐察罷在候間、別る寢食を忘れ、晝夜只此事に而已苦心仕候得共、　御國内之人氣に背き不申節考、外夷之兵端を御踏被成候は必定に御座候、され共、二ツ之内一ツ御取計方、附易方御所置候得考、則二ツなから被行候義と奉存候、依之種々勘辨仕候處、抑御上　京之最初、三條内大臣（實萬）殿より都筑駿河守（將重、後改稱）に書面を以被申聞候趣にるも、蓮門（伏見宮邦家親王）より御物語之御樣子等にるも、非常之大御改革有之候にに考、御基源を御手厚に可被遊筋にる、依ては人望之歸候御人を　儲君に被成候方可然哉之　思召は、彼地出立之節迄動き不申候間、其一事、今般内實重之　御趣意歟と奉恐察候、畢竟右は慶長以來之　御勤勞を、　京都にるも深被　思召、　御家之萬世を御はかり被遊候　御趣意歟と奉存候間、右之趣に被爲依候る、儲君之義被　仰出候はゝ、縱令條約之義考　勅答之如くに無之候とも、最初より之　叡慮、　思召通に相成候義に付、其餘之義も穩に　御

速ニ與望アル人物ヲ儲君ト爲スベシ

外交措置ヨリモ繼嗣問題ヲ急務トス

許容可有之歟、既に御下之書面にも、松平薩摩守・松平越前守等、儲君之義申立有之、其餘之面々にも、舊年以來其事を申上候もの多有之候に付、速に人望之歸し候御方に、右之御沙汰被爲在候はゝ、上者　天子より下諸侯並末々に至り候迄、其一事にゐ穩に治り可申歟と奉存候、此節之躰、夷狄者承知仕候ゐも、御國内之人氣不穩候に付、人氣動搖之變、萬一九十人餘之堂上方關白殿に推參いたし候類之甚敷義等、案外之弊如何可有之哉と朝夕心配仕候、墨夷之一條、差臨候事なから、夫よりも今一段之御急務と奉存候、實に當時天下之形勢行詰り參候ゐ、いつれに相成候ゐも、兵革之一端相含居候處、此まゝに彼是之議論斗にて打過候内、いかむとも不可爲に陷可申哉と色々勘辨仕候處、此御一事而已外に心附候勘辨も無之候に付、不顧憚此段奉申上候、以上、

午五月三日　　川路左衛門尉

大老井伊直弼（掃部頭○彦根藩主）書ヲ上京中ノ藩士長野主膳（義言）ニ與ヘ、大將軍德川家定ノ意、和歌山藩主德川慶福（參議）ヲ養嗣ト爲スニ決シ、既ニ其台命下リシヲ内報ス。

〔彦根藩主井伊直弼直書〕（○子爵澁澤榮一所藏本井伊家秘書集錄所載）

○五月三日（藩士）長野主膳へ

大老就任後諸有司謹愼ス

國持大名ハ未ダ答申セズ

水戸侯ノ上書

尾州侯ノ上書

彌無事ニ旅行有之事と一段ニ候、此方も無別條、日々登　城、退出も遲り申候、色々心配、及丈ケハ御爲方考、討論致候得共、兎角存候樣ニも參り兼、扨々心外至極、察し有度候、乍去我等御役後ハ、何と無く諸役人愼も出來、餘り法外成義ハ不申出、有志之者共ハ、歡居候趣ニ候、又是迄心得方不宜者共ニハ、我等御役不快ニ存居候樣子、殿中向少しも油斷相成不申候、然し追々味方も多分有之事ニ付、案思吳ニハ不及候、

一此節大名御答書追々出申候、格別面倒成申立も、多分ハ無之候得共、國持之向ニハ未タ一向出シ不申候、此内ニハ何レ少々ツヽ之義ハ可有之と存候、第一水戸・尾州甚六ケ敷困り申候、水戸ハ御當主ハ至テ穩ニテ、公議之御主意御守り之由ニ候へ共、書面ハ大ニ齟齬いたし、不怪手荒ニ相見へ申候、是全く御隱居へ對し、書面ハ左樣不致ゐハ治り不申故、御心と違ひ候書面を御出しニ相成候事歟と察申候、何レニも書面ゞ証據ニも相成候事ニ付、御心之如く御書替ニ相成候樣、老中ゟ申上候趣ニ候、尾州家ハ又暴論而已被仰、是迄之約定、皆々打破り候樣ニと、嚴敷御勢ひ、誠ニ天魔之所爲ろと、此節ハ國持大名迄も、尾州ニハ御心得違と、皆々申居候位之事ニ候、是も水戸御隱居御信仰ニゐ、内々ノ尻押被成候所より、右樣相成候事と風聞ニ候、竹腰兵部少輔其外家老ニも、右樣ニゐハ詰り尾州殿之御身之上ニも拘り候事と大ニ心配、段々諫言いたし候由、竹腰ハ別ゐ

水戸老侯ノ上書

上書ノ修正ニツキ閣老説得ニ努ム

養君一條

台慮紀州侯ニ決ス

大骨折、感心成事ニ候、尾州ノ實父松平中務大輔ニも深く心配ニる、毎々市ノ谷へ參り、諫言有之由、何分御合點不參趣ニ相聞へ、此上之處如何成可申哉、共ニ心配致居候、水戸御隱居之御答書も御出しニ相成候、是も不相變御見込とハ相見へ候へとも、却るサツといたし、格別之御ヒ予りも無之、案外ニ候へ共、尾州へ御尻押被成、御いてせ被成候事と何レも推察致し候、實ニ御三家方ニて、右樣御落合六ヶ敷てハ、自然京都ニるも御不安心之基、誠ニ此上京都之御摸樣如何可有哉と心痛此事ニ候、何レニ致しても、今少し御書面振り宜敷相成候樣御說得可申段、閣老ニも申合居り候、十分ニハ參兼可申哉、甚覺束無き事ニ候、

一御養君之一條も、先日閣老一同、御前へ罷出、御筋合之處此方ゟれハヶ樣〳〵、彼方ゟれハヶ樣〳〵と申事、人氣合之所もヶ樣〳〵と有體ニ言上致し、此上ハ　上慮次第ニ御極メ被遊候樣申上置候處、當月朔日、某初、閣老一同被召出、　御養君之一條、彌紀伊殿と御決心被遊候間取調候樣、　上意被爲在候、誠ニ以難有次第、奉畏候段御請申上候、右ニ付てハ、何レ色々心配之義も可有、宜敷賴ミ思召候段、御懇ニ被仰含、恐入候義、決る御上之御心配ニハ不被及候段申上、此節内々御先例等取調へニ掛り申候、中々御大禮、一寸之事ニハ參り不申候へ共、　御上ニも御急ニ付、精々手廻しいたし候樣、申合居候事ニ候、右ニ付てハ、越前守初表方ニ、是非〳〵一印を願候者共、人氣立可申哉と、閣老も大ニ心配、何分老中ノ手ニ合不申者共ニ付、我等ニ申諭し候樣ニと、達る之賴ニ付、不好義ニハ候得共、越前位ニこゝろのり申候も甚如何之義、我等請合申候、越前守・遠江守等呼寄、段々咄合候處、大ニ折合候、然し今一兩度も咄し不申るハ、十分ニ參り申間敷事と存候、然し詰り子細ハ有間敷と存候、

慶永等慶喜ヲ擁立セントス

直弼慶永宗城ヲ說得ス

京都御使ノコト

一京都御使之義、今以發シ不申候得共、大抵ハ會津（松平容保）之内決ニ相成候、明後節句登　城ニ成候へハ、御内意可被仰出哉と存候、何レニも大名御答書、表方未タ出不申、何ノ手間取候趣ニも相聞へ候、夫々出揃ひ候上、甚敷ハ說得等も有之、大抵七八分ハ落合不申るハ、御使發足之譯ニも參間敷、依る當地發足ハ來月さし入ニも相成可申歟と被存候、何分ニも京地之處此度ハ衆人之思ひくよりハ、存外ニ安々と相濟候樣ニ無之てハ、實ニ大名之氣配ニも拘り、如何樣之内亂生シ可申も難計、極々心配いたし候、如才ハ有間敷候得とも、精々骨折御都合能參り候樣賴入候、此間　御前ニ被爲召候節も、殊の外之御心配ニる、吳々御賴思召候段、蒙　御懇命をも、恐入候次第、決て　御心配ハ掛ヶ奉る間敷段、申候次第ニて、朝夕心願實以苦心いたし居候、何分關白殿へも宜敷申上有度候、猶又此節其地へも隱密追々出居候趣ニ付、當時ハ御役中と申、別て其方ノ名前等出候てハ不宜

京都ノ問題圓滿ニ解決セズバ内亂ノ恐アリ

養君一條台慮ノ實現ニ着手セン

繼嗣問題ニツキ京都ヨリ内命ノ無キヤウ取計ルベシ

幕使上京ノ際ハ關白ヘ直談ヲ欲ス

心配致候、右之要心も有度候、

一前書之通り、　御養君一條も已ニ某・閣老まてニ、御治定之趣被仰出候上ハ、是非とも御主意通り取計不申てハ相成不申、追々其御手續キ相成申候事ニ候、然ル處表方ニてハ、兼ゐ之宿意をも遂ケサル事ニ付、又々上方へ如何樣之惡計ヲ廻し候も難計、是又心配致候、此御一條ハ關東より之被仰出次第、京都よりハ此上何とも御沙汰無之樣内々取計可申、萬一京都よりも御名さしニ相成候樣ニ成行てハ、そでよ御内治定之義、大ニ六ケ敷相成候間、此段心得可申候、

其方發足前申居ニも、此度會津上京候ハヽ、議奏・傳奏ヲ外シ、關白殿へ直々之談シニ致度段申居、我等ニも左樣可然と存居候事、何レ傳奏ヲ以申上ニ相成候手續キニ付、直ニ關白殿へと申事ニハ不參趣、老中共ニも申聞しても、關白殿より御逢被成候と申事ニも不參、其都合ニハ甚六ケ敷と申居候次第ニて、會津より傳奏ヲ外シ關白殿へ直ニとも申間敷、傳奏衆ニも此義嫌ひ候由、萬六ケ敷と存候、右ニ付ゐハ、兎角ニ天下之御爲ニも候間、　上使上著ニも相成候ハヽ、品ニ依り關白殿より御直ニ御尋と申次第ニハ成申間敷哉、又々下ニて彼是取合ひ、行違ひ等出來候てハ一大事と存候間、此段助右衛門（廉原、家老）ニも相咄申遣し候事ニ候、

條約調印ハ三箇月延期ス

直弼大老就任後寸暇ナシ

一アメリカ使節ハ、三ケ月ノ日延ヲ漸く承知いたし、兩三日之内、下田迄引取居申樣相成候、先々人氣も少々ハ穩ニ相成申候、乍去三ケ月と申まて、ゆるミニ相成候てハ不宜、精々油斷不致樣、閣老初へ申居候事ニ候、三ケ月九十日と申せは、七月廿七八日頃ニ相成申候、此度ハ右之日限參り候ハヽ、是非〳〵調印いたし不申てハ合點いたし不申事、萬々一彼是手間取、其節未た御使も歸府不致時ニハ、不得已事調印致候共不苦樣願度事ニ候、しかし是ハ只今ゟ申候義ニも無之、夫迄ニ萬端御都合能相成候ハヽ重疊之義、萬一不都合ニ手後レ相成候節之義ヲ申入置候事ニ候、先ハ要用計申入候、何レ彌御使發足と申所、又々申可遣心得ニ候、早々不具、

五月三日認メ

秘書　　桃廼舍へ

〔彦根藩士宇津木六之丞書翰〕〇井伊家秘書集錄所載

〇五月四日長野主膳宛

以書付得御意候、然ハ　御直書御一封、御下ケ被爲遊候ニ付、宿繼ヲ以御廻申候間、御頂戴可被成候、御出立後、不相變日々御登　城、朝夕之御逢等ニゐ、御寸暇も不被爲在候得共、益御機嫌能御精勤被下置、誠ニ以難有恐悅奉存候、御出立後之御模樣、日々ニ隱謀之方手

陰謀弱マル

弱く相成、朝日ニ霜之消候様成御様子ニ相伺難有、乍去如何ニも堅氷ニ付、一時之消失之場ニ至り不申、晝夜之御苦心奉恐察候事ニ御座候、

繼嗣問題ハ希望通リ決ス

一西印ハ、思召通りニ御決評ニ相成候由、不日御渡シ相成候趣、左候ハヽ、隱謀之方、一時ニ崩レ立候様可相成と奉存候、

直弼ノ威望加ハリ城中ノ形勢一變ス

一御前御一方、毎々被爲蒙　上意候ニ付、日々御威光盛ニ相成、御城内も一變可致勢ひ、　上様ニハ、恐多くも先比迄ハ御安睡も不被爲遊候處、此比ニてハ夜も御快く御休被遊候との、奥向ニて噂いたし候由、右様頼と被思召候程、御前ニハ一倍御苦勞被遊候事と奉存候事ニ御座候、

齊昭ノ上書尾州侯ノ暴論

一御譜代方よりハ、追々御書付も出候處、昨冬之御存寄之變リ候事ハ無之、至極穩成由ニ御座候、尤老公之御書付も、昨冬と爲差變リ候御義も無之、細字短文ニ認、さつと御認メ之由、是ニハ深キ思召ニても可有之歟、尾州樣ニハ、成程暴論被　仰候ニ付、竹腰初段々御諫言被申上候へ共、何分御聽屆無之、尾州之御家ニも拘り、一大事ニ付、心術と御家臣手を盡し居候由、此程御城ニて、御前へ御逢之節ニハ、左程ニも不被　仰候由、御近習ニ不宜人付居候由、全ハ老公之御腰押と聞申候、

一越前樣ニハ、兼る御聞及之通り之御方ニて、御老中樣方ニも甚御困り被爲在候ニ付、二日ニ御屋敷へ御呼、御逢之上段々御說得被遊候處、大半御承伏ニ付、もとや格別御六ケ敷事も有之間敷と思召候、右之次第ニて、追々御仕寄被遊候得とも、未々御書付御差出し不被成方ゟ六ケ敷方ニ付、御心配ニ候得共、理を盡し御諭解も被遊候ハヽ、御承伏之場ニ至り可申、此上ハ京都ニて程よく御承知ニ相成候へハ、穩ニ治り可申、萬一御異存被仰出候樣相成候てハ、そふ〳〵夷人も待居不申、其内ニハ又々諸大名いろ〳〵と被仰立候樣相成候へハ、忽國家惑亂可致、其期ニ至り候へハ、何共被遊方も無之、誠ニ一大事之御場合ニ付、京地之所幾重ニも御丹精、御著後之御模樣分り次第、急使ヲ以御申上可被下候、上使ハ彌會津（松平容保）と御治定之御含ニ御座候、如何ニも御多忙ニ付、緩々御伺申上候事も出來不申、伺違候事可有之も難計、委細ハ　御直書ニて御承知、吳々御吉左右奉待候、以上、

直弼慶永ヲ招キ說得ス

上使ハ松平容保ニ内定ス

五月四日夜

長野主膳樣

宇津木六之丞

尙々、不同之季候、長途之御旅行御案思申上候、折角御厭爲國奉祈候、以上、

〔公用方秘錄〕○宮内省圖書寮所藏本

四月廿六日、

安政五年五月三日

一例刻御附人ニる御登　城、八ッ半時過御歸館、

今日御前御壹人被爲　召、御政務之義、品々御談し、何分賴ニ　思召候旨、難有　上意を被爲蒙候ニ付、私御役中ハ、何事ニ不寄、聊無御斟酌被　仰出候樣仕度旨、被仰上候由、御直ニ奉伺、世上之風說与違ひ、中々御聰明ニ被爲渉候迚、殊之外御歡被爲在候、

將軍直弼ヲ召シ政務ヲ談ズ

將軍ハ風說ニ反シ頗ル聰明

○中略、

五月二日、

一御登　城前、松平越前守樣爲御逢御出、於御書院御密談、

養君ハ紀州侯ニ決定トノ上意アリ

○中略、

五月七日、

一例刻御附人ニる御登　城、

一今日御壹人立被爲　召、

但、御養君紀州樣ニ被遊度旨、並堀田備中守樣ニハ、京都ニる不行屆ニ付、御役御免相成候方与　思召候旨　上意ニ付、紀州樣之義ハ御尤ニ奉存候、備中守義と猶相考可申上旨被仰上候趣、御沙汰之由奉伺候、

○中略、

五月十二日、

一例刻御登　城、八ッ時三分前御歸館、

一御壹人立　御目見、

但、外夷御取扱振、品々御配慮、

御養君御取極之事共、御内意御坐候由、

福井藩主松平慶永（越前守）　老中松平忠固（伊賀守○上田藩主）ヲ訪ヒ、大將軍繼嗣ニ關スル所見ヲ質シ、マタ宇和島藩主伊達宗城（遠江守）・高知藩主山内豐信（土佐守）ヲ自邸ニ招キ、繼嗣問題其他ノ對策ヲ議ス。

慶永忠固ヲ訪ヒ繼嗣問題ヲ質ス

〔昨夢紀事〕

五月三日、松平伊賀守殿へ御出ありて御逢對の上、例之御事ハ如何と御尋ありしに、此比となりては海防懸の內四五輩ハ議論切迫になりて、動もすれハ廢立を議するに似て、不敬無禮以の外なる事共にて、聞捨かたき事も候ニと申さる故、公、言語の過激はまつ指置て、足下にハ何とおほし定められしやと問はせ給ふに、伊賀守殿、素よりハ橋とハ存候へと、近比にてハ諸大名迄も甚敷申立る事となりて候へハ、何とやらん夫か爲にする樣にてハ、　幕府の御威光も如何あらんかと猶豫はれ候と申さる、　公、諸大名も諸有司もさハ

諸侯ノ議ニ從フハ幕威ヲ損スル處アリ

公議ヲ採ラズンバ諸侯有司離反セン

大老ノ意ハ紀伊侯ニ在リ

忠誠ハ盡スモ失望ヲ免レズ

條理ヲ亂サバ人心ヲ繫グヲ得ズ

かり申立候か則公論にて候はすや、公論を採て御裁決あらんに何の御威光に拘はる事の候へき、若さるよしなき事に拘泥して公議を廢せられなハ、諸侯・諸有司の心も自ら離反すへき事にて、夫程御爲よからぬ事ハ候ましと仰せけれハ、伊賀殿、仰セ一々敬服の次第にて、僕ハ元より橋に決し候へとも、　台慮いまた御治定なく、其上後宮奥向抔にても彼の是のと申挑みて、果敢行き兼るにて候と申さる、　公、天下の公論これあり候へハ、其外に人々のおもふひき〳〵に申事は耳傾けらるゝまても候まし、已ニ掃部殿抔も紀伊殿の方然るへき樣にも申されしと仰せらる、伊賀殿、大老ハ紀に決しをられ候へといまた紀にも決し候はす、されと萬一紀と決したりとて、夫か爲に御不平を抱かる樣の事ハなくて、依舊御忠誠を盡されん事を希ひ候と申さる、　公、さありとて忠誠ハ無二申迄もなく候へと、失望の情は慰むへき樣もなからんとこそ存候へ、諸大名迚も同し心なるへし、是はさありて後におほし當らるへきものをと仰せけれハ、僕等も其事をのみ痛く恐懼致す事に候へハ、あはれ　公の威力もて鎭め給へかしと申さる故、事の條理をかき亂して人の心を繫かん事ハ難事とこそ存候へ、たとへは鈴木藤吉郎如き者を御勘定奉行抔に取立られんには、足下の意思は平穩なるへきかと問はせ給ふに、いかてか平らかなるへきと申さる、公、夫にて体察し給ふへし、當今の天下を御大事の時と存詰て、御爲宜しからん樣にと建

幼冲ヲ儲君ニ立ツルハ不可

鈴木藤吉郎ノ處分

宗城豐信慶永ヲ訪ヒ正議ノ挽回ヲ謀ル

議に及ひたるにて候を、夫を指置かれて幼冲を建られてハ、時に取て不當の御處置にて、天下の安危をも度外に附せられたる御取計ひなれハ、御爲を存る者ハいつれに怏々の念ハ免れかたく候へしと仰せけれハ、段々の御論去り所なく存候へハ猶力を盡し候へし、○中略、何事につきても障碍とふる鈴木藤吉郎の事ハ、御聞及ひも候ひしか、御心も付たるにやと尋ね給ふに、されハ捨置難き事も候へと、彼へ手を下さんにハまつ其根たる市尹（跡部良弼ヲ指ス）のかたより事を始むへくと存候へなと、申されたりしとそ、

一、此日巳刻比より、伊達遠江守殿御出あり、午後ゟ土佐守殿御出ありて、奸閣を除き、正議を挽回せん事を始め、種々御示談ありて、夜に入り御退散なり、

〔伊達宗城御手留日記〕○侯爵伊達宗彰所藏本

五月朔日、くもる、六十七、

一七時、目覺、朝飯二ツ、　一六時供揃、兩殿登　城する、　一下りかけ、弘尾へ出る、御用ゐんする、　一昼飯二ツ、　一八時過、御以と酉歸る、○中略、

同二日、晴、六十九、

一五時、目覺、朝飯二ツ、　一今朝ゟ、出坐せぞ、　一いろ〳〵かきものゝゐほ、○中略、　一昼飯二ツ、○中略、　一越前ゟ紙參り（下ニ收ム）、返事やる、　一かきものする、○中略、

宗城慶永ヲ訪フ豐信モ來ル

宗城ノ來訪ヲ求ム

同三日、雨、六十四、

一六時前、目覺、朝飯二ツ、一老中わき坂へ參り候事、一夫ゟ越前、用ゑんまを參る、昼飯三ツ、一土州も、夕のさ參る、一夜食二ツ、一五時過歸る、奥へ參り、酒少々れむ、五半過、休息へ寢、

〔福井藩主松平慶永書翰〕○侯爵伊達宗彰所藏本御書翰類所載

○五月二日（字和島藩主）伊達宗城宛

尺一謹啓、愁霖已霽、是而適宜、先以昨日者、於柳營得拜顏大慶、爾來御動止御入安珍重、陳者、今朝彥根へ罷越候處、應酬之模樣、委曲申上度ニ付、明日御來駕奉希候、只々反覆沉痼、澆世不得其人、不言頓首、

磐門晩生

伊達公閣下

二白、時下御自玉奉專念候、以上、

幕府ノ蘭國政府ニ依賴シテ建造セル蒸氣軍艦「ヱド」（後朝陽丸）長崎ニ到ル。

〔海軍歷史〕

安政五戊午年五月三日、蒸氣三桅艦ヱド號、長崎ニ入ル、此艦、和蘭へ求メ、咸臨艦同一之形ヲ以テ、造製ヲ依賴セシ所ナリ、當年咸臨艦ヲ江戸ニ廻シ、此地傳習艦ニ乏シキ處、幸ヒニシテ此艦入津、大ニ教授ニ便ナリ、後命名シテ朝陽艦ト稱ス、

〔船譜〕○海軍歷史所載

| 艦名 | 原名 | 船形 | 砲 | 馬力 | 幅長 | 製造國名 | 造年 | 造地 | 受取年月 | 受取地 | 價 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 朝陽 | ヱド江戸 | 蒸氣內車 | 十二門 | 百 | 長廿七間巾四間 | 和蘭 | 千八百五十六年 | カンデルク | 安政五年千八百五十八年 | 長崎 | 拾万弗 |

〔幕府海軍艦船表〕○日本近世造船史所載

| 艦名 | 艦種 | 長呎幅呎 | 馬力 | |
|---|---|---|---|---|
| 朝陽 | 木、螺、汽「スクーナ」「コルベット」 | 一六三二四 | 一〇〇 | 安政三年（西曆千八百五十六年）、幕府の命令に依り、和蘭國カンデルク市に於て製造、安政五年（同五十八年）、長崎に於て領收、明治元年四月十一日（同六十八年）、舊幕府軍艦處分の際、朝廷に納む、 |

四日（戊寅）幕府、若年寄ノ事務分掌ヲ定メ、本多忠德（越中守○泉藩主）ヲシテ貿易事務・學問所・醫學館・品川臺場修復・大船製造・銃砲鑄造・軍艦操練・長崎海軍傳習ヲ、遠藤胤統（但馬守○三上藩主）ヲシテ京都警衛・攝海砲臺築造・講武所・調練・蕃書調所・蝦夷地開拓等ヲ、忠德・胤統ヲシテ隔月天文方ヲ監セシム。

〔老中達〕○帝國圖書館所藏本 御書付留所載

## ○五月四日評定所一座等へ

「（朱書）午五月五日、請取、」

評定所一座
佐野日向守
久貝因幡守
池田甲斐守
林大學頭
海防掛
大目付
筒井肥前守
長崎下田箱館奉行
御目付

（朱書）「午五月四日、
備中守殿、佐山八十次郎
を以、一覽候樣、」

覽

貿易筋之御用取扱
學問所
醫學館

（朱書）「午五月四日、
一覽仕候、評定所一座、」

（朱書）「當番は」

本多越中守



内海御臺場御修復
大船製造・大小炮鑄立
御軍艦操練、幷長崎表蘭人傳習
京都御警衛、幷大坂表御臺場築立
講武所
　附　深川越中嶋調練場
　　大森町打場
清水跡片付
組々調練
蕃書調所
蝦夷地御開拓
　御廣敷
　御守殿御取締
　御住居

右之通、向後申合取調候事、
但、天文方御用ゝ、越中守・但馬守隔月ニ取扱候事、

安政五年五月四日

遠藤但馬守

（町奉行書類ノ内觸留）

五日己卯　鯖江藩主間部詮勝下總守　藩士ニ文武精勵ヲ諭ス。

〔鯖江藩達〕○子爵間部詮信所藏本鯖江藩日記所載

○五月五日同藩大目付等へ

大目付
御側目付に

文武之儀ニ付ゐて、追々被
仰出ゑ有之、一同無油斷相勵可申事ニ候、尤近來異國船渡來ニ付ゐて、武備專務之時節ニ
付、此度節制掛り幷御用人に、別段
御沙汰之御次第ゑ有之候間、文武とも尙更無怠慢、可致出精候、
右之趣、可被相觸旨、

五月五日

〔鯖江藩日記〕○子爵間部詮信所藏本

五　五日、曇、○中略、

一左之通、以書付申渡之、（上ニ載ス）

○參考

間部詮勝藩士ニ文武精勵ヲ諭ス

〔鯖江藩日記〕○子爵間部詮信所藏本

十三日、晴、○中略、

一西嶋舟助門弟釼術
御覽、於大御書院御庭、左之通、

釼術勤順覺

木刀之形
打太刀伊東長吉
西島舟助

十之形
打太刀河野直治
石渡半助

試合
小林一郎
高峯鷲吉
菅井小次郎
河合鋒治
菅井藤吾
田中發太郎
小堀義之助

間部詮勝藩士ノ劍術ヲ覽ル

湯淺庄之助
三井健治
西島本三郎
小笠原清治
岡田恒彌
古川源太郎
小林運之助
西倉專五郎
小澤久治
松井平左衞門
土肥巳之助
伊東長吉
足立錶藏
土肥良作
松本伊作
奧村禮助
樋口辰彌
植田豐吉
雨宮水次郎





富岡龜治
渡邊中治
武馬宗
山田千之助
岡田孫市
林乙作
藤倉三彌
渡邊信藏
五十嵐寸方治
田子喜助
石渡半助
菅井藤吾
小林一郎
小笠原直太
岡田耕治
小柏芳藏
河野直治
西倉專五郎
豐田惠松

小林運之助
植村治兵
菅井小次郎
河合鋒治
高峰鷲吉
西島三郎
小畑辰治
小堀義之助
小笠原清治
岡田恒彌
湯淺庄之助
三井健治
古川源太郎
八田金才
渡邊中治
岡謙吉
雨宮水次郎
植田豐吉
西島本三郎

以上、

右相濟、御庭ニ一統並居候上、釼術御覽被成下、難有奉存旨、御用番申上之、

御意被成下、御用番御取合、

右相濟、於同所、御用人以上侍座、大目付・御目付相詰、左之通、御禮申上之、

（中略）

釼術就
御覽、奉蒙
御意、難有奉存旨、

安政五年五月五日

小澤久治
小柏芳藏
田中發太郎
足立銕藏
松本伊作
小笠原直太
石渡半助
岡田耕治

西島舟助
門弟之面々一統

藩士ノ弓術ヲ覧ル

四十八日、晴、

一於進徳館、治田直矢門弟弓術、五時揃就
御覧、同所上之間ニ、揚畳舗之、御着座、御家老・御年寄・加判之御中老、同所二之間南之方ニ出席、御番頭より御用人
格迄、同所御縁側ニ出席、大目付・御目付相詰、左之通、
但、掛り御用人同所御縁下、時小屋西北之方ニ出席、大目付壱人、御目付壱人、右御用人ゟ少し隔相詰、大目付壹
人、御目付壱人、門弟溜り出口ニ相詰罷在、
一御用番并掛り御用人継上下着、其外出席之面々、羽織袴着之事、

出順

茨城代右衛門
尾瀬玉治
北村牧蔵
植村兵治
田代又助
菅井三郎太夫
治田貫太郎
植田豊吉
小堀義之助
小林一郎
高田半蔵





河合助太夫
堀越銀之助
青木喜鶴
小曾戸貞治
川手善太郎
山田龜吉
深井市太郎
青柳坦治
木内金之助
齋藤彦作
水口準之助
山口澤之助
戸祭金六
上原左右兵衛
齋藤五郎助
富岡傘吉
三井健治
小笠原清治
菅井小次郎

以上、

右相濟、御庭ニ一統並居候上、弓術被成下
御覽、難有奉存旨、御用番申上之、何茂出精一段と、
御意被成下、御用番御取合、

島津源馬
堀剛次郎
田中平八
山田耕右衛門
竹田長太郎
秋元喜兵衛
堀井清治
小笠原直江
竹内半輔
武與惣
大山孝治
茨城守治
戸祭源藏
益子勘左衛門
高田金左衛門



右相濟、於同所、御用人以上侍座、大目付・御目付相詰、罷出御禮申上之、

私始治田直矢門弟之面々、弓術就
御覽、奉蒙
御意、難有奉存旨、

茨城代右衛門

六日庚辰幕府、留守居佐野政行日向守・大番頭遠山景高安藝守ヲ側衆ニ、大目付土岐頼旨丹波守ヲ大番頭ニ、勘定奉行川路聖謨左衛門尉ヲ西丸留守居ニ轉補ス。

〔堀田正睦日記〕○東京帝國大學所藏本

五月六日、

一四ツ御太鼓ニゐ出宅、登
城四半ニ貳寸前、
但、大和殿眼病ニ付不參、丹後守寒熱頭痛、其上眩暈ニ付不參、(久世廣周、老中)(本郷泰固、若年寄)
一伺泊方伊豆守、(坪内保之、側衆)
一出御之旨泊方申聞、一同奥ニ廻り、太公望御杉戸際ニ列居、泊方左右ニゐ二之間御縁ニ
列居、月番被伺
御前、會尺ニゐ、

安政五年五月六日

佐野政行　御側　弐千石高ニ御加増被下、
遠山景高　御側
土岐頼旨　大番頭　遠山安藝守跡
川路聖謨　西丸御留守居

右御直ニ被　仰含之、畢る一同、横御目見、

〔内藤信親日記〕○子爵小笠原長生所蔵本

五月六日、○中略、
一四ツ御太鼓ニる出宅、
一登城、四半ニ二寸前、
一御機嫌、御側衆伊豆守ゟ伺之、



御留守居　佐野日向守
大番頭　遠山安藝守
御留守居次席大目付　土岐丹波守
御勘定奉行　川路左衛門尉

一御錠口明被爲
召候旨、泊方若狭守（小笠原信名、側衆）申聞、掃部殿初一同、奥ニ廻り、太公望御杉戸際ニ列居、
一御座間御上段
御着座、掃部殿始一同、二之間御縁ニ出、月番御柱際、其外順々着座、月番被伺
御前、三人目備中殿ニ會尺ニる、御用人出ル、

御側　二千石高ニ御増被下、
御側
大御番頭　遠山安藝守
御留守居次席大目付　土岐丹波守
御勘定奉行　川路左衛門尉
西丸御留守居

右
御直ニ被　仰含、月番披露、御取合等如例相濟、夫ゟ掃部殿初一同、横

御目見、畢る引、備中殿・伊賀殿別段被爲　召候付、再太公望御杉戸際に被致着座候、

〔幕府沙汰書〕○東京帝國大學所藏本

五月六日、

御座間

御役替

御留守居　佐野日向守

大御番頭　遠山安藝守

御側衆　二千石高ニ御加增

御側衆

御留守居次席大目付　土岐丹波守

大御番頭　遠山安藝守跡

御勘定奉行　川路左衛門尉

西丸御留守居

右於　御前、被　仰付之、

○安政年錄・高麗環雜記・水戸藩御城書海防部・伏見宮侍御牧家諸留・溫恭院殿御實紀ニモ、マタ本書ト同一內容ノ記事アリ。

〔水戸藩御城書拔書拾遺〕○公爵德川圀順所藏本

安政五年午五月六日

公邊御役替頭書之寫

「(朱書)昨夜蒙　仰候趣、早速承り繕申候処、佐野日向守儀者、數年來御留守居相勤、七十歲位之老体、遠山安藝守儀ハ、五十余歲之仁、何ゟも文武得手有之をのよて無之旨、」

御側衆　貳千石高ニ御加增

御側衆

大御番頭　西丸御留守居

御留守居　佐野日向守

大御番頭　遠山安藝守

大目付　土岐丹波守

御勘定奉行　川路左衛門尉

「(朱書)別帋ニ、右之通被　仰付候、交易好る人、轉役被　仰付候樣ニる者、外よも相替候者も可有之抔、風說御座候、」

交易好ノ人轉役ヲ命セラル

〔公私日新錄〕○西丸留守居戸川安清日記宮內省圖書寮所藏本

安政五年五月六日

川路聖謨西丸留守居トナル
見習
假門鑑
誓詞
藏證文
鑑札
分限帳

五月六日、辰、雨天、〇中略、

一御勘定奉行川路左衞門尉、今日同役(西丸留守居)被　仰付、部屋へ被相越候、尤御禮之儀ゟ、　御本丸於席謁相濟候旨、被申聞候、依之當　御殿へ同道、御目付中ゟ引合相濟申候、

一御同人、御同役申合之通、相增申談候、

一御同人、明七日より來ル廿日迄、先格之通爲見習、染帷子・麻上下着用、五半時頃迄ニ被罷出候樣、且御門々假印鑑六枚、明日被　差出候樣申談候、

一御同人、鑑札出候迄、御門々同役並之通罷通候樣達書、西丸御目付松下大學へ相達、案留帳へ記置申候由、

一御同人、同役被　仰付候ニ付、兼る申合之通相談、順遠(眼部)江守被相心得候ニ付、同人宅へ、用人壹人早々被差出候樣申談候、

一右ニ付相談順遠江守へ、爲心得及案内候、

一同人誓詞願書・御藏御證文・八ヶ所御門斷、幷見習中、夕御臺所斷書、兼る申合之通相談、順遠江守御取調、明日御進達之儀、御取計可相成ゟ存候、

一同人鑑札之儀、年番內藏(內藤)頭御取計可被成ゟ存候、

一同人分限帳幷指物、掛大目付書、　御丸御日記、掛御目付屋敷改之達書之儀、月番拙者取計可申候、



廻勤
廻狀群
桁入操番

一同人、同役被　仰付候ニ付、手附之者共、於部屋逢被申候、

一右ニ付、右之間番へ申達、尤御小人にも、手附より爲申渡候、

一同人、今日夕御臺所頂戴被致候ニ付、御臺所斷一通、松下大學へ相達、案留帳へ記置申候、

一同人退出より、御禮廻勤幷同役中廻勤之儀、且遠江守宅へ被成候樣申談候、

一同人より之書狀、幷高宿所附、別紙相廻申候、

一同人、同役被　仰付候ニ付、廻狀群之儀、追る取極候迄、安房(內藤)守群ニ割入申候、

一同人、桁入操番順之儀、來ル廿日、當御番之方御取計可被成ゟ存候、

一昨今之御沙汰、別紙相廻申候、

右之外、相替候儀無之候段、廻狀來ル

本高五百石　川路左衞門尉
宿所　小石川市兵衞河岸

五月七日、巳、曇、〇中略、

一昨日、豐前守廻狀之通、左衞門尉爲見習登　城有之候、

一左衛門尉八ヶ所御門斷・誓詞願書・御藏御證文願書、都合三通、相談順遠江守取調差出候ニ付、加番豐前守　御本丸へ相廻、御用番安藝守殿へ、御同朋頭半田丹阿彌を以致進達候、右寫、部屋折紙添共、差出候間、案留帳へ記置、寫別紙相廻申候由、

一右同人、今日をり明後九日迄、爲見習致登　城候間、夕御臺所斷、御扣共貳通、是又遠江守より差出候間、松平次郎兵衛ニ相達、案留帳へ記置、寫別紙相廻申候由、

一右同人、仮紙印鑑六枚連書相添、西丸當御番御目付中より相達、案留帳へ記置申候、

一右同人、同役被　仰付候ニ付、分限帳、掛大目付田村伊豫守(顯影)、指物、懸同池田播磨守(頼方)、兩丸御目記、掛御目付中幷屋敷役ニ之達書、月番豐前守取調致之相送候ニ付、右寫、部屋折紙添共、差出候間、案留帳へ記置、別紙相廻申候、

一左衛門尉、來ル十一日誓詞被　仰付候得共、病氣差合、各存等無之罷出候哉之段達書、御目付野々山鉦藏より宅へ差越候間、無別條罷出候段、御書下ヶ札よて、御目付別同人へ相達候旨、右達書御書下ヶ札寫、部屋扣紙添共、差出候間、右案留帳へ記置、別紙相廻申候由、

一兼ゐ申合之通、左衛門尉、今日より明後九日迄見習相濟、來ル十日初御番之處、來ル十一日誓詞ニ付、申合之通、同日長門(三池)守當御番之前後差替、來ル十一日初御番御勤可被成と



存候、尤桁入操番順之儀、來ル九日當御番之御方御取計可被成候、

一左衛門尉、夕御臺所頂戴、見習之廉々相濟、猶明日之儀、申談致退散候、

略、○中

五月九日、未、曇、夕方より雨、○中略、

一左衛門尉、明後十一日、前書之通差替、初御番より桁入ニ付、名前割入、來ル十七日迄之介立操番順相廻申候、尤筑(黒坂)前守一順賴合、來ル十六日迄之處、左衛門尉桁入ニ付、操下ヶ十七日迄之介立置申候、相違も無之候ハヽ、其節之當御番ニる御取計可被成候、且來ル十七日、同人より出勤之有無申越候ハヽ、別紙之通御勤可被成候、

一左衛門尉、夕御臺所頂戴、見習之廉々相濟、致退散候、

〔德川慶恕戊午春日記〕○侯爵德川義親所藏本

五月七日、

略、○中

川路・土岐轉役之事、

〔松宇日記〕○水戸藩士西野宣明日記　子爵澁澤榮一所藏本

五月七日、雨、○中略、

安政五年五月六日

川路左遷セラル

昨日、○中略、川路左衛門尉西丸御留主居左轉云々、

○中略

十日、細雨、霏雨不歇、○中略、

或云、去ル七日、川路左衛門尉、除目之朝、於京師諸事周旋之間、可被爲登用、意氣揚々登城之所、意外之左轉云云、權威十分相振、驕謾之至、剩蔑如　朝廷之由風聞、巷說紛紜、終至于此也、

〔代官竹垣直道日記〕○維新史料編纂會所藏本

五月六日、曇、午後雨、

○中略、

一今日川路左衛門尉西丸御留守居被　仰付候、

○中略、

同七日、雨、昼後曇、

一昼後出宅、○中略、川路左衛門尉ニ、昨日之歡申置、八半時過歸宅、

〔川越藩日帳〕○伯爵松平直之所藏本

五月十五日、晴、



○中略、

一川路左衛門尉殿ニ、今般西丸御留守居被　仰付候御悦、御世話被爲成候御挨拶、旁以同斷、相勤之、

〔小倉藩江戸案文〕○伯爵小笠原長幹所藏本

五月十五日、

一御勝手掛り御勘定奉行永井玄蕃頭樣、此度御用御賴被仰込ニ付、御太刀一腰・御馬代銀三枚被進、幷御同人樣御用人三人ニ、御目錄金貳百疋充、被下置候、先格之通宜取計旨、御留守居被申渡候、

但、川路左衛門尉樣御轉役跡、

○中略、

五月十九日、

一大目付道中御奉行御兼帶遠山隼人正樣、此度御用御賴被仰込候付、御太刀一腰・御馬代白銀三枚被進、幷御同人樣御用人三人ニ、御目錄金貳百疋充、被下置候、先格之通宜取計旨、御留守居ニ申渡候、

但、土岐丹波守樣御轉役跡、

〔鳥取藩江戸留守居日記〕○侯爵池田仲博所藏本

五月十九日、

一

右者、向後

公邊御用向御取扱之儀、御賴被

仰入候旨、介山田軍藏相勤候処、御相答被仰聞候、

一右御用賴被　仰入候趣、左之通爲知紙面差出ス、

御勤役　御目付　御奏者　御書役

〃

〔荻野山中藩記錄〕○子爵大久保教尙所藏本

五月廿六日、曇、

一大目付遠山隼人正樣に、是迄土岐丹波守樣御賴之処御轉役ニ付、跡御用向、以來御賴被成度、以御使者左之通御贈被成候旨、御用人衆ゟ申聞、

川路左衞門尉殿代り

御勘定奉行

永井玄蕃頭殿



川路突然轉役トナル

干鯛　一折

御樽代　貳百疋

金百疋

御同所樣　御用人に

〔目付岩瀨忠震書翰〕○濃本景岳全集所載

○五月五日 福井藩士 橋本左内宛

○上略、

○川司農へ、今日突然鶴書下り申候、京都淺野泉州(長許)へも出候樣子に傳聞、淺泉州は、頗雋才、少敷風流に過候得共、頗可用もの、駿府市尹大久保氏(忠寛)は、一昨日召候樣子にて、是は禁裏附と被存候、司農は誰れの手に歸し候哉、上書先生抔(小性組番頭松平近篤)にては、朝三暮四と謂へし、

○今日は別に可報告事も無之、今朝は乍暫時、公に拜謁、胸臆鄙吝一洗、至喜々々、草略布字、

重五　蟾洲

橋兄

貴恙愈御快和と存候、○下略、

（昨夢紀事）

〔鹿兒島藩士日下部伊三次書翰〕○公爵德川圀順所藏本 櫻眞金勝野正道日下部翼行狀稿所載

安政五年五月六日

○五月八日（水戸藩士）高橋多一郎宛

墨夷一條云々、入御意候處、委細御憤發之趣、御同論ニ御坐候、○中略、彦根侯俗説ハ宜敷候得共、内實ハ堀の立物ゟ被引出、次第ニ不宜事出來可申候、第一水府を忌可申候間六ヶ敷御坐候、扨又一昨六日、川路殿ゟ西丸御留守居へ轉シ申候、一躰京師へ堀閣（堀田正睦）ゟ被誘候節從行、役儀トハ乍申殘念之事、拙等甚不承知之事ゟ候処、堀の爲ゟ被役候事無是非次第、果〳〵て困却被致候、乍然此度ノ轉役ハ、右之事ゟてハ無之、内實ハ兼て彦根ゟ被忌候事有之候由、依テ急ニ被除申候、猶得と相調候て、後便可申進候、○中略、

五月八日夜認、

（彦根藩士）宇津木六之丞書翰（○子爵澁澤榮一所藏本并伊家秘書集錄所載）

○五月九日（同藩士）長野主膳宛

一書啓上仕候、薄暑之節、○中略、當地之御模樣、○略、隱謀之方追々勢力を失ひ候處、去六日、河路左衞門西丸御留守居、土岐丹波大番頭へ左遷、淺野中務も被爲召候ニ付、同志之者ハ色を失ひ、忠義之徒ハ雀躍、營中靜肅ニ相成候由、尚殘黨御苅盡可被　遊候得共、一時ニ縛シ候ゟハ、忽チ御用欠ケニ相成候ニ付、追々御一洗之　思召ニ御座候、○中略、一亞人に條約爲御取替御約定日限相違ニ付、段々御理解日延之義、應接掛り方掛合御座候處、○中略、漸六十日日延之掛合相調候由ニて、掛り之御方手柄之樣ニ御申立之折柄、　君上御役被爲蒙　仰、此由被聞召、諸侯之赤心御尋、　天朝に御伺等彼是手間取、六十日位ニてハ調不申事ニ付、最卒度日延之儀、掛合候樣被仰渡候處、六十日さへ漸々の事ゟて整候事ニ付、此上之掛合方無之迚、手强く御答被成候得とも、理を盡し御說得、嚴敷被仰渡候付、九十日之日延ニ相成申と推察ニ候、○中略、是迄應接掛より眞ニ國家之御爲ヲ思ひ候人無之、自ら之手柄又ハ身構ゟ先ニ立候事と相見へ候間、先ッ土岐・河路等左遷、忠良之御方御撰、應接掛り被仰付候思召ニ御座候、

一○中略、

抑當　將軍樣暗君之如く申唱候得共、　御代初より御職掌ニ御怠り被遊候と申義承り不申、○中略、　君上御役後被爲召、段々　上慮御伺被遊候處、天下之義深く御愁ひ、御討論ニ御座候處、御賢明ニて御仁憐之御方と被仰候、○中略、此度之御役替ニ付ても、御老中方ニハ御心付無之義迄も被　仰出、御老中方ニも舌を卷、御恐伏被成候よし、○中略、

五月九日

長野主膳樣

尚々、○下略、

安政五年五月六日

宇津木六之丞



川路ハ直弼ニ忌マレ轉役トナル

川路土岐等ノ左遷ニ同志色ヲ失フ

應接掛ニ其人ナシ

將軍ハ賢明

川路ノ轉役ヲ慰問ス

土岐川路等ノ轉役ヲ報ズ



○本書翰ノ全文ハ、五月九日ノ條ニ收錄セリ。

〔勘定奉行永井尙志書翰〕○川路聖謨文書所載

○五月九日西丸留守居川路聖謨宛

一筆拜啓、梅霖之候、愈御壯泰奉賀候、然は、先般は御轉遷と歟、何共難申上、是迄は不一通御懇切被成下、千萬忝仕合、此上共不相變奉願候、御承知之通、拙漸此節略局中之勤事も相分候位にゐ、中々以未十分之一も了解致不申候、拙とても年來之局中規則悉知は不被致、共々倚賴之主を失、誠に當惑之事に御座候、當時之模樣、拙輩も只跼天蹐地、致退出後歸宅致候得は、今日も先此儘にゐ無滯退出と安心致、又明日之消息は如何と案心神、公私混亂致候計に御座候、頓首、

五月九日　　玄蕃頭

左衞門尉殿

〔勝野豐作書翰〕○宮內省圖書寮所藏本京都町奉行所沒收書類所載

○五月十日梁川新十郎宛

奧平小太郎東下ニ付、御細書逐一拜見、安嶋氏よりも御面話之趣承り、先以大慶仕候、當地モ一向引立候氣色無之、彥根侯大老職、土岐丹州・川路抔轉役、米人茂一先ツ下田へ退申



候、追々有志之士無之、何分正論家モ追ゐ減少致ー、此末如何と不案心之事ニ御座候、其內異聞も候ハヽ伺度候、水戶家より鷹司家へ役人詰居候、右ニ付、以來水戶家中、原田八兵衞ト申者へ相賴、定便ニ差加へ出ー候間、御用之儀も候ハヽ、同人名前宛ニて上封被成、右詰居役人中へ御差出ニ相成候ハヽ無相違、月ニ六度之便り有之候、原田より者卽日ニも小子方へ相達申候、梅中別ゐ雨勝ニ候、上地如何候哉、頓首、

五月十日　　勝野豐作

梁川星巖樣侍史

猶々、別紙一封差上申候、以上、

御返書者、水戶藩京都住居

鵜飼吉左衞門

同　幸吉

方へ、御賴ミ相成候樣、

〔宇津木六之丞書翰〕○井伊家秘書集錄所載

○五月十三日長野主膳宛

蒲原驛より之貴書、忝拜見、○中略、

川路土岐轉役トナル殘黨ハ未ダ處分セズ

一諸侯より之御書付、追々出候處、至極穩之由、○中略、

一過日河路・土岐轉候得共、殘黨其儘相成有之候、其後毎々御目見被遊、昨日も御壹人被爲召、右御役替等之事ニ付、思召御伺被遊候處、深き御勘辨被爲在候　御方を、能くも是迄包置候事、奸佞人程恐敷ものハ無之とて御歎息被遊候、夫ニ付御役替等も今暫く見合、如何ニも　上樣御賢明と申事、衆人も奉存候上ニて御取除ニ相成候方、御威光も輝き可申哉と思召候よし　上意ニ候○中略、急き亂書御推覽可被下候、以上、

五月十三日　宇津木六之丞

主膳樣

○本書翰ノ全文ハ、五月九日ノ條ニ收錄ス。

〔水戸藩士會澤恒藏書翰〕○維新史料編纂會所藏本善庵秘簡所載

○五月十九日同藩士國友與五郎宛

一筆致啓上候○中略、

五月十九日　會津恒藏（花押）

國友與五郎樣　舍人御中

川路ハ智ヲ以テ免職セラル

土岐川路既ニ轉役岩瀨モ追テ罷免ノ說アリ

○別紙

一、兩度貴書拜見、十四日ハ御用召ニ付、不發書候、○中略、

一、川ハ如諭、以智免ク、防海掛り替り可申候由、日子根（彥根）云々ニてハ、先きも知れ候樣之、鷹待得意、時事益非噫、○下略、

〔橋本左內書翰〕○橋本景岳全集所載

○五月二十三日福井藩士近藤了介宛

○上略、

一、小子儀引取候後は、先萬事都合不惡、まだ　皇國之御威靈も不落地と奉存、深喜居候處、近來上田閣老（松平忠固）・御大老邊邪說相始、正論直言之者被忌嫌候て、既に過日、土岐丹波・川路・左衞門・鵜殿民部抔、有志之御役人、追々轉役被仰付、御時節柄不相當之事に候て、一統惶驚仕候、何れ岩瀨（忠震）抔も不遠御役も可被成御免抔、風說も有之候位、○中略、萬々御推察可被下候、

○中略、

○○中略、堀田（正睦、老中）は近來十分に京師之思召了解にて、今度は何分篤と見込を相立て可伺との御論のよし、脇坂（安宅、老中）も同樣、唯上田は關東にて獨裁にて可然と申見込にて、大に異論相立、當時之

正睦ノ地位危シ
有志ノ役人ノ左遷ハ忠固ノ所爲

聖謨ノ轉役ヲ慰問ス



勢堀田閣老之身分も危位に相成居候、御大老と上田は隨分同說のよし承及申候、乍去閣中の事故、詳切には知れ兼申候、何分有志の御役人左遷致候は、上田の所爲ならんと衆人皆申居候、

○中略、

五月廿三日　　左内

了介兄

再伸、○下略、

○本書翰ノ全文ハ、五月二十二日ノ條ニ收錄セリ。

〔鹿兒島藩主〕島津齊彬書翰〔○公爵島津忠重所藏本 島津齊彬公文書所載〕

○六月十八日川路聖謨宛

一翰拜呈候、甚暑之節御座候處、愈御淸安珍重御儀存候、然者、此節御轉役之よ―驚入申候、ゑゑ―加樣之御時節、却る御安心ニ存候、是迄厚く御世話被下、萬端都合も宜敷、忝次第存候、扨又異船一條、種々入組相成、不容易御時節と恐入存候、今日家來吉兵衛（西鄕）差立候ニ付、御內々是迄之御禮可申述、以自書申上候、以來萬事御心易いゑ―度、猶吉兵衛可申上候、恐々謹言、

川路ノ轉役ヲ慰ム

六月十八日　　齊彬

川路君

猶々、暑氣御自愛專一存候、乍末御令室に宜敷希申候、以上、

〔前掛川藩主〕太田資始書翰〔○川路聖謨文書所載〕

○六月十八日川路聖謨宛

川路左衞門尉樣　貴酬　　太田道醇

過日は御手翰之處、卽御報不申候段、不惡御組取候樣いたし度存候、先以不順之候、彌御壯榮御凌、欣躍之至存候、不相變暑中御尋問御念書、殊に時節之品御贈、末子抔へも配分、打寄重寶いたし候事、山々忝存候、從是も每度乍存出御物遠罷成候、隨る此壹籠不相替品ニる不珍候へ共、家製申付候に付、當季御左右致承知度、旁懸御目候、御取收も候は、大幸に存候、先日は御轉身愛度存候、御悅可申進とも存候得共、西方極樂之御場合、何となく心持も不宜、先々と打過候事に候、乍去無間も御再出、此程承り候に、筆頭閣老ゟ一度は無餘義御轉身との噂にる、內實之處御再出は御約束之樣相聞候抔申もの有之、如何之事哉理外之浮說申ものと存候、能浮說とは申物之、却る御謹愼第一、御心掛可然義と乍蔭萬事御案事申候事に候、御同役戶川（安淸）抔は、一僕位にる此近邊を度々遊行之由、見掛候もの共咄候義に

川路ノ轉役ニ就テノ批評

候間、追々御時勢之程合に寄、若哉彌極樂道に御落付御心障りも無之事にも至り候は、御入來も有之、寛々御物語とも承り度存罷在候、先は過日之御報、當季御左右をも致承知度、旁申進候、不備、

六月十八日

再白、時季折角御保護專一存候、小子にも、去月末小霍亂之容躰、追々快方には相成候へとも、食氣薄く、于今平常へ復し兼、何事も面倒之氣味、御報も實は些と面倒之氣味ニる、今日迄及遲々候、當年耳順之齡、老境之驗と殘念に存候、不外存、例之通存出候儘を認候事共、早々御投火有之度事に候也、

左衛門尉樣　御報旁御直披　　道　醇

〔國事記〕○水戸藩士豐田亮手錄　公爵德川圀順所藏本

茅根、高橋へ之書狀、

○中略、川路も反覆之流、遂ニ尻尾を顯ー候と相見、外轉相成申候、此人如何ニも老練、御家之事御爲ニ相成候振ハ致候へ共、折ニ觸如何之節も相聞、

川路公用人以下ニ謹愼ヲ命ズ

直弼慶喜擁立派ヲ目シテ奸黨ト稱ス

大目付

一土岐丹波守大御番頭へ轉ド、佐野日向守御側へ、大御番頭遠山安藝守御側へ、是ハ元浦賀奉行相勤、少ハ氣力有之よー、然ー此節御勘定奉行之事、如何可有之候哉、川路左衛門尉西丸御留主居へ被轉候事、五月六日之、

但、土岐・川路之轉役、諸說紛々有之候へ共、川路之方極密相探候處、近日逸喬（一橋慶喜）を西城へ云々建白仕候事御座候由、

附、川路氏公用人以下へ直達之趣、左之通、

一我等事、今般御役替被　仰付候ゐ、不行屆之段いゐ計ゟ恐入候義ニ有之、元來ハ重き御咎可有之候処、　御仁惠ニより、右之始末出格之御洪恩、厚難有相心得可申事、

一家來共末々迄深可相愼事、

一近親之外面會もいゐー不申候、右ニ付、家來共猥りに人々交り申間敷事、

一左衛門尉御咎受候も同樣出格ニ相愼候事、家來共も可爲同樣事、

右之通相心得、一同謹愼候樣可申付候事、

五月六日

○中略、

一彥根侯云、逸喬公を　西城へ可奉入と申者ハ、畢竟私之爲メなり、下として上之事を容易ニ議候ハ不埒之至り、則カントウと申ものなり、夷人之無禮処ニハ無之、決ゐ不相濟

外交措置ハ閣老ニテ決シ右筆之ニ關係スルノミ

事ゐり、

此義慥ニ承り候ゑの有之よー、

但、此人先年出家いゐー還俗之よー、佛學有之、和學も心懸ケ、西洋調練抔ハきらいのよー、乍去今般之儀ハ未不相分候よー、

一端午前ハ、閣老始御退出をそく有之候処、近日ハ九ツゟ八ツ迄ニ必御退出有之候事、

但、已來ハ海防議論御勘定所御目付方へ御懸無之、閣老御手切御右筆のミ相拘り候樣可相成由、御退出早くいゐー、御用談有之候へハ、御宅へ御右筆相集り、評議有之哉之事、

〔昨夢紀事〕

五月五日、端午の御登城如御嘉例、於營中海防懸の面々へも御逢ありしかと、別に異說もなかりしとそ、〇中略、

一、此日、(六日ノ誤)土岐丹波守殿大番頭に轉し、川路左衞門尉殿西丸御留守居に貶せらる、是ハ正論の黨排斥の端緒なり、丹州ハ專ら伊賀殿の忌嫌に出るよし聞え、廷尉ハ京都ニゐ事機を誤るの罪によれりとそ、

〇中略、

内藤頼寧ノ談話

土岐頼旨轉役ノ理由

水野忠德ノ書翰

土岐直言ニヨリ左遷セラル

紀黨ノ得意

五月九日、〇中略、

一、〇中略、此夕、師質〇中略、駿河殿へ拜謁、(内藤頼寧、高遠藩主)〇中略、偖御物語ありけるハ、去る方より密に承りたるに、此比土岐丹波か轉役せしハ、西城の御事を御直に嚴敷申上たりしか、台慮に觸れたるなるよしを、奥向にてハ咡き合ふよし、御小姓之内に忠誠無二の者もありて、出仕の節々、東照宮へ祈誓をかけて登城せるよし、是等の誠意を以て、台慮ハ已に橋公に決せられたる由にも聞えたり、其者共の姓名も取調へて指出すへくおもへれハ、太守公の御心得にも成へきにや、申上くれよかしと申されたり、

一、今朝水野筑州へ、御書を遣ハされしに、夕方にゐり指出されたる御請書、如左、

上略、扨今般溜池(私云、土丹、)之轉遷驚入候義、如貴教何等之故候哉、扨々不審之至、例之一條を初、近來直言數度ニ及候故にも可有之哉、同志輩悲歎を極、既に昨夕ハ平謙(平山謙二郎)も罷越、最早絶脉同樣と申聞候、紀黨ハ彌得意ニ被察、元老も侍中邊之說、至て宜敷趣に傳承、是全く持論に合候故にも可有之哉、正論家も此度之受　勅により種々勘考も候得共、此上ハ只彌增に激怒をむかへ候迄ニゐ、遂ニ土丹之類に至候へハ、忽小人入替と可相成哉、左候へハ、救藥も施方無之儀故、先ツ暫機勢を考へ可申哉之樣子ニゐ、右故何分例之一條は其後之模樣不相分、前條之傳聞を以推考仕候へハ、彌紀勢盛ニ及候事哉と相察申候、

○中略、

五月十五日、御登城ありて、○中略、岩肥州へ御逢ありしに、御小姓頭取諏訪安房・權(小性)太遠江等ハ、忠實の者にて、窃に橋公の御事をも左右せるに、台旨は橋公にあらせらる歟にも聞ゆれとも、大老初後宮左右、賢明を忌むの徒盛んなれハ、甚恐るへき勢なりと歎息せる由を申上られたりとそ、

老中堀田正睦(備中守○佐倉藩主)米國總領事「ハリス」Harris ヲ自邸ニ招キ、條約調印ノ速ニ行ヒ難キヲ米國大統領「ピアス」Pierce ニ告グル大將軍ノ親書ヲ交付ス。

〔將軍書翰〕○東京帝國大學所藏本水野忠德雜錄所載

○五月六日亞米利加合衆國大統領ピアス宛

五月六日、亞墨利加大統領へ之御返翰、堀田備中守宅へ、使節呼出し被渡候、○水野忠德雜錄

午ノ五月六日、備中守殿御宅ニる、漢文・蘭文兩通、使節に渡之、○溪汾輯書

肅復

亞墨利加合衆國

大統領皮兒設殿下、

條約調印ハ延期セザルヲ得ズ

貴國往年以降、屢求

兩國修睦、幸慰靡鮮、且現今

派領事官巴爾理士、爲使

節、齎書翰、謀使

兩國人民、共通貿易、永以安

寧、詞旨懇款、感荷曷已、乃

宜以章程草案相示也、然

期日不得不緩者、以有我

闔國會同商議之事也、幸

諒察之、併祈

貴國安全、不悉、

安政五年戊午五月六日

日本國源御名　御朱印

右御返翰和解

肅て亞墨利加合衆國大統領ピールセ殿下に返答を、貴國先年以來、度々兩國之親睦を求る

て滿足せり、且此度コンシユル、ハルリスを遣し、使者として、書翰を持參せしめ、兩國之人民に交易を通し、永く安寧ならしむる事を謀る、紙面之趣ねんころあり、因て條約之草稿を以て示すへき所あり、然ともとも、其期限を緩ふせさるを得さるハ、我國中相會して、評議する事あれバあり、幸に之を諒察せよ、併て貴國の安全を祈るあり、

〔將軍書翰案〕○維新史料編纂會所藏本宮信敏涕泣輯書所載

（涕泣輯書　海防秘聞集　聞集錄　伏見宮侍御牧家諸留　防海雜記）

○五月六日亞米利加合衆國大統領ピアス宛

御返翰案

日本國源家定、亞墨利加合衆國大統領フランクリン・ピールセ殿下に答ふ、貴國先年ゟ、屢兩國修睦の義申越さるゝ條滿足せず、且此度コンシユル・ゼ子ラール、トウンセント・ハルリスを使節として、懇篤の書を寄、双方人民交易を開き、永く安寧ならん事をてゐるハ、深く謝する處也、然ともと共、仮條約爲取替の期限を緩ろにせさるを得さるハ、我闔國會同商議ゟ事あれてこ、足下幸に諒せよ、併て貴國の平安を祈る、不悉、

安政五戊午年五月六日

日本國源御名御朱印

蘭文案之譯

亞墨利加合衆國大統領マーイヱステイト、敬語フランクリン・ピールセに、

日本國の大君源家定たる予ゟ、マーイヱステイト大統領を指て申候、に答ふ、汝先頃ゟ、屢々兩國和親之事ニ付書ー送るハ滿足あり、且兩國人の商賣を開き、永く安寧之儀を述さる懇篤の書翰を寄せ、亞墨利加合衆國のコンシユル・ゼ子ラール・エキセルレンシー、敬語トウンセント・ハルリスを送りーハ、予より汝に誠實に謝する處こ、然ともと共、仮條約を速に爲取替難きハ、予ゟ全國之會同商議を要するに依てなり、宜ーく之を察せよ、併て予ハマーイヱステイトの爲ニ、貴國の幸福を祈る、

安政五年五月六日

（水野忠德雜錄）

〔將軍書翰案〕○維新史料編纂會所藏本海防秘聞集所載

○亞米利加合衆國大統領ピアス宛

午三月朔日、伊賀守殿、早川庄次郎ヲ以御下ケ、

亞墨利加大統領に

御返翰案

日本國源家定、亞墨利加合衆國大統領フランクリン・ピールセ殿下に答ふ、曩に貴國と取

結ひさる條約を修正し、兩國人民の爲に、有無を通し、交易の道を盛にせんが爲、老中幷任せる所の有司と會議せしめんとて、コンシユル・セネラール、トウンセント・ハルリスを使節とし、書翰を贈り申越さるゝむ称、承諾せり、依りて外國事務に關ある老中堀田備中守、幷下田奉行井上信濃守・目付岩瀨肥後守に命して、ハルリスと商議し、條約を定めしむ、今より後、交義愈篤く、兩國人民安寧にして、永世替る事なかるべし、爰に來翰の厚意を謝し、併て貴國の安全を祝せ、不備、

安政五年午　月　日

源　家定　御印

〔評定所一座等答申書〕○東京帝國大學所藏本　合原猪三郎筆記所載

○正月老中へ、

亞米利加國にの御返翰案之儀に付評議仕申上候書付

評定所一座
海防掛
大目付
筒井肥前守
長崎奉行
浦賀奉行
下田奉行
箱館奉行
御目付

返翰ニハ譯文ヲ用フベシ

亞米利加大統領に之御返翰案一覽評議仕候處、御文段ハ右にる御相當にも可有御座候處、一体外國に被成遣候御書翰、御國初之頃ゟ、譯文御用ひ相成候御舊例にる、和文を御諭書御朱印之外、御先蹤見當不申、殊に近年和蘭陀幷魯西亞國執政に、御手前樣方より被差遣候御返翰、何とも譯文御用ひ相成候義に御座候間、今般之義も、御舊例之通り、譯文之方可然哉与奉存候、右御案御儒者に御下ケ相成、譯文案早々取調可申上旨、被仰渡候方与奉存候、依之御返翰案返上仕、此段申上候、以上、

午正月

〔海防掛等答申書〕○海防秘聞集所載

○三月老中へ

亞墨利加合衆國大統領に被差遣候御返翰案之儀に付評議仕候趣申上候書付

「ハリス」職名ノ件

亞墨利加合衆國大統領ニ被差遣候御返翰漢文、(別紙一)安積祐助・(別紙二)河田八之助取調差上候草案一覽評議仕候処、何レもハルリス職名を領事官と相認有之、右と長崎在留之和蘭人職名之譯字ニ當る、ハルリス職名ニ當否之程難斗、去ル寅年、於神奈川、彼國使節を取替候條約十一ヶ條蘭文飜譯ニ、コンシユル(交易總督)、或ハアゲント(萬事を統轄する官)、と有之候を、漢文譯ニハ總領と相認有之候間、矢張右總領之文字相用候方相當も可仕哉、其外文字、大同小異迄ニ候得共、不穩字面も相見、何レ之方ニも差極難申上候間、彼此合考仕、(別紙三)別紙草案取調差上申候、右之趣ニ可然も候ハヽ、猶御儒者共ニ御下之上、御治定相成候方を奉存候、御下之書類ハ評定所一座ニ相廻ヽ、取調候草案与壹通相添、此段申上候、以上、

午三月

海防掛り
大目付
長崎奉行
下田奉行
箱館奉行
御目付



○別紙一

亞墨利加合衆國ニ
御返翰案

日本國源□□、復
亞墨利加合衆國
大統領彪爾設殿下、今段
高意欲釐正、歸者與
貴國議約之條款、爲兩國人民、通有無、昌貿易之道、乃令領事官巴爾理斯爲使節、齎書翰、與
老中及受任有司會議、來書所陳旨趣領諾、仍命管理外國事務老中堀田備中守及下田奉行井
上信濃守・目付岩瀬肥後守、與巴爾理斯(ハルリス)商議、更結條約、自今以後、均應愈敦交義、永世罔
渝、俾兩國人民安寧、輒此謝懇摯、併祝
貴國安全、不備、

安政五戊午月日

安積祐助

○別紙二

亞墨利加大統領ニ

河田八之助謹呈

御返翰案

日本國源□□、肅復亞墨利加合衆國
大統領皮兒設(ピール セ)殿下、現今派領事官巴爾理士、齎華翰、以謂意欲就、曩者日本國與
合衆國所交換之條約、更加訂正、使兩國人民盛貿易、通有無、且令巴爾理士與我辨理外國事
務之老中及任事之有司會議、旨趣領承、乃命該辨理外國事務之老中堀田備中守及下田鎭臺
井上信濃守・監察岩瀨、與巴爾理士商議、另定貿易章程、廼日後、兩國交義愈篤、使人民安
寧、各宜永守章程不得更改、爰謝書意之懇欵、且祝貴國之安全、不宣、

○別紙三

日本國源□□、復亞墨利加合衆國大統領哺蘭偃(フランクリンヒール セ)輪彪爾設殿下、今般派惣領吐云生的巴爾理(トウンセントバルリ)
斯、齎手翰、以謂意地欲釐正、曩者與貴國所交換之條約、爲兩國人民、盛貿易通有無、乃令
巴爾理斯與我管理外國事務之老中及所任之有司會議、書意領悉、仍命該老中堀田備中守及
下田奉行井上信濃守・目付岩瀨肥後守、相共商議、更定條約、自今以後、均當愈敦交義、人民
安寧、永世罔渝、輒此謝來翰懇摯、併祝貴國安全、不宣、

〔村垣範正公務日記〕○村垣範通所藏本

五月十七日、霧深ー、　六十二度



一今朝五時過センホウシ出船、四半時アツケシに着船、會所泊、二リ半、
○中略、
一箱館御用狀、去月廿六日出、今夕到來、
○野州(竹内保徳、箱館奉行)ゟ表狀壹通、
○中略、
一亞米利加國ゟ差上候書翰和解
一同大統領に御返翰案
一右同斷ニ付、安積祐助・河田八之助謹草貳冊
○中略、
右寫來ル、

〔海防秘聞集〕○維新史料編纂會所藏本
〔宋書〕午ト五月六日、堀田侯御宅に、亞墨利加使節罷出候趣、左之通、
一御條約之義、人心不居合譯ニゐ、御差延之趣之御書翰、御渡ー二相成候由、寫ハ渥美豐次(奥右筆)
郎樣ゟ被差越候筈ニ付、追ゐ可奉差上候、
一使節に八、右同斷之譯ニゐ、御差延御口上ニゐ、三ヶ月を限、御答ニ相成候旨被　仰渡、

「ハリス」堀田正睦邸ニ至ル　條約延期ノ書翰チ交付ス

再度出府ノ要ナシ

料理ヲ喜ブ

土岐頼旨ノ列席ナキヲ怪シム

和語ヲ語ル

日本ノ使節ハ懇切ニ接待スベシ

調印之義ハ、多分於下田表可相濟由、依る再度出府仕間敷候、

但、朝鮮國より外ニ、御直之御書翰御渡之義ハ、無御座候旨ニ付、使節面目ニも相成候趣ニる、殊之外大悦仕候由、

一此度ハ、御料理も不殘頂戴いさー、殊之外大悦、其内山椒・生姜を殊之外賞翫、貴國地味宜故、ヶ樣之品迄味ひ別段之旨ニる、筆生姜を食ー候処、莖共三本口中に入ル、難澁致ー候由、右樣之処、未不相分事と相見、可笑事ニ御座候由、

一土岐丹羽(頼旨)守樣其節御居合も無御座候付、亞人不審致ー候付、此度大番頭に轉役致ー候付、以來ヶ樣之席にハ携不申旨、被相答候處、和語ニる、大判頭に御轉役とハ不審之樣子ニる、大判之手眞似を申聞候付、左樣之義ニハ無之、何番組々迚、諸組番手之番頭ニる、表役ニ相成候旨、被申聞候処、目出度と欤申答候由、

一岩瀬肥後守樣より、卷葉の煙草所望御座候処、ヲキノトクジヤガ持合無之旨、和語ニる申答候趣、且御同人に向ひ、我國に使節ニ御出ニも可相成御方ハ、何方ニ可有之、御出之節、夫々丁寧ニ取扱可申、且我國之婦人、貴國ニ競候へハ、別段美麗ニ候間、於政府相撰、御相手ニ可差出、且風寒暑濕之患等迄も、聊無御座候樣手當ニ可及抔、懇切ニ申聞候由、凡右之次第ニて、殊之外大悦ニる、引取候趣ニ候事、

米國ハ我ガ正金ヲ得ント欲ス

一亞人より、是迄通用金銀之内、壹分銀を目當ニる、萬端之品物迄、先方より掛合ニ及ひ、取引も分銀計之由ニる、段々其筋ニる探索ニ相成候処、全之極意ハ、正金之方望ニ可有之、依て右之通段々取引いさー候分銀を以、小判幷壹分金抔と引替之義、可相願遠慮ニも可有之、左候節ハ、引替御斷と申儀ニも參り兼候間、此度分銀同樣之位ニ相當候樣ニ、金之位を引下ヶ御吹替ニ可相成趣、右割合殊之外六ヶ敷、西洋各國と交易之節、取引ニ相成候ゐも、相互ニ損失無之樣之見込可相立旨御沙汰ふて、專ら此節御役方ニる取調御座候趣、彼國通用金之義ハ、銅に金子加へ吹立通用ニ相用候趣、尤位餘程劣候付、其邊迄も御考之上、御吹替之趣ニ御座候事、

但、大判當時通用ニハ用ひ不申旨ニる、先其儘ニ被差越候御趣意之由、

〔堀田正睦日記〕○東京帝國大學所藏本

五月六日、

一四ツ御太鼓ニる出宅、登城、四半に貳寸前、○中略、

一今日亞墨利加使節並通弁官、自宅に入來對話致ー候旨、無急度御取次丹波守(平岡道弘、側衆)を以申上之、

「ハリス」來訪
將軍ノ親書ヲ交付ス

一右同斷ニ付、御用濟一同より先ニ使遣ー、退出九ニ三寸前、

一九半時過亞墨利加使節幷通弁官、例之通(井上清直)下田奉行同道ニる相越、懸り役々出迎、自分も如例出迎、大書院上之間ニ誘引、下田奉行、掛り大目付・御目付出座、通詞も罷出、一應挨拶畢る、大統領ニ之御返翰相渡之旨自分致口達、此節兼る床ニ差置候(御返翰箱入之儘三方ニ載之、使節相越候以前床ニ置之)、御返翰、大目付池田播磨守罷出、三方之儘持之、使節之前ニ置之、使節請取下田奉行ニ相渡、如元床ニ置之、畢る自分初掛り役々腰懸ニ掛り、使節・通弁官ニ曲錄ニ懸ル、煙草盆・茶差出之、引續吸物・酒肴・菓子等差出之、八半時過退散、送り等都る例之通、

一御返翰ニ、使節退散後長持ニ入、御徒目付下田方差添、蕃書調所ニ遣之、

同七日、

一今朝登　城前、逢無之、

一四ツ御太鼓ニる出宅、登

城、四半ニ二寸前、○中略、

一昨日亞墨利加使節幷通弁官、自宅ニ入來致對話、

御返翰相渡候趣、無急度御取次丹波守を以申上之、

〔佐倉藩戊午年集〕○伯爵堀田正恒所藏本

五月三日、曇、○中略、

一大目付觸、左之通、

來ル六日、亞墨利加使節相越候間、諸事先達る相觸候通可被相心得候、尤御殿向詰合幷掛り合之面々、着服・揃刻限等之義ニ、公御用人より相達候筈ニ候、此段可相觸旨、佐治茂右衞門殿被仰聞候、以上、

○中略、

六日、雨、

一例刻　御目覺、

一例刻御供揃、縞八丈御單・繼御上下被爲

召、四ツ御太鼓ニる御出宅、　御本丸御登

城、御歸家九半時、

一御刀番　宮崎生駒、

一九半時過、晒御自紋御帷子麻御上下被爲

召、於御小書院、岩瀨肥後守樣ニ　御逢有之、

一引續、亞墨利加使節相越、於大書院、御逢有之、　御茶・烟草盆・御吸物・御酒・御肴差出之、

八半時過相濟、

〔内藤信親日記〕○子爵小笠原長生所藏本

正睦「ハリス」ニ面會ス

五月六日、○中略、

一四ツ御太鼓ニる出宅、

一登　城、四半ニ二寸前、○中略、

一備中殿、宅ニ亞墨利加使節相越候付、同人ニ者一同より先ニ、退出被致候、

〔老中達〕○公爵徳川圀順所藏本　防海雜記所載

○五月六日水戸藩家老へ

（朱書）「戊午五月六日、御家老御呼出ニる、御渡御書附之寫、但、奉書剪紙之、」

水戸殿・前中納言殿御一覽之上、尾張殿・紀伊殿ニ御廻達被成候樣、可被申上候事、

○別紙一

御返翰案

肅復

亞墨利加合衆國

大統領○中略、

○別紙二

和解



肅て亞墨利加合衆國、○下略、

〔徳川慶恕戊午春日記〕○侯爵徳川義親所藏本

五月六日、

（徳川慶篤、水戸藩主）小石川よりまで文通、條約之義ニ付申來、赤坂ニ（徳川慶福、和歌山藩主）順達致候事、夜分故、明日年寄ニ相渡申候事、

〔湯鑾雜纂〕○水戸藩士茅根伊豫之介手錄　公爵徳川圀順所藏本

五月六日、墨夷へ御返翰案、閣老より渡る、

〔高麗環雜記〕○東京帝國大學所藏本

五月六日、○中略、

一亞人、備中守殿御屋敷ニ參上、

〔蕃書調所詰米使出府取扱掛日記〕○帝國圖書館所藏本

五月三日、曇、

安原鋿三郎
大竹常五郎
向方

一交代、夫々ニ名前書ス、
一小遣ひ茂七・卯之吉出る、
一炭壹俵・油壹升受取候事、
一亞蘭外出之節御賄之義、前申送り之事、
一亞蘭外出之節達ー、當月ゟ宍戸心得ニ有之候事、
一使節幷通弁官とも、明四日四半時出門ニる、井上信濃守殿へ相越候旨、御小人目付鈴木和助申聞候間、昼夜廻り、三廻りにも、例之通り相達ス、上役衆にも、及文通候事、
但、同夕七時前、通弁官眞福寺へ相越候旨、同人申聞候、
一來ル六日、使節・通弁官共、夕八時前出門ニる、備中守殿御宅ニ罷越候由、前同人申聞候事、
一稻澤彌一兵衛、爲見廻り相越ス、
一夜五時、御門〻ニ付、見張所例之通り斷、下陣へ引拂、
一御門切手六枚、御小人目付清水久三郎へ返却、

吉澤仙四郎
大八木七兵衛



五月四日、天氣、

一例剋交代、名前書達、
一蠟燭十五挺受取、
一小遣茂七・久兵衛出る、
一明後六日、使節・通弁官とも、夕八時前出門ニる、備中守殿御宅ニ相越候旨、昨日達有之候事、
一昼九時出門、使節・通弁官とも、井上信濃守殿ニ相越、夕八半過立歸、右出役、由比万太郎・下役笹岡小平太、向方中島三郎右衛門・下役秋山德右衛門參候、
一服部孫九郎、爲見廻相越、
一夕七時出門ニる、通弁官、蘭人旅宿相越、右出役、詰合ゟ古谷、向方神田參候積之處、差支「ハリス」井上清直ヲ訪フ

笹岡小平太
古谷銹助
向方
秋山德右衛門
神田吉十郎

有之、延引相成候事、

一夜五時、御門〻ニ付、見張所引拂、

一御門出切手五枚、消印之上、御小人目付天笠鉢太郎ニ返却、

一茶半斤、請取候事、

同月五日、

鵜殿長鉄井上清直岩瀬忠震來訪

一例剋交代、夫々ニ名前書達ス、

一小遣久助・長吉出ル、

一炭壹俵受取、

一鵜殿民部少輔殿・井上信濃守殿・岩瀬肥後守殿御越有之候事、

一通弁官、夕七時出門ニる、蘭人旅宿ニ相越、夜九半時過立歸、中嶋・柴田附添參、深夜ニ相

竹田平八
中島兵三郎
向方
綿脫豊次郎
柴田勘太夫



成候間、明朝御屆出ス、

一明六日、亞人兩人、備中守殿御宅ニ罷出候段、御目付方ゟ、達有之候間、夫々ニ、例之通通達、

一夜九半時過、御門〻、見張所引拂、

一御門切手四枚、竹中半之助ニ返ス、

同六日、晴、

一例剋交代、例之通名前達、

一小遣定吉・長吉、

一炭壹俵受取、

一井上信濃守殿御越有之候事、

竹田平八
中田海助
向方
菱田兵助
岡田源三郎

「ハリス」正睦ヲ其邸ニ訪フ



一使節・通弁官共、今夕八時出門ニ而、備中守殿御宅ニ罷出、出役、稲澤氏・仁杉氏、向方松浦氏・中島氏、詰合ゟ中田・岡田附添參、同八半時頃相歸候ニ付、御屆差出候事、

○中略、

一例剋御門〆、見張所拂、

○中略、

一御出門切手五枚、御小人目付新見蠖藏へ返却いゐ一候、

〔眞福寺詰蘭國領事參府掛日記〕○帝國圖書館所藏本

五月五日、曇、昼後雨、

安原銕三郎
大竹常五郎
向方
吉澤仙四郎
大八木七兵衛

一例剋交代、夫々名前書出、

一由比萬太郎、見廻有之候事、

一夕七半時頃、通弁官罷越、同夜四半時相歸候事、

右出役、飯田町詰合中島・柴田相越ス、

一右同剋、御門〆切相成事、

一門出切手八枚、御小人目付栗島彥八郎へ返却、

〔仙臺藩士橋本九八郎日記〕○維新史料編纂會所藏本

五月十日、細雨、晩霽、

○中略、

一天神下ゟ善佐ヲ以、亞國へ之御返書寫、極内御移有之候ニ付、御奉行衆へ差出、月番へ相廻ス、

但一、通商之義、幸慰不少候へ共、全國商議之上ならてゟ調判成のさく、七月廿七日迄、限期延引之義被仰遣之、本文壹冊在、略之、

〔目付岩瀨忠震書翰〕○橋本景岳全集所載

○五月五日 福井藩士橋本左内宛

○上略、

○今日は別に可報告事も無之、今朝は乍暫時、公に拜謁、胸臆鄙吝一洗、至喜々々、草略

忠震「ハリス」ニ面會ス

大君ノ親書

水野忠寛ヲシテ沼津藩主水野忠良ノ後ヲ承ガムシ

布字、

重五　　蟾洲

橋　兄

貴恙愈御快和と存候、折角御珍攝之樣奉存候、今日亞使に面會、彼れも大に機嫌よろしく、追てミニストルたらん事を頻に望み居候樣子に御座候、愈明後七日歸豆に候、

〔ハルリス奉使日記〕○グリフイス編纂 福地源一郎抄譯

○上（七月八日卽陰曆五月二十八日ノ誤カ）略、六月八日附ニテ、國務卿ヘノ報告ニ曰ク、『○中略、閣老ハ又、大君ヨリ大統領ヘノ親書ヲ容タル大函ヲ渡サレタリ、大君ヨリ外國ヘノ親書ハ、二百四十年來是カ始ナリ、和蘭國王ヘノ返書ノ如キハ、閣老ノ書名ナリキ、』

幕府、沼津藩主水野忠良（出羽守）ノ致仕ヲ聽シ、支族忠寛（河內守○水野忠紹男○小性頭取）ヲシテ家ヲ繼ガシム。

〔幕府沙汰書〕○東京帝國大學所藏本

五月六日、○中略、

出羽守末家
御小性
水野河內守

水野出羽守家相續之儀、病中願置候、依之河內守儀家相續被仰付、領知無相違被下、御小性

名代　關（中泉小性）　越前守

御免被成候、

右於波之間、掃部頭・老中列座、中務大輔（脇坂安宅、老中）申渡之、

○安政年錄・溫恭院殿御實紀ニモ、マタ本書ト同一內容ノ記事アリ。

〔內藤信親日記〕○子爵小笠原長生所藏本

五月六日、○中略、

一四ツ御太鼓こゐ出宅、

一登　城、四半に二寸前、○中略、

一廻り出掛ヶ波之間列座、

五萬石　　水野出羽守

二千石　　末家　水野河內守

名代　關　越前守

水野出羽守家相續之儀、病中願置候、依之河内守儀家相續被　仰付、領知無相違被下、

御小姓

御免被成候、

右月番被申渡、〇中略、

一御用相濟、使遣、一同退出、九半に四寸前、

〔高麗環雜記〕〇東京帝國大學所藏本

五月六日、〇中略、

二千石、ゑゐ町

出羽守末家
御小性頭取

水野河内守

水野出羽守家相續之儀、病中願置候、依之河内守儀家相續被　仰付、領知無相違被下、

御小性　御免被成下、

右於波之間、掃部頭・老中列座、中務大輔申渡之、

熊本藩主細川齊護越中守　幕府ノ外交諮問ニ對ヘ、祖法ノ變更ハ已ムヲ得ザルモ、庶政ノ釐革・富强ノ籌策ヲ行フノ急務ナルヲ答申ス。

〔熊本藩主細川齊護答申書〕〇肥後藩國事史料所載

事ヲ寛ニシ防備ヲ整フベシ

外國ト戰ヲ開クハ不可

〇五月六日老中へ

亞墨利加人御取扱之儀ニ付、猶御沙汰之趣奉畏、得斗勘考仕候處、方今彼ニ接候御策略、寛急兩端有之、一時之小憤を不被忍、俄ニ交情を被絶候ハヽ、果ゐ不日ニ兵端と相成可申、防禦之手當如何可有御坐哉、暫事を寛ニし、防禦之手當等十分被設、萬全之御大謀有御座度、實ニ生民塗炭之機會と奉存候、素よゝ神祖以來萬古不易之御舊章御改革無之樣との儀者、懇願之至ニ御座候處、近十年來外洋各國之形勢變革ニしたかひ、蒸氣船等發明いたし、航海之術益相開、天涯ゑ比隣と相成、加之、軍制・兵器等各國實戰ニ試、大同小異一般改革致し、往古と者强弱勢を異ニし、夷人者禽獸之樣ニ唱來候得共、今に至ゐは、各國往々非常之人才ゑ出來、全强大國と相成、世界中割據之勢を振ひ、皇國之御武威者、比類ゑ無之相聞候得共、二百餘年之太平鎖國中、彼一變いたし候てハ往昔之强を賴、是よゝ容易ニ兵端を被開候儀者、何程に可有御座哉、たとへ强國にても一國之相手に候ハヽ、防禦之手術も難かる間敷候得共、一旦兵端を被開候ハヽ、彼同盟申合、皇國四海之海岸に隱見出沒、不意ニ無備之地を襲ひ、或者運送之路を絶候樣之儀ゑ有之候ハヽ、我ニ者洋外新ニ發明之器械等全開兼、其上大艦等ゑ無之、手を束、只々奔命ニ疲、我者自ら勞し、彼は却ゐ逸する之理ニゐ、先者一小國を以、全世界中之强國と常ニ對陣之譯ニ相成、戰ニ者勝利を得候と ゑ、竟に

非常ノ變革モ已ムヲ得ズ

庶政ヲ改メ富强ノ策ヲ行フベシ

者國力疲弊、自ら殪之形ニ而不容易御一大事に可有御座、此節非常之御變革者誠ニ不被得止之御儀歟と奉存候、且又昇平二百餘年之末、一統奢美ニ移り、列藩之疲弊、士民之惰弱、此儘ニ而俄ニ實戰ニ臨候ハヽ、必勝無覺束、因而外ニ而開港・貿易等御變革御座候ハヽ、内ニ者御政典御大變革有之治世、華美驕奢之風、繁雜無益之弊等、縱令御仕來之儀も斷然と被改、一統耳目を新ニし、簡易・無造佐(作)之古風ニ被復、軍國之事而已、上下一致ニ覺悟いたし候樣ニ相成、富國之基を起し、左候而彼を知、己を知之理ニしたかひ、各國實戰ニ相試候軍制・兵器・大艦等、猶更研究いたし、皇國固有之長處を合、我より彼か無禮を罰候勢に相成候ハヽ、全世界中彌以武威を被輝、萬々歲を可奉仰と奉存候、不顧憚此段申上候、以上、

五月六日　　細川越中守

〔熊本藩家老長岡佐渡等書翰〕○肥後藩國事史料所載

○三月六日在府家老溝口藏人宛

以別紙申達候、亞墨利加一件付而、公邊に被差上候御答書之御主意、自然ニ重ゐ御尋等も難量候付、評議之次第書取ニ仕差上候樣被仰付候間、御一門衆初に爲申談、採要之處者御答書ニ付紙相用、外ニ大趣意書取ニして差上置候間、右之寫二通差進候條、猶御心付之儀も有之候ハヽ、御着府之上、御願御取加被下度、遠路を隔候ゐて、時々之事情も分兼候付、宜御勘考可被下候、以上、

三月六日　　三淵志津摩
　　朽木内匠
　　小笠原備前
　　大木舍人
　　有吉頼母
　　上長岡佐渡

被仰越通致承知、別紙御書取寫二通受取置申候、以上、

四月十六日

舊制ノ變改モ已ムヲ得ズ

國内ノ人心一致ヲ要ス

下溝口藏人殿

○別紙一

亞墨利加使節再應申立之趣ニ付、追々應接、彼方より差出候條約下案之箇條、御取縮御刪除ニ相成候帳面御渡、猶見込も有之候ハヽ、無伏藏早々申上候樣、御沙汰之趣奉畏候、畢竟世界變化之時勢ニ付、御安寧を被計、舊來之御制度を此節被改候儀、不被得止勢とハ相考候得共、彼より强ゐ相願候末、是迄之御國法を御改革ニ相成候ハ、誠ニ遺憾不少、其上利害之程も如何可有之哉、併此儀ハ精々御廟議を被盡候上之御處置ニ候得ハ、兎角可申上樣も無御坐候、此程も御沙汰有之、追々應接ニも專ら被仰立候人心居合之一條、至極大切之儀